

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)について

(諮問第3176号)

<目次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	88
3	審査結果	160

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

令和6年3月18日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

令和6年1月23日付け諮問第3176号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。

NTT東日本・西日本に対し、令和5年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和7年3月31日までに、総務省に報告すること。（考え方12）

以上

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方(案)

－令和6年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和6年1月24日(水)～同年2月21日(水)(案件番号: 145210232)
再意見募集期間: 令和6年2月28日(水)～同年3月12日(火)(案件番号: 145210249)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 11件(法人等: 9件、個人: 2件)
再意見提出者 15件(法人等: 10件、個人: 5件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人C
2	個人B	個人D
3	Q Enterprise Systems株式会社	個人E
4	KDDI株式会社	個人F
5	ソフトバンク株式会社	個人G
6	楽天モバイル株式会社	KDDI株式会社
7	中部テレコミュニケーション株式会社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
8	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
9	一般社団法人IPoE協議会	一般社団法人IPoE協議会
10	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	株式会社オプテージ
11	アルテリア・ネットワークス株式会社	ソフトバンク株式会社
12	-	楽天モバイル株式会社
13	-	東日本電信電話株式会社
14	-	西日本電信電話株式会社
15	-	アルテリア・ネットワークス株式会社

1 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

(1) 総論・算定方式等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の加入光ファイバの重要性は一層高まっている。加入光ファイバとの接続の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を整備し、利用者利便の向上に繋げることが重要であり、接続事業者の予見可能性の向上や継続的なコスト削減等による接続料低廉化を図る必要。 ● 同旨意見(1者)。 ● 今次申請のコスト上昇要因は、いずれも上昇トレンドが今後も継続することが想定される。低廉化してきた接続料が上昇に転じることで、公正競争が阻害されることが懸念。 ● 公正競争上の観点及び将来原価方式を採用する意義からも、低廉化の継続が適切。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労務費・原材料費等の高騰によりコストは増加傾向にあるが、企業における当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に取り組む。加入光ファイバは、需要の鈍化の中で、回線の廃止に係る対応が増える一方、開通も一定規模では引き続きあるため、無派遣工事の促進・残置回線の再利用・引込線転用等の取組も進めている。 ■ 加入光ファイバについては、接続事業者の予見性を高める観点から、自主的な取組として実績収入費用間差額及び接続料算定上の各種比率の速報値を10月末に開示しており、今後も同様に対応する考え。 ● 賛同意見(1者)。 ● 低廉化の必要性等に関する賛同意見(1者)。NTT東日本・西日本においては、設備効率化・経営合理化を促進して接続料の低廉化を図ることが重要。 	<p>考え方1</p>	<p>修正の有無</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH 等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT 東・西日本の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。 ○ そのためには、加入光ファイバを利用する接続事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では引き続きあることから、無派遣工事の促進や残置回線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料が低廉な水準であることは、FTTHアクセスサービス市場における加入光ファイバとの接続による提供形態の活用に資するものであり、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。 ○ そのため、加入光ファイバ接続料の算定方法等については、総務省にお 	<p>無</p>

<p>業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減等による接続料の低廉化を図る必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要な5GやFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東」といいます。)殿・西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西」といいます。)殿の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>○ そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>○ 令和6年度の接続料におけるコスト上昇の要因については、設備管理運営費における道路占用料の上昇、報酬における国債利回りの上昇、接続に係る工事費については労務費・物件費・作業委託費の上昇など、いずれも上昇トレンドが来年度以降も継続することが想定されることから、これまで低廉化してきた接続料が上昇に転じることで、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が阻害されることが懸念されることが考えます。</p> <p>○ 公正競争上の観点からも、将来原価方式を採用する意義からも、接続料は低廉化が継続されることが適切であると考えます。</p>	<p>組みも進めているところです。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価、需要、資本コスト算出に係る各種比率等の速報値についても、翌年度接続料の認可申請に先立ち、再計算報告時に情報の事前開示を行っており、今後も引き続き同様の対応を行う考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿及び中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。加入光ファイバの重要性や利用者利便の向上に鑑み、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が維持されるよう、接続料に係る予見可能性の向上、継続的なコスト削減等が重要であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ KDDI様の「継続的なコスト削減等による接続料の低廉化を図る必要がある」とのご意見、及びソニーネットワークコミュニケーションズ様の「接続料は低廉化が継続されることが適切である」とのご意見に賛同致します。</p> <p>○ FTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラである光ファイバの重要性や不可欠性は今後もますます増大していくものと考え</p>	<p>いて、今後も必要に応じ、議論を行うことが適切と考えます。</p> <p>○ 一方、加入光ファイバ接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を逸脱した水準となる場合、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にも繋がることに留意すべきと考えます。</p> <p>○ なお、接続事業者による予見性確保については考え方2から5まで、コスト効率化に関する取組については、考え方11から13までのとおりです。</p>
---	--	--

<p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>られることから、NTT東西殿におかれては、設備の効率化や経営の合理化を促進され、接続料の低廉化を図ることが重要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状の加入光ファイバ接続料の算定方法では、前期算定期間の最終年度に認可申請されるまでの間、接続事業者が次期算定期間の接続料水準を知ることができず、十分な予見可能性が確保されているとは必ずしも言えない。 ● 令和5年度には、値下がり傾向が続いていた加入光ファイバ接続料が大幅に上昇したが、事前に予測水準を把握できれば、接続事業者の経営への影響もある程度緩和できる。 ● 予見可能性を向上させ、公正な競争環境を確保するためにも、毎年度、複数年度分の適用額・予測を提示いただくことを改めて要望。 ● 昨年度改定時の当審議会の考え方とおり、次期算定期間の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等、検討することを要望。 ● 加入光ファイバの予測接続料の算定等に関する同旨意見(1者)。 ● 次期算定期間に係る認可申請の遅延も想定されるため、遅くとも令和7年10月までに予測接続料の算定・公表が必要。また、NTT東日本・西日本が毎年10月頃に開示する事項について、接続事業者の意見等を踏まえて見直すことを要望。 	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバについては、接続事業者の予見性を高める観点から、自主的な取組として実績収入費用間差額及び接続料算定上の各種比率の速報値を10月末に開示しており、今後も同様に対応する考え。 ■ 当社は多様な接続形態・様々なアンバンドル機能を提供しており、将来原価方式における予測を毎年見直すこと等については、費用・需要の予測に相当の稼働を要する上、一定の前提を置いて将来の水準を推計しても、実態と乖離が生じることは避けられない。接続事業者の意見を聞きながら、予見性向上に資する情報開示等について今後も引き続き検討していく。 ■ 次期加入光ファイバ接続料でも、市場・事業環境の変化を踏まえ、算定方法・織り込む要素を十分に検討する必要があるため、開示時期のみを事前に定めた場合、その時点での検討状況を基にした不確定な接続料水準等の情報をいたずらに開示することになりかねず、かえって予見性を損ない、混乱を招くおそれ。当社としては、必要な検討を行った上で、可能な限り早期の申請・情報開示を行うよう努める。 ● 賛同意見(4者)。 ● 事前に接続水準を予見可能とすることは接続事業者の安定的な経営を確保する観点から非常に重要。 ● 予見可能性の向上が必要。国債利回りは令和4年度に大幅に上昇しており、令和5年度も上昇傾向が続いているため、加入光ファイバ接続料は益々上昇する可能性が高い。予測接続料の開示は有用であり、次期算定期間に向けて接続研で議論・検討すべき。 	<p>考え方2</p>	

<p>○ 将来原価方式の算定方法見直し</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では3年度)分の接続料が申請されておりますが、次期算定期間の接続料は、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料水準を知ることができず、必ずしも十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。</p> <p>○ 令和5年度の接続料改定においては、報酬額の上昇等の影響により、それまで複数年度に亘り値下がり傾向が続いていた接続料が大幅に上昇しました。単金の変動自体は避けられない状況であった場合でも、事前に予測水準を把握することができれば、接続事業者の経営への影響もある程度緩和できるものと考えます。</p> <p>○ 接続事業者の予見可能性を向上させ、公正な競争環境を確保するためにも、毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくことをあらためて要望いたします。</p> <p>○ 総務省殿からは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する意見及びその考え方(以下、「令和5年度答申」)考え方3にて、「次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当」との考えが示されていることから、次期算定期間(令和8年度以降)の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等、ご検討いただくことを要望いたします。</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価、需要、資本コスト算出に係る各種比率等の速報値についても、翌年度接続料の認可申請に先立ち、再計算報告時に情報の事前開示を行っており、今後も引き続き同様の対応を行う考えです。今後の情報開示の見直し等についても、接続事業者様のご意見を伺いながら検討し、引き続き、接続事業者様の予見性確保に向けた情報開示に努める考えであり、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額についてもいただいたご意見を踏まえ、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取組みとして、開示する考えです。また、接続事業者様にとって重要性が低いと考えられる開示情報については、対象外とすることも含めて扱いを検討してまいります。</p> <p>○ なお、当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定している接続料等について予測を行うことは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を大胆に推計するとしても予測と実態に乖離が発生することは避けられないことから、接続事業者様のご意見も伺いながら予見性向上に資する情報開示等について、今後も引き続き検討していく考えです。</p> <p>○ 次期加入光ファイバ接続料についても、直近の市場環境・事業環境の変化等を踏まえつつ算定方法</p>	<p>○ 次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当です。また、その際、意見にあるような加入光ファイバ接続料の予見性確保の在り方についても、必要に応じ、検討することが適当です。</p> <p>○ なお、予測接続料については考え方3、情報開示については考え方4のとおりです。</p>	<p>無</p>
---	--	--	----------

<p>(KDDI株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」といいます。)の際に当社から意見したとおり、接続事業者の予見可能性について、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要と考えます。 ○ また、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する答申(以下、「前回答申」といいます。)において、「いずれにせよ、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当と考えます。(※考え方3)」との考え方が示されていることから、2026年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を行う必要があると考えます。 ○ 2026年度からの次期算定期間に関する認可申請が遅延することも想定されることから、認可申請に先立ち遅くとも2025年10月までには2026年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要と考えます。 ○ また、NTT東殿・NTT西殿が毎年10月頃に接続事業者向けに開示されています「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」について、接続事業者の意見等を踏まえて開示対象の項目を適宜見直しされることを要望いたします。 <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>や算定上織り込むべき要素について十分に検討を行う必要があるため、開示時期のみを事前に定めた場合、その時点での検討状況を基にした不確定な料金水準等の情報をいたずらに開示することにもなりかねず、かえって接続事業者様の予見性を損ない、混乱を招くおそれがあると考えます。なお、当社としては、必要な検討を行ったうえで、可能な限り早期の申請及び接続事業者様の予見性に資する情報開示を行うように努める考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘の道路占用料の改定や利息の上昇といった費用の細目の変動が接続料原価に与える影響を会計年度単位で具体的に予測することは、可能な限り早期の申請を実現するという観点も踏まえると対応が難しいものです。当社としては、申請時点で把握・予測可能な変動要素等を踏まえ一定の合理的な予測に基づき料金を設定しており、今後も同様の対応をしていく考えです。 ○ なお、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者様の営業戦略等により変化するため、予測の段階からすべての要素を織り込むことは困難であり、構造上、予測との乖離が不可避であると考えます。そのため、設備を利用する接続事業者様に当年度の原価を応分にご負担いただくという接続料の原則に基づき、加入光ファイバの接続料は当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正するために、3条許可申請に基づき乖離額調整を織り込む申請を行ったものです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (再意見3及び5のとおり。) <p>(KDDI株式会社)</p>		
--	---	--	--

	<p>○ KDDI殿、中部テレコミュニケーション殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。接続料の予見可能性を確保して競争を活性化することは非常に重要であり、そのためには特に、NTT東西殿には3か年分の接続料を毎年度開示していただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「SNC殿」といいます。)、および中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「ctc殿」といいます。))の意見の通り、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。))及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)) (以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。))の加入光ファイバ接続料について、次期算定期間の接続料は、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料水準を知ることができず、必ずしも十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況であり、特に令和4年度までの単金値下がり傾向と異なり、令和5年度の加入光ファイバ接続料(シングルスター方式)は令和4年度単金と比べて、NTT東日本殿は+220円(約+11%)、NTT西日本殿は+218円(約+8%)と単金は値上がりに転じている状況にあり、接続事業者側の経営に大きな影響が生じる恐れがあるため、予見可能性を向上させることが必要と考えます。</p> <p>○ 令和6年度に向けての3条許可申請に伴う加入光ファイバの乖離額調整の要因の一つとして、国債利回りの上昇が挙げられており、令和5年度の接続料の改定等に関する認可申請(以下、「令和5年度将</p>		
--	--	--	--

	<p>来原価認可申請」といいます。)時は最新の情報を踏まえ、令和3年度の0.09という値を横引きすることは一定の合理性があると考えますが、現時点で令和4年度の国債利回りは0.3へと大幅に上昇し、令和5年度についても継続して上昇傾向が続いていることから、加入光ファイバの接続料はますます上昇する可能性が高い状況にあります。</p> <p>○ KDDI殿、SNC殿、ctc殿の意見にもある通り、接続事業者への経営に対する影響を考慮し予見性を向上させるためには、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、NTT東西殿においても毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することが有用であり、次期算定期間(令和8年度以降)の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等により、予見性向上に向けた取組や算定方法の在り方について、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)で議論・検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ ソニーネットワークコミュニケーションズ様、KDDI様、中部テレコミュニケーション様およびソフトバンク様の「予見可能性の向上」に関するご意見に賛同します。</p> <p>○ 接続事業者にとって、事前に接続料の水準を予見できるようにすることは、安定的な経営を確保する観点から非常に重要な課題であると認識しており、毎年度、複数年分の接続料をご提示いただけるよう希望致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <p>● 加入光ファイバの重要性が高まる中、急激に接続料が上昇する場合は、接続事業者の経営に大きな影響</p>	<p>再意見3</p> <p>■ 当社は多様な接続形態・様々なアンバンドル機能を提供しており、将来原価方式における予測を毎年見直</p>	<p>考え方3</p>	

<p>が生じるおそれ。予見性向上の観点から、第二種指定設備のデータ接続料のように毎年度3年度分の適用額・予測額を提示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年度改定時にも考え方が示されているが、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年度の申請の前年度は、将来分の予測情報がなく、予見性が確保されていない。直近は接続料が上昇に転じており、接続事業者のコスト管理が困難で事業影響が大きい。 ・ 現状でも当初申請時には3年度分を予測するため、第二種指定設備と算定方法が異なることのみを理由に毎年度予測できないわけではない。加入光ファイバの予測のみであれば、法定機能数が第二種指定設備と大きく異なるとは考えられない。 ● 接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合、接続料に大きく影響する要因を把握した場合は、事業者説明会のタイミングを待たず、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべき。特に令和6年能登半島地震に伴い接続料への影響が予測されるため、影響時期や規模を早期に情報開示すべき。 	<p>すこと等については、費用・需要の予測に相当の稼働を要する上、一定の前提を置いて将来の水準を推計しても、実態と乖離が生じることは避けられない。かえって接続事業者の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料の予測では、メタル設備等の他の機能との費用・資産の配賦に係る計算・予測が必要であり、第二種指定設備とは算定の条件・作業負担が大きく異なる。 ■ 加入光ファイバについては、接続事業者の予見可能性を高める観点から、自主的な取組として、実績収入費用間差額を10月末に開示してきた。加えて、接続料に大きく影響する要因が発生した場合は、必要に応じて可能な限り情報開示を行う考え。 <ul style="list-style-type: none"> ● 予測接続料に関する賛同意見(3者)。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料は、将来原価方式のもと、現状は将来も含め3年度分の接続料が申請されますが、その申請単金が適用されている期間中は次期算定期間の接続料の予測が開示されていません。 ○ 5Gやブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、ますます加入光ファイバの重要性が高まる状況にある中、将来原価方式による令和5年度の接続料の改定等に関する認可申請(以下、「令和5年将来原価認可申請」といいます。)のように、急激に接続料が上昇する場合は、接続事業者側の経営に大きな影響が生じる恐れがあります。このような接続事業者への事業影響を考慮し、予見性を高める観点から、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、東日本電信電話株式会社殿(以 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定をしている接続料等について予測を行うことは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を一定の前提を置いて推計したとしても予測と実態に乖離が発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。 ○ また、シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の加入光ファイバ接続料の予測にあたっては、メタル設備など他の機能との費用・資産の配賦に係る計 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予測接続料については、考え方2のとおり、次期算定期間に向けて、必要に応じ、検討することが適当と考えますが、意見で指摘の点については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定設備において生じていたものとは異なる原価管理・予見性に関する問題があるとの指摘と承知しており、今後の検討に当たっては、指摘のあった観点を踏まえて予見性の確保に関する検討を進めていくことが適当と考えます。 ・ また、予測対象機能数に係る指摘については、指摘も踏まえて、NTT東日本・西日本において課題と考 	<p>無</p>

<p>下、「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。))においても毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示すべきと考えます。</p> <p>○ この点について、令和5年将来原価認可申請の意見募集において、総務省殿からは、第二種指定設備において生じていたような原価管理・予測性に関する問題は生じていないこと、技術の進展等の環境の変化については、第二種指定設備と異なると考えられること、第二種指定設備とは接続料の算定方法、アンバンドル機能の数等が異なるため、算定に係る作業負担についても、第二種指定設備と異なると考えられることに留意すべきとの考え方が示されていますが、以下の観点から第二種指定設備の接続料の予測性確保の取組を加入光ファイバにおいても採用すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年度の接続料申請がなされる前年においては、将来分の接続料の予測情報がなく、予測性が確保されていないこと。値下げ傾向が継続している場合は事業影響が少ない一方、直近は単金上昇に転じていることから接続事業者のコスト管理が困難で事業影響が大きく、原価管理・予測性の課題が生じること ・ 現状複数年度の接続料申請時においては、将来3年度分の単金を予測し申請しているため、第二種指定設備と算定方法が異なることのみを理由に毎年度翌3年度分の単金を予測できないわけではないこと。また、シェアドアクセス、シングルスターの予測単金のみであれば、アンバンドル機能数が第二種指定設備の場合と大きく異なるとは考えられないこと 	<p>算や予測が必要となることから、第一種指定設備における将来予測については第二種指定設備とは算定の条件・作業負担が大きく異なると考えます。</p> <p>○ なお、加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予測性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところです。加えて、接続料に大きく影響する要因が発生した場合は、必要に応じて可能な限り情報開示を行う考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度分の接続料が申請されていますが、次期算定期間の接続料は、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料水準を知ることができず、十分な予測性が確保されているとは言えない状況です。</p> <p>○ 接続事業者における予測可能性を確保する観点から、NTT東・西においては、加入光ファイバの接続料について毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 各社からも提出されている、予測性向上の観点から東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿においても毎年度3年度分の接続料を提示すべきとの意見に賛同致します。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料については申請時に将来原価方式により算定された3年度分の料金が提示さ</p>	<p>える点を適切に説明し、その上で検討を進めていくことが適切と考えます。</p> <p>○ また、意見の後段については、NTT東日本・西日本において実施している情報開示の取組等により予測可能性が確保されることが重要と考えます。</p> <p>その上で、災害特別損失を計上する場合において、3条許可を受けて接続料原価に算入するときについては、総務省から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続会計の公表の際に、その設備区分別の内訳についても公表すること ・ 接続事業者に対し、災害特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請より可能な限り早い時期に公表することについて検討することとの要請(※)がされているところであり、令和6年能登半島地震に際して生じた費用等について3条許可を予定する場合もこれによることが必要と考えます。 <p>※ 「実際原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等に関して講ずるべき措置について(要請)」(平成26年3月31日総基料第58号)記2</p>
---	--	--

<p>○ また、実績原価接続料、将来原価接続料双方において、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者の開示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>れているものの、当該申請料が適用されている間は次期算定期間の予測接続料が開示されないため、この期間は接続事業者においては接続料の予見が困難な状況にあります。直近のトレンドに反して接続料が大幅に変動する場合においても接続事業者による予見可能性を十分に確保できるよう、将来3年度分の予測接続料を毎年度提示いただくことを要望致します。 (楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ (再意見2のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度の接続料は下がる見込みであったのに上昇し、接続事業者に甚大な影響がある。 ● 接続事業者は複数年度の申請額を基に事業計画を立てており、接続料が申請額と異なるトレンドで変動する場合、計画自体の見直しを余儀なくされ、特に新規・後発事業者にとっては、新規参入やエリア拡大を見合わせる可能性もあり、市場全体にも悪影響が及ぶ。 ● 道路占用料改定・利息の上昇は数年前の環境変化の結果。当初申請時点で乖離額調整に基づく上昇が予想できている場合は、申請に盛り込むべき。 ● 接続事業者は令和7年度の接続料水準を予見できない。予見性を確保して競争を活性化するため、第二種指定設備のデータ接続料と同様に、3か年分の接続料を毎年度開示することが適当。 	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 予見性の確保等に関する意見(再意見2と同旨)。道路占用料の改定、利息の上昇等の費用の細目の変動が接続料原価に与える影響を会計年度単位で具体的に予測することは、可能な限り早期に申請する観点も踏まえると対応が困難。申請時点で把握・予測可能な変動要素等を踏まえて一定の合理的な予測に基づき設定しており、今後も同様に対応する。 ■ 原価・需要の実績は変化するため、予測の段階から全ての要素を織り込むことは困難。構造上、予測との乖離が不可避であり、応分負担の原則に基づき、乖離額調整を織り込む申請を行った。 ● 予測接続料に関する賛同意見(3者)。 	<p>考え方4</p>	
<p>○ 令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された令和6年度の接続料は、令和5年度の接続料より下がる見込みであったにもかかわらず、今般の3条許可に基づく乖離</p>	<p>○ (再意見2のとおり。) (再掲:ご指摘の道路占用料の改定や利息の上昇といった費用の細目の変動が接続料原価に与える影響を会計年度単位で具体的に予測することは、可能な</p>	<p>○ 将来原価方式に基づく接続料は、費用・需要の実績値に基づき、「合理的な将来の予測に基づき算定するもの」とされているところ、今次算定期間</p>	<p>無</p>

<p>額調整の結果、令和6年度の接続料は上昇することとなり、接続事業者にとっては甚大な影響があると認識しています。</p> <p>○ 具体的には、接続事業者はNTT東西殿が認可申請を行った複数年度の接続料申請額をもとに事業計画を立てており、今回のように接続料のトレンドが事前の申請額と異なるトレンドで変動をする場合、計画自体を見直すことを余儀なくされ、特に新規事業者や後発事業者にとっては、予定していた新規参入や事業エリアの拡大計画を見合わせる可能性もあり、市場全体にも悪影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>○ また、令和6年度の接続料の改定の理由である道路占用料の改定や利息の上昇自体は、数年前の環境変化に対する結果であり、複数年度の認可申請時点で乖離額調整に基づく上昇が予想できている場合は、認可する金額に盛り込むべきと考えます。</p> <p>○ さらに、現時点で、令和7年度の接続料は、令和5年度に申請された金額から変動する可能性が高いと推察しますが、接続事業者側では結果を予想することはできません。</p> <p>○ このようなことから、接続料の予見性を確保して競争を活性化するため、モバイルの接続料と同様に、NTT東西殿におかれては、3か年分の接続料を毎年度開示していただくことが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>限り早期の申請を実現するという観点も踏まえると対応が難しいものです。当社としては、申請時点で把握・予測可能な変動要素等を踏まえ一定の合理的な予測に基づき料金を設定しており、今後も同様の対応をしていく考えです。</p> <p>なお、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者様の営業戦略等により変化するため、予測の段階からすべての要素を織り込むことは困難であり、構造上、予測との乖離が不可避であると考えます。そのため、設備を利用する接続事業者様に当年度の原価を応分にご負担いただくという接続料の原則に基づき、加入光ファイバの接続料は当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正するために、3条許可申請に基づき乖離額調整を織り込む申請を行ったものです。)</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ (再意見3のとおり。) (KDDI株式会社)</p> <p>○ (再意見2のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ (再意見2のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>の当初申請において用いられた算定方法は、原価については令和3年度会計実績に基づき、需要については、申請時点までの状況を基に算定されており、認可することが適当と考えたものです。</p> <p>○ ここで、申請時点で予測結果を左右しうる個別の要素が判明していた場合、これを加味して予測を行うことは、予測の精緻化に資する効果があると認められるものの、どの要素を加味するかについて申請者の恣意が入り込む余地があることも否定できません。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、今後の将来原価方式に基づく申請に当たって、十分精緻な予測を行うことを前提としつつ、どのような要素を加味して予測を行うかについて合理的に検討し、算定根拠等で予測方法を明らかにすることで、接続事業者の予見性を確保することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、予測接続料については考え方2のとおりですが、意見中、令和7年度の接続料水準については、本年10月にNTT東日本・西日本が行う開示により水準を予見することが可能と考えます。</p>	
<p>意見5</p> <p>● NTT東日本・西日本が10月末に開示する事項は、接続事業者の予見性を高める上で非常に有益な情報。加入光ファイバの重要性が高まっていることから、加入光ファイバに係る情報開示を充実させ、予見可能性</p>	<p>再意見5</p> <p>■ 予見性の確保等に関する意見(再意見2と同旨)。加入光ファイバについては、接続事業者の予見性を高める観点から、自主的な取組として実績収入費用間差額及び接続料算定上の各種比率の速報値を10月末に開</p>	<p>考え方5</p>	

<p>の向上に努めることが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分岐端末回線接続料、光屋内配線加算額及び残置回線維持負担額について追加の開示を希望。 ● 開示対象の追加により開示時期の遅延等が懸念される場合は、接続事業者の意見を聴取し、重要性の低い事項の開示時期の後ろ倒しや開示対象からの除外等、見直すことも考えられる。 ● 追加の情報開示に係る同旨意見(1者)。 	<p>示しており、今後も同様に対応する考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も接続事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める。意見があった事項についても可能な限り毎年度10月末に自主的な取組として開示する考え。 ■ 接続事業者にとって重要性が低い開示情報については、対象外とすることも含めて検討していく。 ● 追加の情報開示に関する賛同意見(2者)。 		
<p><接続事業者の予見可能性の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度予測単金の開示範囲見直し ○ NTT東・西殿による取組みとして毎年度10月末頃に開示いただいている「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」(以下、「予測接続料」)は、接続事業者の予見性を高める上で非常に有益な情報となっています。 ○ 現在、予測接続料は、ドライカップやメタル専用線、回線管理運営費、接続専用線、中継ダークファイバ、加入光ファイバ(光信号端末回線、光信号主端末回線)等について、情報開示いただいておりますが、前述(事務局注)のとおり、加入光ファイバの重要性が近年益々高まっていることから、加入光ファイバに係る情報開示を充実させ、接続事業者の予見可能性の向上に努めることが重要であると考えます。 ○ 具体的には、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額について、追加で情報開示いただくことを希望します。 ○ なお、開示対象を増やすことで、開示時期の遅延等が懸念される場合には、必要に応じて接続事業者の意見を聴取し、重要性の低い予測接続料について開示時期の後ろ倒しや開示対象外にする等、適宜見直すことも考えられます。 <p>(事務局注:KDDI意見1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (再意見2のとおり。) <p>(再掲:加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価、需要、資本コスト算出に係る各種比率等の速報値についても、翌年度接続料の認可申請に先立ち、再計算報告時に情報の事前開示を行っており、今後も引き続き同様の対応を行う考えです。今後の情報開示の見直し等についても、接続事業者様のご意見を伺いながら検討し、引き続き、接続事業者様の予見性確保に向けた情報開示に努める考えであり、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額についてもいただいたご意見を踏まえ、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取組みとして、開示する考えです。また、接続事業者様にとって重要性が低いと考えられる開示情報については、対象外とすることも含めて扱いを検討してまいります。)</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記意見のとおり、NTT東・西が開示している「接 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見中で指摘のあった情報については、NTT東日本・西日本においては、再計算報告に用いた数値を可能な限り毎年度10月末に開示する考えが示されており、接続事業者の予見性を高めるために講じられた方策として評価できるものです。総務省においては、この取組を注視することが適当と考えます。 ○ なお、これまで毎年度10月末に開示されている情報は、いずれも再計算報告に用いている値であり、開示に際して固有の算定作業が生じているものではないと考えますが、開示の意義が失われた情報の開示を継続するのは不合理であると考えられ、今後、接続事業者の意見を踏まえ、NTT東日本・西日本において、既存の対応の整理・追加的な対応の要否について検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 現在、将来原価である加入光ファイバ接続料についての乖離額について、前年度の実績が確定した段階で事業者への予想値の開示を行って頂いておりますが、接続料の予見性を確保して競争を活性化するためには、実績原価である分岐端末回線の接続料のほか、光屋内配線加算額や残置回線の維持負担額についても、中継ダークファイバ等と同様に算定期間中、適時に開示していただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報については、接続事業者の予見性を高める上で非常に有益な情報となっております。</p> <p>○ 加入光ファイバの重要性が近年益々高まっていることから、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額について、追加で情報開示いただくことを希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI殿の意見に賛同します。接続料の予見可能性を向上するため、次年度予測単金に関し、光信号分岐端末回線、光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額や工事費について追加で情報開示いただくことを希望します。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見6</p> <p>● 令和5年度の接続料では、令和4年度の接続料が特異的に低廉な水準であることを理由に、激変緩和措置が適用されなかったと認識。しかし、接続事業者への影響に鑑みれば、令和6年度の接続料の上昇では激変緩和措置を適用すべき。「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(以下「平成27年答申」という。)を踏まえて改めて検討し、総務省から要請することが適当。</p>	<p>再意見6</p> <p>■ 令和5年度以降の加入光ファイバ接続料は、コロナ禍等の影響を受ける以前の水準に戻ったものであり、激変緩和措置を適用していない。</p> <p>■ 今次算定期間では、乖離額を3年間で平準化して算入することで接続料水準を平準化している。</p> <p>■ 更に各年度の乖離額調整でも追加的な激変緩和措置を講じると、光の需要の一巡等により将来の接続料の大きな低廉化が見込めない中、調整額の繰延べを行うこととなり、繰延べ先の年度で接続料水準が上昇する。この点、昨年度改定時に当審議会の考え方も示されている。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 令和5年度の接続料の急激な上昇については、令和4年度の適用接続料が新型コロナウイルス感染症の拡大等による報酬の減少等を反映した乖離額調整の結果として特異的に低廉な水準となっていることを理由として、激変緩和措置が適用されなかったと認識しています。しかしながら、接続事業者への影</p>	<p>○ 令和4年度までの加入光ファイバ接続料がコロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続料)の実態を大きく下回る水準にまで低下してきたところ、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料については、それらの影響を受ける以前の水準にま</p>	<p>○ 今次算定期間においては、算定期間中の接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、3条許可(※1)を受けて、前算定期間中の乖離額を3年間で平準化する措置がとられています。これに加え</p>	<p>無</p>

<p>響に鑑みれば、令和6年度の申請接続料の上昇については、過去の算定期間に設けられていた激変緩和措置(接続約款附則において、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、希望する事業者が当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置の適用が受けられるとする規定)を適用すべきものであり、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成28年9月14日情報通信審議会答申)を踏まえ、激変緩和措置の適用について改めて検討いただき、総務省殿から要請いただくことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>で戻ったものであったことから、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の申請にあたっては激変緩和措置を適用しておりません。</p> <p>○ その際、本算定期間(令和5年度から令和7年度)での接続料設定においては、接続料水準を安定化させ、接続事業者様の事業の予見性を確保するために、前算定期間中の乖離額を3年間で平準化する措置をとっているところです。</p> <p>○ これに加え、各年度の乖離額調整においても追加的な激変緩和措置を講じると、光需要の一巡等により、従来のように将来の接続料の大きな低廉化が見込めない中で、調整額の繰延べを行うこととなり、繰延べ先の年度において接続料水準が上昇することとなります。この点については、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の申請において「これに加え、追加的な激変緩和措置を講じることが、加入光ファイバに係る実際のコストと接続料単金が著しく乖離する結果となり、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にもつながるため、慎重な議論が必要」との情報通信行政・郵政行政審議会の考え方も示されているところです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>て追加的な激変緩和措置を講じることが、昨年度改定時の当審議会の考え方(※2)のとおり、加入光ファイバに係る実際のコストと接続料単金が著しく乖離する結果となり、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にもつながるため、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>※1 令和5年7月31日総基料第161号 ※2 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(情郵審議第31号)考え方20</p>	
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主端末回線接続料は芯線単位で設定されており、接続事業者にとっては収容率を高めることが競争力を高めるために不可欠。 ● 主端末回線1芯線を共用できる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されているため、平成27年答申のとおり、公正競争を確保する観点から、光配線区画の統合を進めることは必須。 ● 既存の光配線区画の統合・分割の取組の注視に係る議論はここ数年行われておらず、公表資料からは見直しが進んでいるとは言いがたい。既存の光配線区画の 	<p>再意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は河川・鉄道等の地理的条件や電柱・ケーブルの敷設状況を踏まえ、創設コスト・保守運用コスト・カバー世帯数を考慮し、最も経済的・効率的となる範囲を光配線区画として設定。収容率の向上については、これまでも隣接する光配線区画の統合と求めに応じた光配線区画に係る情報提供の取組を進めており、今後も継続的に取り組んでいく。 ■ 高度無線環境整備推進事業等により拡大した新規エリアでは、需要密度が疎のため区画内の加入電話等回線数が少ない傾向はあるが、既存エリアでは、光配 	<p>考え方7</p>	

<p>統合と新たなエリアでの光配線区画の新設を分け、検討・開示を進めるべき。</p> <p>● 接続事業者向け光配線区画については、分岐端末回線接続料及び光信号分岐端末回線設置等工事費が高額であり、接続事業者がシステム開発費を個別負担する必要もある。接続事業者が現実的に利用可能な仕組みではなく、利用実績もないことから、見直しが必要。</p>	<p>線区画統合の取組により区画内の加入電話等回線数が増加。こうした情報等は、毎年総務省に報告。</p> <p>■ 接続事業者向けの光配線区画は、従来の光配線区画に比べてカバー範囲が広くなり、収容率向上にもつながる。一方で、より長い分岐端末回線が必要となるため、当該区画を利用する場合の分岐端末回線のコストが高額となること及びシステム開発に一定の費用負担が発生することは適切。接続事業者の具体的な要望等があれば、協議等を実施する考え。</p>		
<p>○ シェアドアクセスの主端末回線に設定される接続料は、主端末回線1芯線ごとに料金が発生します。接続事業者にとって、1芯線の主端末回線に収容する契約者が1人であっても、8人であっても、契約者数に関わらず同額の負担が必要です。このため、特に収容率が低い状態から市場参入する後発事業者にとっては、光配線区画における収容率を向上させることがFTTH市場における競争力を高めるために不可欠です。</p> <p>○ 主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されていることから、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日情報通信審議会答申)において、「NTT東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の新設等の取組を進めることは、(中略)他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである。」と指摘されており、公正競争を確保する観点から、光配線区画の統合を進めていただくことは必須と考えます。</p> <p>○ 既存の光配線区画の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当であるとされていますが、総務省研究会等においてその後の議論はここ数年行</p>	<p>○ 当社は、河川や鉄道といった地理的条件や当社の電柱・ケーブルの敷設状況を踏まえ、創設コスト(設備投資)、保守運用コスト(施設保全費)、カバー世帯数を考慮し、最も経済的・効率的となる範囲を光配線区画として設定をしていますが、接続事業者のご意見を踏まえ、以下の通り、収容率の向上に資する取組を進めてきたところであり、今後も継続的に取り組んでいく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ユーザがいないカバー範囲が小さな光配線区画の統合や光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えた隣接する光配線区画の統合を進めること ・ 接続事業者様の求めに応じて光配線区画に係る情報の提供を行うこと <p>○ また、高度無線環境整備推進事業等により拡大した新規エリアにおいては、需要密度が疎のため光配線区画における加入電話等回線数が少ない傾向はあるものの、既存エリアにおいては、光配線区画統合の取組により光配線区画あたりの加入電話等回線数が増加しています。こうした光配線区画の見直しに係る情報等については、毎年総務省に報告を実施しているところです。</p> <p>○ なお、接続事業者様向けの光配線区画については、従来の光配線区画に比べてカバー範囲が広く</p>	<p>○ 意見において指摘されているとおり、シェアドアクセス方式の加入光ファイバでは、主端末回線1芯線ごとに接続料が設定されており、接続事業者は、コストを抑制し、競争力を向上させる観点から、主端末回線を共用できる契約者数を増加させ、利用者当たりの接続料相当額を引き下げることが事業戦略上決定的に重要です。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、意見中で指摘されている平成27年答申の考え方も踏まえ、当該取組を継続するとともに、総務省においてはその実施状況を注視し、競争阻害要因の解消の観点から必要と認められる場合には、追加的な対応を検討することが適当と考えます。</p> <p>(光配線区画に係る報告)</p> <p>○ NTT東日本・西日本の再意見のとおりに、既存の光配線区画の統合は引き続き進行している状況と承知していますが、NTT東日本・西日本においては、報告資料から進捗が明らかにな</p>	<p>無</p>

<p>われておらず、毎年の接続料認可申請時にNTT東西殿より総務省殿に進捗が報告されている資料からは光配線区画の見直しが進んでいるとは言い難い状況です。光配線区画の見直しに当たっては、既存の光配線区画の統合と新たなエリアでの光配線区画の新設を分け、実施の検討及び状況の開示を進めるべきと考えます。</p> <p>○ 既存の光配線区画とは別に「カバー世帯の少ない光配線区画を2つ程度統合」する「接続事業者向け光配線区画」については、NTT東西殿から示された本格導入時の接続料を踏まえると、既存の配線区画と比べて分岐端末回線接続料及び光信号分岐端末回線設置等工事費が高額となっており、さらに、接続事業者がシステム開発費を個別負担する必要があることから、接続事業者が現実的に利用可能な仕組みとなっておらず、利用実績もないことから、見直しが必須であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>なり、接続事業者様が利用する加入光ファイバ回線の収容率向上にもつながるものである一方で、より長い分岐端末回線が必要となることから、接続事業者様が「接続事業者様向け光配線区画」を利用する場合の分岐端末回線のコストは既存の光配線区画を利用する場合のコストに比べ高額となること及びシステム開発に一定の費用負担が発生することは適切であると考えますが、接続事業者様の具体的な要望等があれば、協議等を実施させていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>らないような事情がある場合には、その事情を明らかにするなど、引き続き取組状況等について十分に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ 仮に、この取組を継続して進めることができなくなった場合、その時点での状況を捉えて、競争阻害要因が解消されたと言えるのかについて、総務省等において精査する必要があると考えます。</p> <p>(接続事業者向け光配線区画)</p> <p>○ 接続事業者向け光配線区画については、平成27年答申においても、意見のような事情を捉えて「その実現は困難を伴うものと考えられる」との認識が示されていますが、合わせて、「競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」のひとつと整理されているものです。</p> <p>○ 接続事業者が同区画を円滑に利用できるようにするため、まずは関係事業者において協議を進めることが適当と考えます。その際、総務省においては、NTT東日本・西日本が示すコスト・利用条件等が円滑な接続の実現の観点から適切かどうかについて、接続事業者の意見も踏まえて注視することが適当と考えます。</p>	
<p>意見8</p> <p>● 乖離額調整が例外的措置ながら慣例的に毎年継続して行われているが、この際、基本原則に立ち返るか、仮に今後も存置する場合であっても、その厳格な</p>	<p>再意見8</p> <p>■ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式。予測の段階から全ての要素を織り込むことは困難であり、構造上、予測との乖離は不可避。そのた</p>	<p>考え方8</p>	

<p>運用のための基準を設けるべき。</p> <p>● 例えば、自己資本について恒常的に上限値が採用されていることは妥当とは考えにくいところ、算出された報酬額の枠内でコストを吸収出来ない分のみ乖離額調整を採用する方策もある。</p>	<p>め、応分負担の原則に基づき、3条許可申請に基づく乖離額調整を認めていただいている。</p> <p>■ 仮に、乖離額を縮小させるために適切な資本コストの回収が認められないと、設備投資のインセンティブは阻害され、設備投資の停滞や、利用者への高品質・迅速なサービス提供の妨げにもなる。加えて、自己設置事業者の競争環境を歪めるため、乖離額の縮小を目的に適正な資本コストの回収を認めない対応は採るべきではない。</p> <p>● 賛同意見(1者)。省令の規定を適切に運用し、採用する値が合理的であることの検証が必要。</p> <p>● 自己資本利益率の包括的見直しの必要性に関する意見(再意見17と同旨)。</p>		
<p>○ 加入光ファイバ接続料の算定においては将来原価方式を採ることとされており、原則として実績値に基づく乖離額調整は認められていないものの、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づき例外的に許可されているものと認識しております。</p> <p>○ 一方、これを根拠に乖離額調整が例外的措置ながら慣例的に毎年継続して行われているところ、この際、本来想定されている将来原価方式のみとする基本原則に立ち返るか、仮に乖離額調整を例外的措置として今後も存置する場合であっても、その厳格な運用のための基準を設けるべきではないかと考えます。</p> <p>○ 例えば、自己資本比率について、第一種指定電気通信設備接続料規則第12条第3項では「期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(略)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率</p>	<p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者様の営業戦略等により変化するため、予測の段階からすべての要素を織り込むことは困難であり、構造上、予測との乖離が不可避であると考えます。そのため、設備を利用する接続事業者様に当年度の原価を応分にご負担いただくという接続料の原則に基づき、加入光ファイバの接続料は当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正するために、3条許可申請に基づき「乖離額調整」を認めていただいているものです。</p> <p>○ 仮に乖離額を縮小させるために適切な資本コストの回収が認められない場合、設備投資のインセンティブは阻害され、将来の設備基盤構築に向けた設備投資の停滞や、お客様への高品質、かつ迅速なサービス提供の妨げにもなると考えます。加えて、当社と設備ベースでの競争を展開している自己設置事業者との競争環境を歪めることになるものと考えます。</p>	<p>○ 3条許可については「慣例的に」実施すべきものではなく、申請の都度、「特別な理由」があるかどうか慎重に判断されるべきものです。したがって、その手続の性質上、画一的な「基準」を設けることは適切ではないと考えられますが、加入光ファイバ接続料における乖離額調整については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る「第一次答申」(※)以降の議論を踏まえて、次の諸点等を考慮して、これが認められてきているものと承知しています。</p> <p>① 一定程度の積極的な需要見積りを行なっていること</p> <p>② 複数年度の将来原価方式により算定を行なっていること</p> <p>③ ①②により、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性がある</p>	<p>無</p>

<p>の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする」と規定されていますが、実際には当該上限の値が恒常的に採用されています。こうした事態は当該規定の趣旨に鑑みれば妥当とは考えにくいところ、算出された報酬額の枠内でコストを吸収出来ない分についてのみ乖離額調整を採用する方策もあると考えます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>このように、乖離額の縮小を目的に適正な資本コストの回収を認めないといった対応は採るべきではないと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 楽天モバイル様の「自己資本利益率について、上限の値が恒常的に採用されている。こうした事態は当該規程の趣旨にかんがみれば妥当とは考えにくい」とのご意見に賛同致します。</p> <p>○ 接続料規則の規定「いずれか低い方を上限とした合理的な値とする」を適正に運用していただき、採用する値が合理的であることの検証することが必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ (再意見17のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>ところ、その場合の費用収入間差額を申請者のみに負担させることは適当ではないこと</p> <p>④ 調整方法について、予見可能性に一定の配慮が加えられていること</p> <p>○ 今後、次期算定期間の加入光ファイバ接続料の算定方法等について検討する際には、将来原価方式を採用する際の乖離額の取扱いについても、必要に応じ、整理することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、アルテリア・ネットワークス再意見の後段については、総務省において、認可に際して適切に審査することが適当と考えます。</p> <p>※ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」に対する答申(平成23年3月29日情郵審32号)</p>	
<p>意見9 ● 加入光ファイバ接続料と卸料金の動向について、総務省において注視することを要望。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 今後のシェアドアクセス方式の接続料の上昇傾向を踏まえて、加入光ファイバ接続料と光コラボレーション卸料金の動向について総務省殿において注視していただくことを要望します。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>-</p>	<p>○ 平成27年答申が指摘するとおり、FTTHアクセスサービス市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、自己設置、接続、卸電気通信役務による提供形態の中から、電気通信事業者が自らの資金や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることにより市</p>	<p>無</p>

		場全体の需要増につながる事が重要です。 ○ 総務省においては、今後もこの考え方を踏まえて接続料、卸料金を注視することが適当と考えます。	
--	--	--	--

(2)原価の適正性

意見10	再意見10	考え方10	
<p>○ 令和5年将来原価認可申請時に用いられた算定根拠資料における端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和5年度の指定設備管理運営費と比べ、令和6年度、7年度の予測はNTT東西殿ともに上昇傾向となっています。</p> <p>○ 今次算定期間(令和5年度から令和7年度まで)についても、将来原価方式に基づく令和5年度の接続</p>	<p>○ (再意見1のとおり。)</p> <p>(再掲:昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当と考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、当審議会の議論を踏まえた総務省の要請(※)の趣旨を踏まえ、コスト効率化・削減の進展等の状況変化を踏まえつつ、必要に応じて、新たな効</p>	<p>無</p>

<p>料の改定等に際し、費用や投資の効率化の実施内容及び効果の報告を求める趣旨の要請が出ておりますが、加入光ファイバは今後も需要が増加し、それに伴いコストが増加することも想定されるため、NTT東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ コスト削減対応の継続</p> <p>○ 継続的なコスト削減・設備効率化による接続料の低廉化について、引き続き、NTT東・西殿において実施いただくよう要望いたします。</p> <p>○ 上記の対応をNTT東・西殿に確実かつ継続して実行いただくため、費用削減等の取組みの内容・効果等について、NTT東・西殿から総務省殿に報告(※)することとなっておりますが、当該報告内容については引き続き公表いただくとともに、総務省殿において、設備投資の効率化・費用削減が確実に実施されているか、検証されることを要望いたします。</p> <p>(※)総務省殿からNTT東・西殿に対し、令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下、「各報告年度」)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT東殿・NTT西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。</p> <p>○ 総務省殿からの要請に基づき、NTT東殿・NTT西殿においては2023年度から2025年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について</p>	<p>引き続きあることから、無派遣工事の促進や残置回線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取組みも進めているところです。</p> <p>加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。)</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、NTT東・西においては、接続料の低廉化に向けて引き続き費用削減・設備効率化の対応を実施いただき、総務省において、その取組み内容を公表いただくとともに、設備投資の効果・費用削減が確実に実施されているか検証されることを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI殿、ソフトバンク殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。これまで低廉化してきた接続料が上昇に転じることで、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が阻害されることが懸念されるため、NTT東西殿には継続的な効率化・費用削減に取り組んでいただくことを要望します。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ コスト削減・設備効率化の継続実施を求めるKDDI殿、SNC殿及びctc殿の意見に賛同します。NTT東西殿においてはより一層の効率化を進めていくことに加え、令和5年度将来原価認可申請時の将来予測によれば、設備管理運営費は令和5年度から令和7年度でNTT東日本殿は+31億円(令和5年度比で+2.7%)、NTT西日本殿は+33億円(令和5年度比で+3.1%)と上昇することが見込まれる状況にあることを踏まえれば、KDDI殿の『総務省殿において、設備投資の効率化・費用削減が確実に実施されているか、</p>	<p>率化の取組を検討することが望ましいと考えます。</p> <p>○ なお、加入光ファイバの需要とコスト効率化の関係については、NTT東日本・西日本において、要請に基づく報告時に、総務省に対し、適切に説明することが適切と考えます。NTT東日本・西日本の再意見で説明されている点については、総務省において、審査等の参考とすることが適切と考えます。</p> <p>※「将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和5年7月31日総基料第162号)記2</p>
---	---	--

<p>報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要がありますと考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>○ 令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、NTT東西殿のコスト効率化・削減の取組の実績は、NTT東西殿の努力により、令和2年度から令和4年度まで同程度の金額を達成して頂いている事からも、さらなる効率化の余地があると考えます。NTT東西殿からは「光ファイバ需要が一巡した」と説明されていますが、光ファイバの需要が鈍化したのであれば、それに見合った効率化を行うべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>検証されることを要望』との意見の通り、総務省殿において、NTT東西殿の取組状況を確認、検証いただくことを要望します。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ KDDDI様、中部テレコミュニケーション様及びソニーネットワークコミュニケーションズ様の「継続的なコスト削減・設備効率化による接続料の低廉化」に関するご意見に賛同致します。</p> <p>○ NTT東西殿による設備投資の効率化や費用削減を継続的に実施の上、引き続き公表いただき、総務省殿においてもその内容について検証していただく必要があると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見11</p> <p>● 減価償却費の削減は光ファイバの耐用年数見直しによるものであり、コスト効率化に含めず別で考えることが適当。</p>	<p>再意見11</p> <p>■ 光ファイバの耐用年数見直しは加入光ファイバに係る接続料原価の低減に寄与するため、その影響額は、費用削減等に係る取組として総務省に報告。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ コスト効率化について、減価償却費の削減は光ファイバの耐用年数見直しによるものであり、その削減効果はコスト効率化に含めず別で考えることが適当です。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数見直しは、結果として加入光ファイバに係る接続料原価の低減に寄与するものであることから、その影響額について、企業努力による更なる効率化・費用削減と併せて費用削減等に係る取組みとして、総務省に報告しているところです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 耐用年数の見直しについては、接続会計及び加入光ファイバ接続料の一層の適正化を実現するものであり、当審議会としてもこれを評価しているものです。</p> <p>○ 一方、耐用年数の見直しは、原則的に償却額の総額を変更するものではなく、総務省においてコスト効率化の取組を注視するに当たっては、その側面に留意することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見12</p> <p>● 電柱の耐用年数については、メタル回線のコストの在り方に関する検討会(以下「メタル検」という。)以降、</p>	<p>再意見12</p> <p>■ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化ではなく、財務会計の観点から実施するものであり、今後も必</p>	<p>考え方12</p>	

<p>見直しは実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光屋内配線の耐用年数も10年のまま見直されていない。 ● NTT東日本・西日本において、改めて設備の利用実態を検証し、令和7年度の接続料の改定等に係る接続約款変更認可申請時に結果を公表し、耐用年数と乖離が発生しているものがあれば、見直しを反映した接続料を申請する必要。 ● また、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等の考え方を踏まえ、接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにすることを改めて要望。 ● NTT東日本・西日本は、光ファイバ・電柱の利用実態について検証・公表し、利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要。 	<p>要に応じて見直す考え。見直す際には固定資産データを用いた推計のほか、総合的な検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータは当社の経営情報に当たり、基本的に一般公表できないが、一般公表可能な内容は可能な限り公表する考えであり、原価に占める割合が大きい主要な設備の耐用年数一覧も接続事業者向けに開示した。 ■ 電柱については、直近も経過年数別取得価額の割合に大きな変化はなく、大半の資産の経過年数が28年を下回っている。メタル検当時から状況変化はないため、現時点で耐用年数を見直す考えはない。 ■ 光屋内配線の平均的な使用期間についても、平成21年の推計・設定から、直ちに見直す理由となる技術・環境の変化等は無いことから、見直す考えはない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(4者)。 ● 意見13ソフトバンク意見と同旨。 ● 光ファイバについてメタル回線と、電柱について電力事業者の電柱と同等とすること等の適正化を図ることが合理的。 		
<p>○ 設備の耐用年数見直しについて</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数については、令和5年度接続料改定時に見直しが行われ、架空光ファイバが25年、地下光ファイバが30年に延伸されておりますが、光ファイバ以外の設備の耐用年数についても、令和5年度答申考え方6にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要がある ・ 電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費につ 	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。</p> <p>○ また、見直しを行う場合には、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めた総合的な検討が必要となります。</p> <p>○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるも</p>	<p>○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数については、意見で言及されている当審議会の考え方のとおり、設備の利用実態を適正に把握したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があります。</p> <p>○ この点、電柱の耐用年数については、総務省においてNTT東日本・西日本から説明を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱資産の現状(取得年度別固定資産価額等) ・ 平成28年度に行われた償却方法 	<p>無</p>

<p>いては、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当との考えが示されております。</p> <p>○ 電柱の耐用年数(28年※残存価格5%までの到達年数)については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回。平成25年5月21日)において、NTT東・西より「当該設備の使用実態等を踏まえ検討した結果、実際の経過年数について大半が28年を下回っていることから、現時点、耐用年数を見直す必要はないと判断」との報告(※)がなされておりますが、その後現在に至るまで、見直しは実施されておられません。また、光屋内配線の耐用年数も10年のまま見直されておられません。NTT東・西殿において改めて設備の利用実態を検証し、令和7年度適用接続料の認可申請時にその検証結果を公表いただいたうえで、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。</p> <p>○ また、令和5年度答申考え方6では、あわせて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにされれば、接続料の算定の透明性確保に資するものと考えられ、NTT東日本・西日本においてその可否について検討することが適当 <p>との考えが示されていることから、接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにしていただきたく、あらためて要望いたします。</p> <p>(※)同検討会 資料5-1「メタル回線に係る設備における耐用年数の検討結果」https://www.soumu.go.jp/main_content/000226030.pdf</p>	<p>のではないと考えますが、一般公表可能な内容については可能な限り公表する考えであり、接続料原価に占める割合の大きい主要な設備の耐用年数一覧についても、今般接続事業者様向けホームページにおいて開示を行ったところです。接続料の適正性確保に向けた情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、引き続き透明性確保に努めていく考えです。</p> <p>○ なお、電柱については、直近の2022年度末においても経過年数別取得固定資産価額の割合に大きな変化はなく、大半の資産の経過年数が28年を下回っている状況であり、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回 平成25年5月21日)の当時から状況の変化はないことから、現時点で耐用年数の見直しを実施する考えはありません。</p> <p>○ また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した結果をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを直ちに直す理由となる技術・環境の変化等は無いことから、現時点で平均的な使用期間の見直しを実施する考えはありません。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、電柱等の耐用年数については、「経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえ、法定耐用年数を採用している設備に関しては、その決定の根拠をNTT東・西において総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ また、長期間見直しがされていない、電柱、光屋内配線等は、NTT東・西において改めて設備の利用実態を検証し、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、耐用年数の見直</p>	<p>の定額法への変更時に行った増減法による耐用年数の検証結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理対象コンクリート柱(※)の建替えの状況 <p>について聴取したものの、これらの情報のみでは、利用実態を適切に反映した耐用年数となっているか必ずしも明らかにならなかったとのことです。</p> <p>○ 総務省においては、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当であり、それらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に要請することが適当と考えます。(要請)</p> <p>○ なお、この報告に係る情報については、総務省において、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き、一般公表することが適当と考えます。</p> <p>○ KDDI意見の中段で指摘されている光屋内配線については、耐用年数が10年とされているものではなく、光屋内配線加算料の算定に当たり、「平均的な使用期間」を10年としているものであり、その算定経緯についてはNTT東日本・西日本の再意見で言及されているとおりです。</p> <p>○ この見直しの要否については、設定当時と比較して架空光ファイバの経済的耐用年数との差が大きくなっている</p>
---	---	---

<p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 接続料の適正性確保の観点から、NTT東殿・NTT西殿において、光ファイバケーブルや電柱の設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI殿、ソフトバンク殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。光ファイバケーブルに加え、電柱など光ファイバケーブル以外の設備についても、利用実態を適切に反映した耐用年数を適用することが重要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数について、KDDI殿、ctc殿の意見の通り、また、令和5年度将来原価認可申請における総務省殿の考え方にあるように、接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにしたうえで、各設備の耐用年数の適正性を確認し、現状の利用実態等を踏まえ、各設備の耐用年数の見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>○ また、令和5年度将来原価認可申請において総務省殿からは『電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当』との考え方が示されているため、法定耐用年数を採用している設備に関しては、その採用根拠を説明すべきと考えます。</p> <p>○ 特に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回。平成25年5月21日)以降耐用年数の変更が</p>	<p>点も踏まえ、考え方32で言及する事業者間協議の結果も踏まえつつ検討することが適当と考えます。</p> <p>○ KDDI意見の後段で指摘されている耐用年数の開示については、NTT東日本・西日本の再意見中の開示内容を関係事業者において確認することが適当と考えます。</p> <p>※ NTT東日本・西日本が保有する電柱のうち、内部に雨水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱。NTT東日本では令和4年度、NTT西日本では平成29年度に建替が困難な電柱を除き建替が完了。</p>
--	---	--

	<p>なされていない電柱に関しては、SNC殿の『電柱の耐用年数について、電力業界の配電柱などの考え方も鑑みたうえで、実態調査を行い適切な耐用年数の考え方について検討し、適正化することが適当』との意見がありますが、電柱を利用する送配電設備における鉄筋・コンクリート柱は減価償却資産の耐用年数等に関する省令において法定耐用年数42年とされており、国税庁の耐用年数の適用等に関する取扱通達では鉄柱・コンクリート柱の耐用年数は50年*とされていることを踏まえれば、少なくともこれらの耐用年数と同等程度まで延伸すべきと考えます。</p> <p>* 国税庁 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/700525/fuhyou/04.htm</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ KDDI様、ソフトバンク様、中部テレコミュニケーション様およびソニーネットワークコミュニケーションズ様の「設備の耐用年数」に関するご意見に賛同致します。</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数をメタル回線と同等とすること、電柱の耐用年数を電力事業者と同等とすること等、すでに同等の設備で採用されている値を採用し適正化を図ることが合理的であると考えております。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年度改定時の当審議会の考え方とおり、NTT東日本・西日本より、光ケーブル以外の主な設備の耐用年数を一覧性のある形で開示した上で、耐用年数の適正性を確認し、利用実態等を踏まえて見直しを検討すべき。法定耐用年数を採用している設備に関しては、その根拠を説明すべき。 ● 電柱の耐用年数は、メタル検で議論がされて以降、約10年間見直しが実施されていない。少なくとも、国税 	<p>再意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数等に関する意見(再意見12と同旨)。 ■ 国税庁の省令でも電力事業用と電気通信事業用のものは区別されている。電力事業と電気通信事業では事業・競争環境の違いが大きく、陳腐化の危険の程度も異なっているため、当社市内線路設備の耐用年数を送配電設備と同等程度にすることは適当ではない。 <p>● 賛同意見(4者)。</p>	<p>考え方13</p>	

<p>庁の省令における他産業の電柱の耐用年数と同等程度まで延伸すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電柱土木費では、メタル回線が減少し、光ファイバに配賦される比率が大きくなることが予想されるため、電柱の耐用年数について、電力業界の配電柱等の考え方も鑑みて、実態調査を行い適切な耐用年数の考え方について検討し、適正化することが適当。 ● メタル回線の未利用率を開示し適切に取り扱うこと、メタル固有のコストは控除すること等も検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱・土木費の配賦方法はメタル検報告書で合理性が認められており、公平性は担保されている。 ● 未利用芯線は自己設置事業者にとってコスト全体の抑制と高品質なサービスの提供に不可欠な資産であり、コストは適切に回収される必要。電柱・土木コストの按分で、その割合が考慮される性質のものではない。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年将来原価認可申請意見募集において、総務省殿から「接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにされれば、接続料の算定の透明性の確保に資するものと考えられ、NTT東日本・西日本においてその可否について検討することが適当」との考え方が示されているため、NTT東西殿より光ケーブル以外の主な設備の耐用年数を一覧性のある形で開示した上で、各設備の耐用年数の適正性を確認し、現状の利用実態等を踏まえ、各設備の耐用年数の見直しを検討すべきと考えます。 ○ また、令和5年将来原価認可申請意見募集において総務省殿からは『電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当』との考え方が示されているため、法定耐用年数を採用している設備に関しては、その根拠を説明すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。 ○ また、見直しを行う場合には、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めた総合的な検討が必要となります。 ○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、一般公表可能な内容については可能な限り公表する考えであり、接続料原価に占める割合の大きい主要な設備の耐用年数一覧についても、今般接続事業者様向けホームページにおいて開示を行ったところ。接続料の適正性確保に向けた情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、引き続き透明性確保に努めていく考えです。 ○ なお、国税庁が公表している耐用年数表においても「発電用又は送配電用のもの」と「電気通信事業用のもの」とが区別され、耐用年数も異なっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光ファイバ以外の耐用年数等に関する意見については考え方12のとおりです。 ○ なお、電柱の耐用年数に関してソフトバンク意見の後段で指摘されている送配電事業における耐用年数との差異については、考え方12を踏まえた検討において、どのような要因から差異が生じているか等の観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。 ○ また、ソニーネットワークコミュニケーションズ意見のうち、「未利用の割合」及び「メタル固有のコスト」に関する意見については、現在の電柱・土木設備に関する費用の配賦は、メタル検での議論を踏まえ、光サービス・メタルサービスの契約者数を用いて行われているところ、この算定方法を変更することの効果・コスト等を踏まえて、必要に応じ、総務省及びNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>○ なお、電柱の耐用年数(28年※残存価格5%までの到達年数)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会(第5回)」(2013年5月21日)で議論がされて以降、約10年間見直しが実施されておりません。</p> <p>○ 電柱を利用する他産業の耐用年数として、送配電設備における鉄筋・コンクリート柱は減価償却資産の耐用年数等に関する省令において法定耐用年数42年とされており、国税庁の耐用年数の適用等に関する取扱通達では鉄柱・コンクリート柱の耐用年数は50年*とされているため、少なくともこれらの耐用年数と同等程度まで延伸すべきと考えます。</p> <p>* 国税庁 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/700525/fuhyo/04.htm</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち設備管理運営費の算定に含まれる電柱土木費については、メタル回線が減少することから光回線とメタル回線の配賦比率は光の按分が大きくなっていくことが予想されるため、電柱の耐用年数について、電力業界の配電柱などの考え方も鑑みたく、実態調査を行い適切な耐用年数の考え方について検討し、適正化することが適当です。加えて、メタル回線の未利用の割合を開示し適切に取り扱うこと、メタル固有のコストは光のコストから控除することなどについても検討すべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>に加え、電力事業と電気通信事業では事業環境・競争環境の違いが大きく、陳腐化の危険の程度も異なっていることから、当社市内線路設備の耐用年数を送配電設備と同等程度にすることは適当ではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本(ソフトバンク株式会社意見に関し))</p> <p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものであり、今後にも必要に応じて見直しを行う考えです。</p> <p>○ また、見直しを行う場合には、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めた総合的な検討が必要となります。</p> <p>○ メタル回線の芯線使用率については、毎年10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っております。</p> <p>○ なお、メタル固有のコストとして把握したものについてはメタル回線接続料の原価として整理しており、加入光ファイバの接続料原価には含まれておりません。なお、メタルと光で共用するコストについては、接続会計整理手順書に記載の方法により適切に配賦計算しておりますが、今後はこちらの通り光への配賦比率が大きくなっていくことが想定される場所です。</p> <p>(NTT東日本・西日本(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社意見に関し))</p> <p>○ 電柱土木費については「メタル回線のコストの在り</p>		
---	---	--	--

	<p>方について 報告書」(平成25年5月)の中で、メタル回線と光ファイバ回線の共通的な費用として利用者負担のバランスを取り、各利用者の多寡に応じて適切に配賦されるよう、契約者数比で按分されることで合理性が認められており、現行の算出方法において、公平性が担保されていると考えます。</p> <p>○ また未利用芯線については、自己設置事業者にとって、設備構築・運用コスト全体の抑制と高品質なサービスの提供・維持を両立するために不可欠な資産であり、そのコストは適切に回収される必要があると考えます。これはメタル回線だけではなく光ファイバ回線にも共通する観点であり、電柱土木費の按分において、その割合が考慮されるような性質のものではないと考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p> <p>○ (再意見12のとおり。) (KDDI株式会社)</p> <p>○ (再意見12のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ (再意見12のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ (再意見12のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバの耐用年数の見直しについて、各関数を用いた推計結果は非公表となっており、接続事業者が妥当性を確認できない。また、接続料の算定等に関する研究会(以下「接続研」という。)でも、7つの関数を基にした考え方が妥当との結論には至っていない。 ● 非公表とする合理的な理由がない場合には、一般公 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数等に関する意見(再意見12と同旨)。 ■ 先般の光ファイバの耐用年数の見直しでは、固定資産データを用いた推計結果以外の観点も含め総合的に検討した結果として見直すこととしたが、メタルケーブルと光ファイバでは、素材や接続部の構造、設備の構築や運用に係る改善の取組み状況、 	<p>考え方14</p>	

<p>表すべきであり、非公表の場合には非公表とする合理的な理由を説明すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メタルケーブルと光ファイバは、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)で同じ素材を使っており、敷設環境も同じ。光ファイバの耐用年数の推計方法はメタルケーブルと同様の方法を採用すべき。少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能。 ● この点について、NTT東日本・西日本は、メタル回線と光ファイバの耐用年数の差分の要因について詳細を説明すべき。 	<p>需要動向や投資の状況、減損の実施有無等で状況が異なり「同一条件の資産」とは認められないため、同様に扱うことは適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(1者)。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年将来原価認可申請において、光ファイバに係る耐用年数については、推計に用いる7つの関数をもとに架空光ファイバが25年、地下光ファイバが30年にそれぞれ延伸されましたが、各関数を用いた耐用年数の結果については非公表となっているため、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができず、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書においても、7つの関数を基にした考え方が妥当であるとの結論には至っていません。 ○ 総務省殿からは「総務省においては、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある部分を除き、一般公表することが適当」との考え方が示されているため、非公表とする合理的な理由がない場合には、一般公表すべきであり、非公表の場合には非公表とする合理的な理由を説明すべきと考えます。 ○ また、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、少なくともメタルケ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。 ○ また、見直しを行う場合には、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含めた総合的な検討が必要となります。 ○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、一般公表可能な内容については可能な限り公表する考えであり、接続料原価に占める割合の大きい主要な設備の耐用年数一覧についても、今般接続事業者様向けホームページにおいて開示を行ったところです。接続料の適正性確保に向けた情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、引き続き透明性確保に努めていく考えです。 ○ なお、令和5年将来原価認可申請時における光 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光ファイバの耐用年数については、当審議会の考え方(※1)を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に所要の要請(※2)がなされているところであり、当該要請に基づく報告内容を踏まえて検討することが適当と考えます。 ○ 報告の内容について、非公表とすべき部分がある場合は、その必要性について、総務省及びNTT東日本・西日本は適切に説明することが適当と考えます。 ○ なお、報告に当たっては、メタル回線とどのような要因から耐用年数の差異が生じているか等の観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。 <p>※1 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対す</p>	<p>無</p>

<p>ケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>○ この点について、総務省殿からは令和5年将来原価認可申請意見募集において、「メタル回線と光ファイバの耐用年数の差異については、どのような要因から差異が生じているのかなどの観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当」との考え方が示されているため、メタル回線と光ファイバの耐用年数に差分があることの要因について詳細を説明すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>ファイバケーブルの耐用年数見直しについては、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め総合的に検討した結果として、光ファイバケーブルに係る耐用年数を見直すこととしたものですが、メタルケーブルと光ファイバケーブルでは「素材や接続部等の構造」、「設備の構築や運用に係る改善の取り組み状況」、「需要動向や投資の状況、減損の実施有無」等、耐用年数の検証に係る各観点における状況が異なり、「同一条件の資産」とは認められないため、同様に扱うことは適当でないと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ (再意見12のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>る答申(情郵審議第31号)考え方4 ※2 「将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和5年7月31日総基料第162号)</p>	
---	--	--	--

(3) 報酬の適正性

<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続研の議論も踏まえた見直しにより、報酬の過度な上昇は抑制されているが、自己資本比率・リスクフリーレートの上昇に伴い報酬が増加。 ● 今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇を懸念。 ● 接続研等の場で、様々な視点から継続してβ値や自己資本比率の見直し等を含めて報酬の在り方について検討することを要望。 ● 令和8年度以降の次期算定に向けてより具体的な検討を行う必要。 	<p>再意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬は、設備の構築・維持・運営、役務・機能の安定的提供のための資本コストであり、資金調達の実態を反映して適正に織り込むべき。低廉化を目的に見直しを検討すべきではない。 ■ 先般の申請での見直しは大幅な報酬率の増減を抑制する効果を有する。 ■ 資本コストの算定方法は見直しを実施したばかりであり、特段の状況変化等が認められない中、頻繁に見直しの議論を行うことは、当社及び接続事業者の予見性を損ねる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(4者)。 ● β値、自己資本比率、自己資本利益率、エクイティ・リスク・プレミアム等のそれぞれの要素について適時 	<p>考え方15</p>	
--	--	---------------------	--

	<p>適切に見直すことが適当。 ● 自己資本比率については公益産業の料金算定で用いられている数値より大きく、β値は実態を表すものとして適正か不明。</p>		
<p>○ 今般の認可申請において、「接続料の算定等に関する研究会」でのご議論結果を踏まえ、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しがなされ、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、NTT西殿の自己資本比率増に伴う報酬の増加(7億円)やリスクフリーレート上昇に伴い報酬が増加(NTT東殿:10億円、NTT西殿:7億円)しています。</p> <p>○ 今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念されます。</p> <p>○ そのため、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続してβ値や自己資本比率の見直し等を含めて様々な視点から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、前回答申において、「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。(※考え方9)」との考えが示されていることから、2026年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を行う必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>○ 接続料原価に見込んでいる報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直しを検討するべきものではないと考えます。</p> <p>○ それに加えて、2023年度適用料金より採用したイボットソン社のリスクプレミアムは報酬率の安定性を高め、その大幅な増減を抑制する効果があり、今後は大幅な報酬率の増減は起こらないものと考えます。</p> <p>○ また、資本コストの算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書における整理を踏まえて見直しを実施したばかりのものであり、特段の状況変化等が認められない中、頻繁に見直しの議論を行うことは、当社及び接続事業者様の予見性を損ねるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、加入光ファイバの接続料は、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬額の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、NTT 東・西の資本構成比率の見直しを含め、報酬の在り方等について改めて議論する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 中部テレコミュニケーション殿、ソフトバンク殿、楽天モバイル殿、KDDI殿の意見に賛同します。加入</p>	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

	<p>光ファイバ接続料における報酬額の占める割合は高く、また、経済の状況により変動するものであるため、β 値、自己資本比率、自己資本利益率、ERP(エクイティ・リスク・プレミアム)など、報酬額の算定のそれぞれの要素について、適時適切な見直しを行っていただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 中部テレコミュニケーション様、ソフトバンク様、ソニーネットワークコミュニケーションズ様、楽天モバイル様およびKDDI様の「報酬の在り方の見直し」に関するご意見に賛同致します。</p> <p>○ 接続料の原価に占める報酬の比率が高くなっていることから、以下の点を含めて報酬の在り方について改めて見直しをすることが必要であると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率:採用する値が他の公益産業の料金算定において用いられている数値よりも大きいこと ・ CAPM的手法における β 値:実態を表すものとして適切かが不明なこと <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ (再意見18のとおり。)</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見16</p> <p>● モバイル事業の接続料算定に用いられる β より低い値を採用すべき。また、以下の観点からは、NTT持株の β より低い β が妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用できるのに対し、モバイル事業では10年周期で新たな規格に対応した基地局を構築する必要があり、継続的に多額の投資が発 	<p>再意見16</p> <p>■ β 値は接続研の考え方を踏まえて採用した。</p> <p>■ 当社が接続研で示したとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロードバンド市場で移動通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続している ・ 固定通信の需要は一巡し、5Gやホームルータの浸透等による需要の移行により、固定通信設備の陳腐化リスクはこれまで以上に高まっている 	<p>考え方16</p>	

<p>生し、競争環境も激しいことから、モバイル事業は固定通信事業より事業リスクが高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> モバイル事業においては、MNO間の競争だけでなくMNOとMVNO間の競争があることや、利用者料金の低廉化に向けた政策的な介入等、モバイル市場における競争環境は極めて激しい状況であること 既に安定的な投資回収時期に入っており、また、今次需要予測でも総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること 英国の事例を踏まえると、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービスは我が国市場で広く普及しているサービスであり、NTT持株のβよりも低いと考えられること 	<p>といった状況から、固定通信のリスクは移動通信に比べて非常に高い。また、諸外国の主要キャリアでは事業の多角化が進んでおり、政治経済の情勢も各国で異なってきたことを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(2者)。 		
<p>○ 自己資本利益率の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値については、第71回研究会(令和5年4月18日)で示された、少なくとも日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株会社殿」という。)のβ値を上回ることはないことを念頭に従来の0.6から0.566に見直しが行われましたが、以下の通り、固定通信事業におけるリスクは移動通信事業の事業リスクよりも低いと考えられるため、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に先行投資または固定費が占める割合が高いと、より高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は10年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築 	<p>○ β値については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書において整理された通り、「NTTグループ全体のβ値(持株会社のβ値)を基礎として検討すべき」、「少なくとも持株会社のβ値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値」を見直すべきとの考え方が示されたことを踏まえて、「0.566」を採用したものです。</p> <p>○ なお、第70回研究会で当社が示した通り、以下の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続。 固定通信の需要はすでに一巡し、直近ではFTTHの純増数が大きく低下していることに加え、今後は5G等の普及やホームルータの浸透等により、更にモバイル通信への需要の移行が見込ま 	<p>○ β値については、昨年度改定時の当審議会の考え方(※)のとおりであり、NTT持株のβからどのように第一種指定設備のリスクを抽出すべきかについて、新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>※ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(情郵審議第31号)考え方8</p>	<p>無</p>

<p>する必要があり継続的に多額の投資が発生すること</p> <ul style="list-style-type: none"> モバイル事業においては、MNO間の競争だけでなくMNOとMVNO間の競争があることや、利用者料金の低廉化に向けた政策的な介入等、モバイル市場における競争環境は極めて激しい状況であること FTTH サービスの契約数は 2023 年度第 2 四半期時点で 3,997 万契約(うちNTT 東西殿の契約数は約 2,358 万契約)*1 に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。 第70 回研究会(令和5年3月30日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT 社」といいます。)の β について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。VodafoneやTalkTalkなどの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーはBT社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT 社における最もリスクが低いOpenreachの β は英国通信プロバイダーの適用 β よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用 β を上回る可能性は低いことから、BT社全体の β 値やVodafoneやTalkTalk等の移動通信事業者の β よりも低い値 	<p>れ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきていることを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きいと考えます。 (NTT東日本・西日本) ○ (再意見15のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) ○ (再意見15のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社) 		
--	--	--	--

<p>としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者はFTTHのみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT社における最もリスクが低い分類(Openreach)に該当すると考えられることから、NTT持株会社殿のβよりも低い値になると考えられること</p> <p>*1 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和5年度第2四半期(12月末))の数字を参照 *2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services (ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● β 値はNTTの連結の値が適用されており、固定通信事業のリスクを反映しておらず、また、他のインフラ企業と比較して高い水準にあることから、他のインフラ企業をベンチマークとしてβ 値を再算定して精緻化すべき。 	<p>再意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ β 値は接続研の考え方を踏まえて採用した。 ■ 地域独占的な一般送配電事業・一般ガス導管事業等のインフラ事業と、設備競争のある固定通信事業では事業・競争環境の違いが大きく、β 値のベンチマークとすることは適切ではない。 ● 自己資本利益率の算定方法については、最適なβ 値の整理には至れていない。報酬の影響により今後も接続料が上昇することが懸念され、当社及び他事業者の意見を踏まえて自己資本利益率の在り方について包括的に議論すべき。 ● 賛同意見(1者)。 	<p>考え方17</p>	
<p>○ 令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち報酬の算定に用いられているβ 値はNTT殿の連結の値が適用されており、固定通信事業のリスクを反映していないこと、また、他のインフラ企業(鉄道、電力、ガス)と比較して高い水準にあることから、他のインフラ企業をベンチマークとしてβ 値を再算定して精緻化するべきと考</p>	<p>○ β 値については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書において整理された通り、「NTTグループ全体のβ 値(持株会社のβ 値)を基礎として検討すべき」、「少なくとも持株会社のβ 値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ 値」を見直すべきとの考え方が示さ</p>	<p>○ β 値については考え方16のとおりですが、「固定通信事業のリスクを反映していない」点については、接続研における議論では、「NTT持株のβ 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、…直ち</p>	<p>無</p>

<p>えます。例えば、英国の託送電事業においては、英国内外の電力、ガス、水道業界のインフラ企業をベンチマークとして算出したβ値を採用しています。(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>れたことを踏まえて、「0.566」を採用したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域独占的に運営している一般送配電事業や一般ガス導管事業等のインフラ企業の事業と設備競争のある固定電気通信事業とでは事業環境・競争環境の違いが大きいことから、電力・ガス等のインフラ企業のβ値を固定通信事業のβ値のベンチマークとすることは適切ではないと考えます。(NTT東日本・西日本) ○ 加入光ファイバの接続料算定で用いられる自己資本利益率の算定方法については、令和5年度将来原価認可申請において、総務省殿から『接続研の議論においては、NTT持株のβからどのように第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて直ちに結論を得ることはできないと整理されたと承知していますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適切と考えます。』との考え方が示されており、NTT東西殿が加入光ファイバの接続料算定に用いる最適なβ値の整理には至れておりません。 ○ 令和5年度将来原価認可申請における接続料の上昇の主要因は報酬の上昇であり、令和6年度の乖離額調整による接続料加算要因の一つとして国債利回りの上昇による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響が挙げられており、今後も国債利回りの上昇が続き、接続料がさらに上昇することが懸念される状況であるため、令和6年度認可申請意見募集における当社提出意見やSNC殿、アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、「アルテリア殿」といいます。)、楽天モバイル株式会社殿(以下、「楽天モバイル殿」といいます。))による以下の意見も踏まえ、自己資本利益率の在り方について包括的に 	<p>に結論を得ることはできず、少なくともNTT持株のβ値を上回ることはないことを念頭に、…β値を見直したうえで、接続料の改定に係るプロセスを進めることが適当」と整理されているものと承知しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、諸外国の事例については、今後、必要に応じて参考とすべきですが、他産業の値を「ベンチマーク」とすべきかどうかは、意見の内容からは必ずしも明らかではなく、より具体的な検討が必要なものと考えます。
--	--	--

	<p>議論をすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬の算定に用いられているβ値はNTT殿の連結の値が適用されており、固定通信事業のリスクを反映していないこと、また、他のインフラ企業(鉄道、電力、ガス)と比較して高い水準にあることから、他のインフラ企業をベンチマークとしてβ値を再算定して精緻化するべき(SNC殿意見) 第一種指定電気通信設備接続料規則第12条第3項の規定は、あくまでも上限値を定めることにより適正範囲を定めているものであり、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないこと(アルテリア殿意見) ERP(エクイティ・リスク・プレミアム)は過去の判例においてERPの推定開始年度が論点となった際には1952年起点のデータは異常値として退けられているほか最高裁ではERPは5.5%が適当と判断された経緯があること、また、1952年からの推定結果は異常値とする考え方がヒストリカル法による推定の中でも一般的な考え方として認められていることから、1955年を起点とするERP(1955年～2023年の数値:7.6%程)を採用すべき(SNC殿意見) 乖離額調整が例外的措置ながら慣例的に毎年継続して行われているところ、この際、本来想定されている将来原価方式のみとする基本原則に立ち返るか、仮に乖離額調整を例外的措置として今後も存置する場合であっても、その厳格な運用のための基準を設けるべきであり、例えば、自己資本利益率は第一種指定電気通信設備接続料規則第12条第3項で規定される上限の値を恒常的に採用されているため、算出された報酬額の枠内でコストを吸収出来ない分についてのみ乖離額調整を採用する方策もあること(楽天モバイル殿意見) <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
--	--	--	--

	<p>○（再意見15のとおり。） （アルテリア・ネットワークス株式会社）</p>		
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要企業の自己資本利益率としてイボットソン社のデータを採用したことは、自己資本利益率の長期安定性を高める上で一定の効果があったが、景気動向や金融政策等によりリスクフリーレートは上昇傾向にあることから、今後、接続料が上昇することを懸念。 ● 加入光ファイバ接続料は、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬額の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、報酬の在り方等について改めて議論する必要。 ● 例えば、NTT東日本・西日本の資本構成比率に関しては、次のような論点・考え方等を想定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本の純資産はNTT持株の払込金であり、負債もNTT持株の貸付であると想定。NTT東日本・西日本は、資金調達の大をNTT持株に依存しており、当該資金の実質的な市場調達はNTT持株を介して行われていると考えられることから、NTT東日本・西日本の報酬の算定に当たっては、NTT持株の資本調達コストを加味すべき。 ・ 具体的には、NTT東日本・西日本がNTT持株の資本調達コストを上回るコストで外部から資金調達することはないと考えられることから、NTT持株の資本構成比率を上限として、報酬の算定を行うべき。 ● 他産業の料金算定で固定されている自己資本比率に対し、NTT東日本・西日本の自己資本比率は著しく高水準。資本構成の最適化が図られていないと考えられるため、接続料算定上の自己資本比率の適正值・在り方を議論すべき。 ● 自己資本比率が高止まりする要因として、接続料収 	<p>再意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本比率は、資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、実績の採用が適当。 ■ 当社の自己資本比率は、電気通信役務の安定的な提供のため負債の返済を進めた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではない。 ■ NTT持株の資本構成比を採用すべきとの意見については、その貸借対照表にはグループ各社の様々な事業での資金調達の状況が反映されるため、固定通信の資金調達の実態を表すものではなく、固定通信の接続料算定に採用すべきではない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(4者)。 ● 報酬の影響で接続料の更なる上昇を懸念。ますます加入光ファイバの重要性が高まる中、接続料の低廉化に向け報酬の在り方等を議論する必要。 ● 意見3ソフトバンク意見と同旨。 ● 他人資本における資金調達額は、事業リスク等を勘案して金融機関等が金額を決定。事業リスクが低い場合には未返済リスクも小さく、より多くの借入が可能になる。接続研でのβ値に関する議論を踏まえれば、NTT東日本・西日本の事業リスクはNTT持株以下と整理されており、接続料算定に用いる自己資本比率はNTT持株と同様以下を採用すべき。 ● 他事業者の考え方も含め、次期算定期間に向けて接続研で自己資本比率の適正值・在り方を議論すべき。 ● NTT東日本・西日本の自己資本比率は極めて高い水準となっており、他の公共サービスを参考に、自己資本比率に適正な固定値を定めることを検討すべき。 	<p>考え方18</p>	

<p>入の観点からは自己資本比率を高水準に維持するインセンティブが働くこと、NTT東日本・西日本がNTT持株の完全子会社であり、NTT持株から資金調達をする場合でも、その配当はNTTグループ内での資金循環でありキャッシュアウトがないこと等が考えられるため、自己資本比率の適正値及びその在り方の検討に当たっては、これらの実態を踏まえて議論する必要。</p> <p>● 算定に用いる自己資本比率はNTT東日本・西日本の実績値が実態に合っておらず、NTT持株の資本構成比を採用すべき。</p>			
<p>○ 報酬の算定方法見直しについて</p> <p>○ 令和5年度接続料改定以降、主要企業の自己資本利益率の算定方法として、イボットソン社の長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用したことは、自己資本利益率の長期安定性を高める上で一定の効果があったものと考えます。一方で、景気動向や金融政策の状況等により、近年のリスクフリーレート(10年ものの国債利回り)は上昇傾向にあることから、今後、期待自己資本利益率の上昇の影響を受けて、接続料が上昇することが懸念されます。</p> <p>○ 特に、加入光ファイバの接続料は、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬額の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、報酬の在り方等について改めて議論する必要があると考えます。</p> <p>○ 例えば、NTT東・西の資本構成比率に関しては、次のような論点・考え方等があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西は、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」)の100%子会社(非上場企業)であり、NTT東・西の純資産(資本金・資本準備金)はNTT持株の払込金であること。 	<p>○ 自己資本比率については、資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、当該比率を乗じる固定資産価額等と同様に実績を用いることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、当社の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。</p> <p>○ NTT持株会社の資本構成比を採用すべきというご指摘については、NTTグループ各社は、モバイル通信、システムインテグレーション、都市開発、電力といった様々な事業を国内外で営んでおり、NTT持株会社の貸借対照表には、そのようなグループ各社の様々な事業における資金調達の状況が反映されていることから、固定通信の資金調達の実態を表すものではなく、固定通信の接続料算定に採用すべきものではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿、ctc殿、楽天モバイル殿の意見にある通り、令和5年度将来原価認可申請における接続料上昇の主要因は報酬の上昇であり、令和6年度の乖離</p>	<p>○ KDDI意見中、加入光ファイバ接続料と報酬の関係については、考え方15のとおりです。</p> <p>○ 実際費用方式における報酬については、申請者の能率的な経営の下における資本調達の実態を適正に反映する必要があると考えますが、意見で指摘されている個々の論点も含め、今後、次期算定期間の加入光ファイバ接続料の検討に向けて、総務省及び関係事業者において、必要に応じ見直しを検討することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI意見については、実際費用方式の考え方からは、NTT東日本・西日本が、NTT持株との関係において、接続料算定上見込んである報酬より低廉なコストで資本調達できている場合等には、その実態を考慮した算定方法も含めて検討することが適当と考えます。次期 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西殿の負債(関係会社長期借入金)についても、NTT持株殿の貸付であると想定されること(※)。 ・ 以上のことから、NTT東・西殿は、資金調達の大 宗をNTT持株殿に依存しており、当該資金の実質 的な市場調達はNTT持株殿を介して行われている と考えられることから、NTT東・西殿の報酬の算 定にあたっては、NTT持株殿の資本調達コストを 加味して算定を行うべきではないか。 ・ 具体的には、NTT東・西殿がNTT持株殿から資 金調達した方が安いにも関わらず、NTT持株殿の 資本調達コストを上回るコストで外部から資金調 達することはないと考えられることから、NTT持株 殿の資本構成比率を上限として、報酬の算定を行 うべきではないか。 <p>(※)NTT持株殿の有価証券報告書(第28期:平成24年度)によると、 NTT東・西殿の「関係会社長期借入金」は全額NTT持株殿の貸付と なっている。ただし、以降の年度の有価証券報告書では非開示となっ ていることから、直近の状況は不明。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 電力産業、ガス産業、大手鉄道産業においては、 料金算定ルールにより自己資本比率は固定値が用 いられており、それぞれ、電力産業の場合は30%、 ガス産業、大手鉄道産業の場合は35%が採用され ているのに対し、NTT東西殿の自己資本比率(令 和6年度接続料算定で用いる自己資本比率はNTT 東日本殿で74.8%、NTT西日本殿で52.7%)は著し く高水準であり、NTT東西殿の資本構成の最適化 が図られていないものと考えられるため、第一種指 定電気通信設備の接続料算定で用いる自己資本比 率の適正值及び在り方について、議論すべきと考え ます。</p>	<p>額調整による接続料加算要因の一つとして国債利 回りの上昇による自己資本利益率及び他人資本利 子率の上昇等の影響が挙げられており、今後も国債 利回りの上昇が続き、接続料がさらに上昇することが 懸念されます。5Gやブロードバンドサービスの更なる 展開を行うにあたり、ますます加入光ファイバの重要 性が高まる状況にある中、円滑にNTT東西殿の加 入光ファイバへの接続が行えるようにする必要があ るため、加入光ファイバ接続料の低廉化に向けて報 酬の在り方等について議論をする必要があると考え ます。</p> <p>○ 特に、NTT東西殿の自己資本比率(令和6年度接 続料算定で用いる自己資本比率はNTT東日本殿 で74.8%、NTT西日本殿で52.7%)は、電力産業、ガ ス産業、大手鉄道産業のような料金算定ルールがあり、 その料金算定ルールにおいて用いられる固定の 自己資本比率(電力産業の場合は30%、ガス産業、 大手鉄道産業の場合は35%が採用されている)と比 べて著しく高い水準にあるため、第一種指定電気通 信設備の接続料算定で用いる自己資本比率の適正 値及び在り方について議論すべきと考えます。</p> <p>○ 本来資本調達コストとの関係では、株式調達等 に よる自己資本での調達よりも借入等による他人資本 による調達の方が調達コストを抑えられるため、事業 運営におけるコストを削減するために他人資本によ る資本調達が積極的に活用されますが、NTT東西 殿の場合は、日本電信電話株式会社殿(以下、「N TT持株会社殿」といいます。)の100%子会社である ため、NTT持株会社殿からの資金調達の場 合でも、その配当はNTTグループ内での資金循環で あり、キャッシュアウトがないため、株式調達が選 択されやすくなり、NTT東西殿の資本構成の最適化 が図られていない状況と考えます。</p>	<p>算定期間における加入光ファイバ 接続料の算定方法に係る議論にお いては、NTT持株との関係におけ る資本調達の実態について、議論 に必要な範囲で明らかにされるこ とが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク意見については、他産 業における料金算定上用いられて いる自己資本比率の値との比較の みで、NTT東日本・西日本の自己 資本比率が「著しく高い水準」であ るということとはできないと考えま す。電気通信事業又は第一種指定 設備の管理・運営において適正な 自己資本比率については、今後、 必要に応じて検討を深めることが適 当と考えます。
--	--	---

<p>○ なお、自己資本比率が高止まりする要因として、接続料収入の観点からは自己資本比率を高水準に維持するインセンティブがはたらくこと、NTT東西殿がNTT持株会社殿の100%子会社であることから、NTT持株会社殿から資金調達をする場合でもその配当はNTTグループ内での資金循環でありキャッシュアウトがないことなどが考えられるため、自己資本比率の適正值及びその在り方の検討にあたっては、これらの実態を踏まえたうえで議論する必要があります。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち報酬の算定に用いられている自己資本比率はNTT東西殿の実績値が実態に合っておらず、資本構成はNTT持株殿の比率を採用すべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 一般的には他人資本における資金調達額は、事業リスク等を勘案し金融機関等がその金額を決定しており、事業リスクが低い場合には未返済リスクも小さく、より多くの借入が可能となります。NTT東西殿とNTT持株会社殿の事業リスクに関しては、第71回研究会(令和5年4月18日)でのCAPM的手法での自己資本利益率の算定時に用いられているβ値の算定方法見直し議論の際に、少なくともNTT持株会社殿のβ値以下の値を採用することと整理がされていることを踏まえれば、NTT東西殿の事業リスクは少なくともNTT持株会社殿以下と整理されています。</p> <p>○ したがって、NTT東西殿とNTT持株会社殿の事業リスクが同等程度であることを踏まえれば、事業リスクを勘案し、NTT東西殿の接続料算定時に用いられる自己資本比率はNTT持株会社殿の値と同様36.9%(FY22時点)*以下を採用すべきと考えます。</p> <p>○ NTT東西殿の加入光ファイバ接続料の算定に用いられる自己資本比率に関しては、SNC殿の『算定に用いられている自己資本比率はNTT東西殿の実績値が実態に合っておらず、資本構成はNTT持株会社殿の比率を採用すべき』との考えや、KDDI殿の『NTT持株殿の資本構成比率を上限として、報酬の算定を行うべきではないか』との考えが示されているため、これらの考え方も含め、次期算定での算定方法の見直しに向けて、研究会において第一種指定電気通信設備の接続料算定で用いる自己資本比率の適正值及び在り方について、議論すべきと考えます。</p> <p>* NTT持株会社殿第38期 有価証券報告書109ページを参照 https://group.NTT.jp/ir/library/yuho/2022/pdf/38yuho.pdf</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 前回の意見募集において弊社より提出した意見で</p>	
--	--	--

	<p>も触れたように、特に自己資本比率は極めて高い水準(東日本電信電話株式会社殿では74.8%)となっているところ、電力・ガス・鉄道等の他の公共サービスを参考に、電気通信サービスについても自己資本比率に適正な固定値を定めることを検討いただきたいと存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ (再意見15のとおり。) (KDDI株式会社)</p> <p>○ (再意見15のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ (再意見15のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見19</p> <p>● 自己資本比率について、接続料規則第12条第4項ただし書の規定により、例外的に実績値が採用されている。本来適用されるべき同項本文の規定に基づき、他の公共サービスを参考に、電気通信事業における適正な値の在り方について検討がなされることを要望。</p>	<p>再意見19</p> <p>■ 自己資本比率は実績の採用が適当(再意見18前段と同旨)。意見指摘の規定はβ値に関するもの。</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p> <p>● 自己資本比率等の議論の必要性に関する意見(再意見18と同旨)。</p>	<p>考え方19</p>	
<p>○ NTT東西殿より光ファイバの接続料を昨年度に引き続き今年度も引き上げる案が示されていますが、原価もさることながら、その約3割を占める報酬額もまた接続料の変動に大きく影響する要因として挙げられるところですが。</p> <p>○ 報酬額の算定方法の適正性については貴省の接続料の算定等に関する研究会等で議論が行われていますが、特に自己資本比率(NTT東日本殿では令和4年度において74.8%)については、第一種指定電気通信設備接続料規則第12条第4項ただし書の規定を拠り所に、未だに例外的に実績値が採用されて</p>	<p>○ 自己資本比率に関しては資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、当該比率を乗じる固定資産価額等と同様に実績を用いることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、ご指摘の接続料規則第12条第4項は自己資本利益率の算定に用いるβ値に関する規定であり、自己資本比率については接続料規則第12条第2項及び第11条第6項の規定に基づき実績値を採用しているところですが。</p> <p><参考> ○接続料規則第11条第6項 「第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占め</p>	<p>○ 接続料規則の規定によれば、接続料算定に用いる資本構成比は、負債・資本それぞれの負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定されるものであり、今般の申請では省令の本則どおりの算定が行なわれていると認められます。</p>	<p>無</p>

<p>いるところですが。その適正性を検証するためにも、本来適用されるべき同項本則の規定に基づき、電力、ガス、鉄道等の他の公共サービスを参考に、電気通信事業における適正な値の在り方について検討がなされることを望みます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>る割合の実績値を基礎として算定する。」</p> <p>○接続料規則第12条第2項 「前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。」</p> <p>○接続料規則第12条第4項 「前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。」</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○（再意見15のとおり。） (KDDI株式会社)</p> <p>○（再意見15のとおり。） (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○（再意見18のとおり。） (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○（再意見15のとおり。） (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>		
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 期待自己資本利益率として省令上の上限値を採用している理由を、算定根拠に記載すべき。 ● 接続料規則の規定は、あくまでも上限値を定めることにより適正範囲を定めているものであり、採用した値が合理的である根拠の説明を不要とするものではないと理解。NTT東日本・西日本は事業者説明会で理由を説明しているが、算定根拠に明記することが必要。 	<p>再意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本利益率は、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄える水準とすることを基本に、事業リスク・安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識。 ■ 他の自己設置事業者と激しい設備競争を展開する中で、将来の事業リスクの予測が困難である以上、調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働く適切なリターンを見込むことが、事業運営を安定的に行っていくために必要。 ■ 主要企業の自己資本利益率が指標になると考えるが、最低限、CAPM的手法の上限値の採用が、調達コストを賄うために合理的な判断と認識。 	<p>考え方20</p>	

	<p>■ 当社の考え方を算定根拠に明記することについては、今後の認可申請において検討する。</p> <p>● 賛同意見(1者)。</p> <p>● 自己資本利益率の包括的見直しの必要性に関する意見(再意見17と同旨)。</p>		
<p>○ 令和5年7月31日の情報通信行政・郵政行政審議会からの答申の考え方9において、「NTT東日本・西日本においては、期待自己資本利益率として接続料規則上の上限値を採用する理由について、適切に説明することが適切と考えます。」とされており、上限値を採用している理由について、算定根拠資料に記載すべきと考えております。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」といいます。)第12条第3項には、「第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常)の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。」と規定されているところ、NTT東西殿におかれては、上限値をそのまま採用し接続料を算定されております。</p> <p>○ 接続料規則の規定は、あくまでも上限値を定めることにより適正範囲を定めているものであり、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないと理解しております。</p> <p>○ なお、本年1月25日に開催されたNTT東西殿主催の説明会において、当社質問への回答として理由の説明をいただいておりますが、算定根拠資料において明記することが必要であると考えます。</p>	<p>○ 自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識しています。</p> <p>○ 当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考えております。</p> <p>○ このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えますが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識しています。</p> <p>○ こういった当社の考え方を算定根拠資料に明記することについては、今後の認可申請において検討する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 接続約款変更認可申請時に算定根拠を添付させる趣旨に照らし、接続料の透明性を向上させる観点から、今後、期待自己資本利益率として省令上の上限値を採用する理由が算定根拠に明示されることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。 接続料の算定に当たり採用された根拠については、適切に説明されることが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ (再意見17のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見21</p> <p>● 報酬の算定に用いられるエクイティ・リスク・プレミアムについて、過去の判例等から、昭和30年を起点とする値を採用すべき。</p>	<p>再意見21</p> <p>■ 接続研の整理を踏まえて見直しを実施。資本コストの安定化に繋がり、接続事業者の予見性向上にも資する。その上で、部分的にデータを集計対象から除外することなく、取得可能な長期間のデータの平均値を用いることが客観的・標準的。</p> <p>■ 判例が採用した昭和27年からの推定結果を異常値とする鑑定人の判断は、判例の言及のとおり、その考え方を絶対の正解とするものではないと認識。</p> <p>● 自己資本利益率の包括的見直しの必要性に関する意見(再意見17と同旨)。</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ 令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち報酬の算定に用いられているERP(エクイティ・リスク・プレミアム)は1952年～2023年の値である8.7%が適用されているところ、司法の場においては、過去の判例においてERPの推定開始年度が論点となった際には1952年起点のデータは異常値として退けられているほか最高裁ではERPは5.5%が適当と判断された経緯があること、また、1952年からの推定結果は異常値とする考え方がヒストリカル法による推定の中でも一般的な考え方として認められていることから、1955年を起点とするERP(1955年～2023年の数値:7.6%程)を採用すべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 接続料算定に用いる主要企業の平均自己資本利益率については、「外的要因による適正利潤の水準の変動は接続事業者様の事業における予見性に悪影響を与えるという観点等から、長期安定的な指標として、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当である」と「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書において整理されたことを踏まえ、先般見直しを実施したところ。</p> <p>○ 固定通信の設備投資は長期間で回収するものであり、設備投資の資金調達に係る資本コストも長期安定的なものにすべきと考えていることから、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用することは資本コストの安定化に繋がり、接続事業者様の予見性向上にも資するものとして考えております。その上</p>	<p>○ イボットソン社のデータを用いる際の起算年度については、第二種指定設備の接続料の算定において用いられているものと同様ですが、これが第二種指定設備の接続料算定において適当と認められているのは「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」(平成25年6月公表)において、「代表的な考え方として認められる」ことによるものと承知しています。</p> <p>○ 報酬の算定において申請者の恣意を排除する観点にも留意しつつ、現在の算定方法を不適切とする事情があるか、次期算定期間に向けて、必要</p>	<p>無</p>

	<p>で、当社としては、部分的にデータを集計対象から除外することなく、取得可能な長期間のデータの平均値を用いることが客観的かつ標準的なものと考えます。</p> <p>○ なお、過去判例において採用された1952年からの推定結果を異常値とする鑑定人の判断については、2010年5月26日の東京高裁の決定書において「必ずしも絶対の正解はなく、採用可能ないくつもの数値等が存すると考えられるものであるから裁判所としては、鑑定人の判断が、会計理論、専門的経験則、統計等に照らして著しく不合理であるといえるものでない限り、それを尊重すべきである」と言及されており、その考え方を絶対の正解とするものではないと認識しております。</p> <p>○ また、資本コストの算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書における整理を踏まえて見直しを実施したばかりのものであり、特段の状況変化等が認められない中、頻繁に見直しの議論を行うことは、当社及び接続事業者様の予見性を損ねるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ (再意見17のとおり。) (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>に応じ、総務省において検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未利用芯線に関する調査結果について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査を開始して以降、下位ロット芯線数を下回り、芯線収容率の増加もほとんど見られない架空ケーブルがあること ・ 大阪日本橋ビルでの調査結果に関する説明で、今後使用見込みのない地下ケーブル(旧規格ケーブル)について、そのままレートベースに算入することの合理性が不明であること 	<p>再意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 未利用芯線は、将来の需要・故障対応に備えるものであり、円滑なサービス提供に必要。また、光ファイバはケーブル単位で敷設するので、必然的に生じる。投資の合理性の検証のためのデータの提供に今後も対応していく。 ■ 意見が例示する、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 架空光ケーブルは、経済的耐用年数を経過しておらず、最小限投資合理性の考え方を踏まえ適切に 	<p>考え方22</p>	

<p>の2点で合理的な設備投資と言えるかの判断が困難。NTT東日本・西日本の設備投資方針と個々のケースの合理性を説明すべき。</p>	<p>報告している。今後も継続的に確認し報告していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧規格ケーブルは、敷設時点で需要の増加見込みがあったINS1500等の提供のために敷設。技術進展の結果、現在は新規利用者を収容していないが、現在も利用があり、当社の事業運営に必要。なお、耐用年数を経過しているため、レートベースへの影響はない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 未利用芯線は自己設置事業者が迅速・高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産であり、自己設置事業者は芯線利用率の向上のみではなく工事費を含めたコスト全体の抑制を目指し設備を構築している等の点を踏まえた多角的・慎重な議論が必要。 ● 未利用芯線をレートベースから除外すると、自己設置事業者は先行投資を含めたコストを全て負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで負担することになる。他の自己設置事業者の投資インセンティブが減退し、競争に歪みが生じる。 		
<p>○ 加入光ファイバの未利用芯線の実態を把握し、NTT東西殿の行うケーブル敷設の投資時点における需要予測等の合理性等を検証するためNTT東西殿による調査結果が開示されていますが、令和5年10月末における芯線使用率の調査結果については、以下に記載する点について、合理的な設備投資と言えるかの判断が困難であるため、NTT東西殿の設備投資方針と以下のケースの合理性について説明すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年10月末時点の架空光ケーブル調査結果の内、本調査を開始して以降、下位ロット芯線数を下回り、かつ芯線収容率の増加がほとんどみられないケーブルがあること 	<p>○ 未利用芯線については、将来の需要や故障時の対応に備えるものであり、円滑なサービス提供に必要なものです。また、光ファイバは芯線単位ではなく一定の規格のケーブル単位で敷設することから、未利用芯線は必然的に生じるものです。</p> <p>○ 光ケーブル投資の合理性については、その検証のために芯線使用率に係るデータを総務省に継続的に提供しており、今後に対応していく考えです。</p> <p>○ 例示にある架空光ケーブルについては、経済的耐用年数を経過しておらず、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書において整理された「最小限投資合理性」の考え方を踏まえて適切に報告しているものです。今後も当該ケーブルの芯線使用状況について継続的に確認し報告していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 光ファイバの未利用芯線に係る投資の合理性については、引き続き本件検証及び公表を行っていくことが適当であり、更なるサンプル数の増加を検討するなどの実態把握の強化に向けた取組についても、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 意見で指摘されているサンプルについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「本調査を開始して以降…芯線収容率の増加がほとんどみられない」ケーブルについては、いずれも経済的耐用年数経過前であり、総務省において、今後の使用率の推移 	<p>無</p>

<p>例：東日本ルート1(3)100芯ケーブル、ルート2(2)(3)100芯ケーブル、西日本ルート1(2)100芯ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月末時点の地下ケーブル調査結果の西日本大阪日本橋ビルについては、「3方面(いずれも100芯ケーブル(昭和63年敷設))において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある」との説明がありますが、今後使用見込みのないケーブルにもかかわらずそのままの100芯のケーブルとして、レートベースに算入することの合理性が不明であること(ソフトバンク株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加えて、例示にある旧規格ケーブルについては、敷設時点では需要の増加見込みがあったINSネット1500等を提供するために敷設した設備であり、技術進展の結果として、現在は新規のお客様を収容していないものですが、現在も芯線の利用があり、当社の事業運営に必要な設備と考えています。なお、当該の旧規格ケーブルについては耐用年数を経過していることからレートベースへの影響はありません。(NTT西日本) ○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論について、以下のような点を踏まえて多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用芯線は新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。 ・ また光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空き芯不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備構築することになります。 ○ また未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを全て負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有 	<p>について注視していくことが適当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「旧規格ケーブル」については、投資時点において予見しがたい技術革新等により最小限投資合理性が成り立たないことは例外的に認められうると考えられますが、現在使用している規格のケーブルへの収容替え等の効率化を行わない理由について、NTT東日本・西日本において、総務省に適切に説明することが適当と考えます。なお、本ケーブルのレートベースは0とのことであり、本申請における利潤の算定はいずれにせよ適切であると考えます。 	
---	---	--	--

	利となり、NTT東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。 (株式会社オペテージ)		
--	--	--	--

2 実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等

(1)ドライカッパ

意見23	再意見23	考え方23	
<p>○ 平成30年以降、NTT東西殿によるドライカッパの減損処理は実施されておきませんが、ドライカッパ回線の需要は前年度と比べてNTT東日本殿は-7.2%、NTT西日本殿は-8.3%と継続して減少しております。この傾向は今後も継続すると想定されることから、利用見込みが無くなった資産についてはNTT東西殿において毎年度検討の上、すみやかに減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>○ また、ドライカッパの単金は前年度と比べてNTT東日本殿は+10.3%、NTT西日本殿は+7.8%と大幅に上昇しています。当研究会での整理を踏まえ、令和5年11月22日に固定通信分野における接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針が改定され、加入電話、ISDNはスタックテストの対象から除外されたものの、今回申請されたドライカッパ接続料の水準</p>	<p>○ メタル回線の費用は、当社が9割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。</p> <p>○ なお、2024年4月に提供開始予定のワイヤレス固定電話を用いて、メタルケーブルの再敷設コストの削減等も進めていく考えですが、現時点においては法令で認められている提供エリアが限定的であるため、今後提供エリアの拡大について検討いただきたいと考えます。</p> <p>○ なお、今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、当社として必要に応じた対応を検討いたします。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書において、以下の点から加入電話・ISDNについて</p>	<p>○ メタル回線についても、NTT東日本・西日本において、引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当と考えます。</p> <p>○ 電柱・土木設備のコストについてはドライカッパの接続料へも影響があるところ、電柱の耐用年数については、考え方12のとおりです。</p> <p>○ 意見で開示の求めがあった令和4年度実績に基づく再計算報告時の検証結果は、報告を受けた総務省によれば、別紙のとおりとのことです。</p> <p>○ 高品質な電話単体サービスを必要とする小規模な法人事業者を念頭に置けば、「価格圧搾による不当な競争を</p>	<p>無</p>

はNTT東西殿が提供する加入電話(ダイヤル回線)の住宅用1級局、2級局のユーザ料金を上回る状況にあるため、少なくとも指針の改定前の10月末に総務省殿に報告された再計算報告に伴うスタックテスト結果の状況を開示し、価格圧搾による不当な競争を引き起こしていないかを確認すべきと考えます。

- なお、当社が推計した以下の結果を踏まえると、利用者料金収入と接続料収入の差分が20%を下回り、スタックテスト不適合になると考えられるため、一部のユーザ料金で逆ザヤになっていることも踏まえれば、より一層の設備効率化が図られるべきと考えます。

【当社推計方法】

1. FY24の①利用者料金収入については、FY23検証時の需要を横引きし、FY23の①利用者料金収入の値を据置き
2. FY24の②接続料総額相当については、上記1と同様にFY23検証時の需要を横引きし、FY23のNTT東西殿の②接続料総額相当にドライカッパ(接続料変動率 (FY23→FY24)) を乗じて算出

NTT東日本殿

サービス	年度	①利用者料金収入(億円)	②接続料総額相当(億円)	③差分	比率
加入電話 ISDN基本料	FY23	1,804	1,388	416	23.1%
	FY24	1,804	1,531	273	15.2%

営業費 20%未済

NTT西日本殿

サービス	年度	①利用者料金収入(億円)	②接続料総額相当(億円)	③差分	比率
加入電話 ISDN基本料	FY23	1,785	1,384	401	22.5%
	FY24	1,785	1,491	294	16.5%

営業費 20%未済

© 2024 SoftBank Corp.

(ソフトバンク株式会社)

意見24

- NTT持株が2035年にメタル回線が維持限界を迎えることを表明したが、具体的な計画が示されていない。利用者周知や、必要なシステム・設備等の構築のため、できるだけ早期に移行計画を開示いただきたい。

はスタックテストの検証対象から除外することが適当と整理されたものと認識しています。

- ・ 個人利用者の需要に関しては、モバイルOABJ-IP電話は代替性を有しており、その他の状況変化(光回線を用いるクラウド電話、音声通話機能を有するアプリケーション等の登場・普及による音声通信市場の広がり等)も合わせて考えれば、加入電話・直収電話間の競争は限定的と言えること
- ・ 法人利用者については、小規模な法人利用者において直収電話・加入電話の需要が一定程度存在すると考えられるが、スタックテストはブランドメニューの需要の一部における競争に着目して検証するものではないこと及び、その需要の実態が加入電話・ISDNに係る競争全体に影響を及ぼすものとは言えないこと

- なお、2023年10月の再計算報告において、加入電話、ISDNに係る検証結果及び価格圧搾による不当な競争を引き起こしていないと考える理由について、総務省へ報告しております。

(NTT東日本・西日本)

再意見24

- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画・代替サービスは現時点で未定だが、メタル回線のスムーズな移行に向け今後協議する考えであり、見通しが立った段階で可能な限り早期に開示できるよう努める。
- メタル回線の縮退・光回線への移行の規模は大きいことが想定され、電柱・土木設備の費用配賦の影響により光回線の費用負担が増大するおそれ。そのため、できるだけ早期に移行計画・接続料への影響を開示

引き起こしていないと考える理由」で示されているとおり、利用者料金と接続料相当額の間には営業費相当額を上回る差があり、現時点で得られている情報を基に検討する限り、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠が示されていると認められます。

- 総務省においては、接続研第七次報告書の考え方を踏まえ、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視することが適当と考えます。
- なお、ワイヤレス固定電話の提供エリアの拡大に関するNTT東日本・西日本再意見については、総務省において今後の議論の参考として承ることが適当と考えます。

考え方24

	<p>る必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メタル回線の撤去については、「4年前ルール」の観点からも議論が必要。 ● 「4年前ルール」では、4年前の周知義務の例外として、DSLの代替サービスを接続事業者が即座に提供することを可能としている場合が規定されているが、当該例外該当性は、光回線の有無だけでなく、付随する音声・データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で同等のサービスを提供可能かで判断すべきであり、接続約款にその旨規定すべき。 ● 省令改正時のNTT東日本・西日本の再意見において、当社モバイルOAB-J IP電話がメタル電話の代替として挙げられていたが、提供エリア、品質、付加サービス等の点で代替にはなり得ない。 ● また、2035年にメタル回線の廃止が見込まれる中、メタル電話利用者のスムーズな移行の実現が課題。メタル電話の市場は1,400万契約存在し、依然音声単体サービスのニーズは高いが、ひかり電話ネクストの卸電気通信役務に代替する小規模法人向けOAB-J音声単体サービスは存在しない。競争上極めて重要なサービスであるため、ひかり電話ネクストは引き続き特定卸電気通信役務の対象とすべき。更に、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」による検証対象とすべき。 ● 光回線を用いた電話単体サービスとしては、ひかり電話ネクストのほか、光回線電話が存在し、メタル設備の維持が著しく不経済なエリア等で提供。今後、メタル設備の老朽化で当該エリアは増えると想定するが、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者は加入光ファイバを用いて（光回線電話と）同料金の音声単体サービスを提供できない ・ 光回線電話に移行するとメタルIP電話の通話サービス卸によるサービスが提供できず競争事業者が 		
--	---	--	--

	<p>タッチポイントを失う等の課題があり、光回線電話の提供エリア拡大に伴い、他事業者は一層競争が困難になる。メタル縮退のグランドデザインとともに、政策的な検討が必要。</p>		
<p>○ 第2回通信政策特別部会(令和5年9月12日)において、NTT持株会社殿から2035年にメタル回線が維持限界を迎えることが表明されましたが、その後、メタル縮退に伴う具体的な計画は示されていません。メタル回線の縮退及び光回線等への移行については、その切替規模が大きいことが想定され、回線移行に関するユーザ周知や、必要なシステムや設備等の構築のために卸・接続事業者に対して十分前もって開示する必要があるため、出来るだけ早期に移行計画を開示いただきたいと思います。(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画、代替サービスについては、現時点で未定ですが、メタル回線のスムーズな移行に向けては、今後協議をさせていただき考えであり、また見通しが立った段階で可能な限り早期に開示できるよう努めます。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、メタル回線の縮退及び光回線等への移行については、その切替規模が大きいことが想定されます。</p> <p>○ 電柱・土木設備の施設保全費等の費用については、メタル回線と光回線の費用配賦を契約数比で行っていることから、メタル回線の縮退に伴い光回線の費用負担が増大するおそれがあります。</p> <p>○ そのため、できるだけ早期に移行計画及びそれに伴う接続料への影響について情報開示いただく必要があると考えます。(KDDI株式会社)</p> <p>○ 当社意見の通り、NTT持株会社殿から2035年にメタル回線が維持限界を迎えることが表明されている中、メタル回線の撤去については、NTT東西殿の「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、「接続約款」という。)の第61条第3項にて、接続事業者への周知について定められているところ、以下の観点から議論が必要と考えます。</p> <p>○ 現状NTT東西殿の接続約款第61条第3項において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、撤去開</p>	<p>○ 2035年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合、利用者や事業者等に不測の支障が生じないように留意して行う必要があるところ、今後、必要な議論を進めていくべきものと承知しています。</p> <p>○ ソフトバンク再意見中、4年前ルールにおける「代替サービス」の考え方については、当該ルールの趣旨を踏まえ、NTT東日本・西日本において適切に運用・対応することが適当と考えます。モバイルOAB-J IP電話が代替となり得るかに関する指摘については、まずはこの運用・対応の中で、NTT東日本・西日本において適切に対応・説明すべきであり、その中で、公平性・適正性の確保等の観点から接続約款に規定すべき点が生じれば、必要な対応を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ ソフトバンク再意見中、ひかり電話ネクストの卸電気通信役務については、総務省において接続研での議論に係る参考として承ることが適当ですが、接続による代替性を高めていくための具体的な措置については、光回線電話に係る議論と併せて、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けるこ</p>	<p>無</p>

	<p>始の原則4年前までにその情報を協定事業者を提供するもの(以下、「4年前周知」という。)とし、NTT東西殿がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限る。)を使用した新たな代替サービス等(以下、「代替サービス」という。)を協定事業者が即座に提供することを可能とする旨が規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、4年前周知の例外が適用される一つのケースとしては、「代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能としている場合であって、1年以上前に端末回線伝送路設備の撤去に関する情報を協定事業者提供している場合」が規定されています。 ○ メタル回線の撤去は、接続事業者において当該利用者へのサービス提供可否にも関わるものであることから、例外規定における「代替サービス」が提供可能かについては、メタル回線に替わる光回線の有無のみではなく、付随する音声/データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で接続事業者が同等のサービスを提供可能かの観点で判断すべきであり、NTT東西殿の接続約款にてその旨規定すべきと考えます。 ○ なお、電気通信事業法施行規則等の一部改正等に関する再意見募集(2023/11/8)において、NTT東西殿よりメタル回線を利用した音声単体サービスの代替として、当社の「おうちのでんわ」を挙げられておりましたが、当該サービスはモバイルを利用したサービスであることから、不感地帯等提供エリアに制限があることや、品質、付加サービス等においてメタル回線を利用した音声単体サービスの代替にはなりません。 	<p>とを踏まえ、今後も必要に応じて議論していくことが適当と考えます。</p>	
--	--	---	--

	<p>○ また、2035年にメタル回線の廃止が見込まれる中、メタル回線を利用した0ABJ音声単体サービス利用者のスムーズな移行の実現が課題と考えます。</p> <p>○ メタル回線による0ABJ音声単体市場は約1400万契約存在し、依然音声単体(データサービスは不要)のニーズは高い一方で、現状においてはメタル回線廃止後、NTT東西殿において提供されているひかり電話ネクストの卸サービスに代替する小規模法人向けの0ABJ音声単体サービスが存在しません(※)。ひかり電話ネクストの卸に関して双方向番号ポータビリティ実現後も代替性がない状況に変わりではなく、競争上極めて重要なサービスであることから引き続き特定卸電気通信役務の対象とすべきと考えます。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続代替性:NGN-QoSはブロードバンド上での提供前提であることから電話単体でのサービス提供は出来ず、シェアドアクセス方式では収容率が低い接続事業者においては価格競争が不可能 ・サービス代替性:当社のおうちの電話については前述の通り、モバイルを利用したサービスであることから、不感地帯等提供エリアに制限があることや、品質、付加サービス面から代替性はない <p>○ さらに、ひかり電話ネクストについては以下の観点から「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」の検証対象とすべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 接続による代替が実質的に不可能であることから、卸役務が適正かつ公平に提供されることが公正競争上極めて重要 ② メタル設備の2035年廃止に向け、メタル回線(0ABJ音声単体市場)が一斉に光回線等へ移行する業界としても 特別な時期であり、スムーズな移行を実現するためにも不当な競争は事前に排除し、競争事業者も十分に検討/競争できる環境が必要 <p>○ また、光回線を用いた電話単体サービスとしてはこ</p>		
--	---	--	--

	<p>のほか、ユニバーサルサービスとして認められている光回線電話(特定地域向け音声利用IP通信網サービス。基本料金は加入電話と同水準)も存在しています。光回線電話の提供条件はメタル設備を維持することが著しく不経済なエリア等となっており、今後はメタル設備の老朽化等によってメタル更改ができないエリアが増えていくものと想定しますが、現状で以下の課題があると考えます。</p> <p>① 他事業者はダークファイバを利用して音声単体サービスを同料金で提供できない</p> <p>② 光回線電話に移行すると、メタル回線上で提供される「通話サービス卸(旧マイライン)」が提供できず競争事業者は顧客へのタッチポイントを失う構造にある</p> <p>○ したがって光回線電話の拡大に伴い、①、②により他事業者は一層競争が困難になるため、事業者間協議のみならず、上述のメタル縮退のグランドデザインとともに、政策的な検討が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
--	---	--	--

(考え方 23 別紙(赤枠内委員限り))

【参考】改正前指針に基づく加入電話・ISDN基本料の検証結果(令和5年度再計算時)

赤枠内委員限り

- 令和5年11月22日改定前の「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づき、接続料の令和5年度再計算時にNTT東日本・西日本が行った検証結果は以下のとおり(加入電話・ISDN基本料のみ抜粋)。

【接続料と利用者料金の関係の検証結果(加入電話・ISDN基本料)】

(単位:億円)

	①利用者料金収入(※1)	②接続料総額相当(※1)	③差分((①-②)/①)	営業費相当額(20%)との比較
NTT東日本	1,674	1,410	264 (15.8%)	×(スタックテストの要件を満たしていないと認められる)
NTT西日本	1,639	1,356	283 (17.3%)	×(スタックテストの要件を満たしていないと認められる)

※1 令和4年度実績。

※2 再計算結果(将来原価方式で算定する機能については令和5年度適用接続料)に令和4年度実績需要を乗じたもの。NTSコスト(NTT東日本:119億円、NTT西日本:168億円)は除く。

(内訳:端末回線伝送機能(メタル端末回線・光信号端末回線・メタル加算料(「ライトプラン」の需要にのみ乗じる。)、回線管理運営費、ISM折返し接続機能(回線収容装置))

【加入電話・ISDN基本料において価格圧搾による不当な競争を引き起こしていないと考える理由】(下線は総務省で付したのもの)

- ・固定電話市場は、既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行していること。
 - 音声通信の中心は、固定電話から携帯電話や通話アプリ等にシフトしており、当社固定電話や他社直収電話の契約数等は継続的に減少。また、IP網移行に伴い、マイライン・マイラインプラスは2024年1月に終了予定。
 - 当社が実施した固定電話利用動向に関する利用者アンケート(以下、利用者アンケート)によると、当社固定電話の解約者は、移行先として主に「メタル回線(ドライカット)を用いない」光IP電話、CATV電話、モバイル0ABJ-IP電話を選択しており、「メタル回線を用いる」他事業者直収電話に移行した利用者は0.7%に過ぎない。
- ・モバイル0ABJ-IP電話は、当社固定電話との代替性を十分有していること。
 - 当社が実施した利用者アンケートによると、モバイル0ABJ-IP電話利用者の約8割が固定電話からの乗り換えであり、同サービスへの満足度は極めて高い水準
- ・上記や構成員・他事業者からの意見等を踏まえ、接続料の算定等に関する研究会第7次報告書において、スタックテストによる検証対象から除外することが適当とされたこと。
- ・また、モバイル0ABJ-IP電話等が代替しがたいとされる法人向け固定電話においても、当社の加入電話・ISDN(事務用)の利用者料金収入と当社接続料相当の差分が営業費相当基準額(利用者料金による収入の20%)を上回っていることから、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えられること。

(単位:円/回線・月)

	①利用者料金収入(※3)	②接続料総額相当(※4)	③差分((①-②)/①)
NTT東日本		1,676	
NTT西日本		1,663	

※1 加入電話(事務用1級・2級・3級)及びINSネット64(事務用)の基本料を各サービスの契約数で加重平均したもの

※2 端末回線伝送機能(メタル端末回線)、回線管理運営費及びISM折返し接続機能(回線収容装置)。メタル加算料については、利用者料金で「ライトプラン」を考慮していないことに対応して、加算していない。

(2) 工事費・手続費・回線管理運営費等

<p>意見25</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シェアドアクセス方式に係る工事費は、作業費・物品費等の上昇によって、いずれも上昇しており、昨今の物価上昇等を踏まえれば、今後も上昇が想定されることから、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、光屋内配線の転用を業界として促進することが重要。 ● その促進のため、次のような対応を要望。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「二本引き」等の再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、NTT東日本・西日本における合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進 ・ 引込線転用に参画する事業者・利用件数を増やすため、キャビネット渡しとコンセント渡し間の転用工事の早期実現に向けた検討促進 	<p>再意見25</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光屋内配線も含めた引込線転用の促進に向け、引込線転用スキームの令和7年2月の実現を目指し、より多くの事業者に活用いただく観点も踏まえて検討を進めている。今後の料金・運用ルール等に係る議論でも、その点に配慮し、整理を図っていく考え。 ■ 残置回線は原則残置し、例外的に撤去する対応により効率化に取り組む考えだが、運用方法については検討・協議を進めていく。 ■ キャビネット方式の転用の実現について協議を進めており、引き続き実現に向けた整理を進める考え。 ● 賛同意見(1者)。工事費は工事コストの実態に合わせて適正化し、継続的なコスト削減を実施する必要。 ● 光屋内配線転用を業界として促進するためには、より一層低廉な工事費とすることが重要。 	<p>考え方25</p>	
<p>○ 設備の効率化</p> <p>○ シェアドアクセス方式に係る工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、いずれも上昇(※1)しています。昨今の物価上昇の影響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されることから、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、低廉な工事費が設定されている「光屋内配線の転用」を業界として促進していくことが重要であると考えます。</p> <p>○ 「光屋内配線の転用」の促進のため、例えば、次のような対応を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二本引きなど、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、NTT東・西日本における合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進。 ・ コラボ光-シェアドアクセス間の転用スキームに参画する事業者・利用件数を増やすため、より多くの 	<p>○ 当社としては、光屋内配線も含めた引込線転用の促進に向け、接続事業者・コラボ事業者間の引込線転用スキーム(以下、引込線転用スキーム)について、2025年2月の実現をめざし、「競争ルールの検証に関する報告書2023」に記載のあった、貴社を含めた接続事業者様、光コラボ事業者様に加え、他の接続事業者様・コラボ事業者様に引込線転用スキームに係る会合へご参画いただき、多くの事業者様にご活用いただく観点も踏まえ、議論・検討を進めているところです。現在は、接続事業者様・コラボ事業者様のご意見を踏まえた引込線転用スキームの実現に係るシステム要件が固まり、開発に着手したところであり、今後の料金・運用ルール等に関する議論を進める上でも、より多くの接続事業者様・コラボ事業者様に使っていただけるよう配慮し、整理を図っていく考えです。</p>	<p>○ 残置回線の運用や引込線転用スキームについては、接続研や「競争ルールの検証に関するWG」における議論を踏まえ、現在、NTT東日本・西日本及び関係事業者間で協議が進められているところと承知していますが、加入光ファイバの効率的な運用に資する取組と言えるものです。</p> <p>○ 接続の円滑化の観点からも、速やかな運用開始と円滑な運用に向けて、関係事業者の更なる努力に期待します。</p> <p>○ なお、ソニーネットワークコミュニケーションズ再意見のうち、工事費の適正な算定については考え方26のとおりであり、継続的なコスト削減について</p>	<p>無</p>

<p>設備形態が引込線転用の対象となるよう、キャビネット渡しとコンセント渡しの間における転用工事の早期実現に向けた検討の促進(※2)。</p> <p>(※1)例)平日昼間の場合の工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光屋内配線の新設工事費(対前年度:NTT東殿: +326円、NTT西殿: +278円) ・ 光信号分岐端末回線接続工事費(対前年度:NTT東殿: +177円、NTT西殿: +101円) ・ 光信号引込等設備の撤去に要する費用(対前年度:NTT東殿: +574円、NTT西殿: +743円) <p>(※2)「競争ルールの検証等に関する報告書2023」(案)に対する意見及びそれに対する考え方において、総務省殿から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「キャビネット渡し」の形態の引込線に関しては、今後接続事業者において新設する引込線については設備形態を統一する、接続事業者の設置する設備の転用に係る課題の整理を図る等、設備競争が利用者の利益を阻害する結果とならないような検討を進めていくことが適当と考えており、関係事業者におけるこうした検討が円滑に進展するよう、総務省において注視していくことが適当との考えが示されています。 <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 残置回線に係る合理的な工事判断に関しては、FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うものと当社としては考えており、これまでも原則として引込線等を残置してきたところですが、一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応により、引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。なお、分岐端末回線の残置又は撤去に係る運用方法については、引込線転用スキームの実現までの間に事業者間協議が調うように、引き続き、接続事業者様からのご意見等を踏まえ、検討及び協議等を進めていく考えです。</p> <p>○ キャビネット方式における転用工事の実現については、現在、主にキャビネット方式の形態をご利用している接続事業者様との間で協議を進めており、引き続き実現に向けた整理を進める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の意見に賛同します。工事費については来年度以降も上昇することが想定されることから、工事コストの実態に合わせた形で適正化いただくとともに、継続的なコスト削減を実施していただくことが必要であると考えます。また、「光屋内配線転用」を業界として促進するためには、より一層の低廉な工事費としていただくことが重要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>は、考え方10に基づく対応の中で対応・確認されることが適当と考えます。</p>
<p>意見26</p> <p>● 工事費はNTT東日本・西日本の人件費を参照しているが、実際には協力会社等への発注が多いと考えられるため、実態に即した発注単価を基準にすべき。</p>	<p>再意見26</p> <p>■ 光屋内配線工事費等の算定に用いる作業時間については、平成27年の当審議会の考え方を踏まえ、配管収容状況の調査・作業時間の再計測を行い、</p>	<p>考え方26</p>

<p>● 光屋内配線工事費の検証のため、その算定に用いる作業時間の集計方法を開示することが適当。特に、分岐端末回線の設置工事等の他の工事と同時に行う場合に、派遣費用や作業時間が適切に配賦されているか確認する必要。</p>	<p>結果・集計方法を総務省に報告。必要な派遣費用・作業時間により適切に算定していることも確認いただいている。なお、同時に回線終端装置を撤去する場合は、派遣費用を折半する配賦を実施。</p> <p>■ 分岐端末回線接続料の算定では委託会社等への工事単金を基にしている。</p> <p>● 作業単金の上昇は労務費単金・物件費が要因とされている。労務費単金はNTT東日本・西日本の労務費を基に算定されるが、実際は協力会社等への発注が多く行われている状況。子会社への委託による効率化は反映されているとのことだが、詳細な説明がなく、実態に即した算定方法になっていない可能性。</p> <p>● 労務費単金・物件費等の作業単金の構成要素の算定方法を明らかにした上で、協力会社の労務費を用いる等、実態に即した算定をすべき。</p>		
<p>○ 令和6年度の申請接続料における分岐端末回線接続料の上昇について、工事単価がNTT東西殿の person 費を参照しているところ、実際には協力会社等への発注が多く行われていると考えられることから、実態に即した発注単価を基準にするべきと考えます。</p> <p>○ また、光屋内配線工事費が適正なものであるかを検証する為に、算定に使用されている作業時間の集計方法について開示していただく事が適当であると考えます。特に、分岐端末回線の設置工事等、他の工事と同時に行う場合に、派遣費用や作業時間が適切に配賦されているか、確認する必要があります。(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間については、平成27年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことから、毎年度、配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することを要請すること。また、今後、定期的に(例:5年ごとに)作業時間を再計測し、その結果を光屋内配線加算料等の算定に用いることを要請すること。」との考え方が示されており、作業時間に影響を与える光屋内配線の配管収容状況について調査や作業時間の再計測を実施し、結果に有意な差がない旨やその集計方法についても総務省に報告し、光屋内配線工事費に必要な派遣費用や作業時間のみを</p>	<p>○ 分岐端末回線接続料の算定における創設費については、NTT東日本・西日本の再意見のとおり、委託費を基に算定していると認められます。</p> <p>○ 作業単金を基に算定している工事費については、NTT東日本・西日本の施設保全部門の person 費を基に労務費削減率(※1)を考慮しているので、その効率化は反映されていると言えます。算定結果も、例えば、公共事業における積算等において用いられる電気通信関係技術者等単価との間では大きな乖離はないこと等について総務省で確認しています。</p> <p>○ 一方、子会社以外への委託による効率化や、退職・再雇用施策以外による作業単金の低廉化の効果がある</p>	<p>無</p>

	<p>用いて適切に算定していることを確認いただいております。なお、当社の回線終端装置の撤去を同時に行う場合には、当該撤去工事と光屋内配線工事との間で派遣費用を折半するように費用配賦を行っています。</p> <p>○ ・ 分岐端末回線接続料の算定に用いる工事単金については、委託会社等への工事単金を基にしております。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金について近年上昇傾向が続いており、その主な要因は労務費単金と物件費が要因とされています。そのうち、労基費単金に関しては、NTT東西殿の施設保全部門の労務費を基に計算されていますが、SNC殿の意見の通り、「実際には協力会社等への発注が多く行われている」状況にあり、総務省殿の説明資料において「実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映」しているとされているものの、詳細な説明がないことから実態に則した算定方法になっていない可能性があります。</p> <p>○ そのため、作業単金の構成要素である労務費単金、物件費等の構成要素の計算方法を明らかにした上で、協力会社の労務費を用いる等、より実態に則した計算方法で作業単金を算定すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>とすれば、それらは反映していないとも考えられ、NTT東日本・西日本においては、この算定方法が実際費用を適切に反映しているかについて、総務省に説明することが適当であり、その内容は、接続約款変更認可プロセス等において適切に明らかになるべきと考えます。</p> <p>○ また、光屋内配線工事については、引込線転用スキームの開始や残置回線の運用の整理を踏まえてその実態が変化する点もあると考えられるところ、まずは、それらに関して事業者間協議を行っている関係事業者において、今後の工事の運用を整理することが適当であり、その際、NTT東日本・西日本は、必要なコスト情報を明らかにすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、以上の協議の経過については、総務省の要請(※2)に対するNTT東日本・西日本の報告の中で報告されることになると承知しています。</p> <p>※1 実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、NTT東日本・西日本において行っていた退職・再雇用による労務費の削減を、退職・再雇用者の賃金低下率に退職・再雇用者の割合を乗じて考慮するもの</p> <p>※2 「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書等を踏まえた貴社の取組に関する報告について(要請)」(令和5年10月10日総基料第201号)</p>
<p>意見27</p> <p>● 接続関連システムの開発費は、回線管理運営費とし</p>	<p>再意見27</p> <p>■ 接続関連システム開発費の適正性・透明性の確</p>	<p>考え方27</p>

<p>て接続事業者が負担しているため、更なる適正性・透明性の確保が重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● システム改修費用の実績額や回線管理運営の原価への加算期間の情報開示を要望。 ● 光回線の回線管理運営費は上昇傾向にあり、システム改修費用も当該費用の上昇要因。システム改修内容について費用・接続料への影響を見据えながら接続事業者が取捨選択し、システム改修費用の低廉化を図れるよう、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発予定の機能毎の開発費用と接続事業者負担額への影響額 ・ 接続事業者の要望があれば、適宜開発事項や規模の適正性の判断に資する情報を開示すべき。 ● システム開発経費の低廉化について、経費の根拠情報の開示、相見積もりの実施、低廉化の努力等を行うべき。 	<p>保に向け、接続事業者の要望をよく聞いて、取組を進めてきた。今後も一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 要望のあった情報は、接続研での当社説明のとおり、開示の検討を進めているが、具体的な開示方法は、接続事業者の意見を踏まえ検討予定。 ■ 相見積については、特定のベンダを利用しないと施策が遂行できない場合を除き、新たなシステム開発では、社内ルールとして複数社から相見積を取得することを定めている。 ■ コスト低廉化の努力については、ベンダとの交渉において、見積の検証・代替案の提示等による費用の抑制に努めてきたが、引き続き更なる効率化・コスト最適化に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(3者)。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ システム開発費の適正性・透明性 ○ 接続事業者が利用するNTT東・西日本の接続関連システムの開発費は、回線管理運営費として接続事業者が負担しているため、当該システムの開発費については、更なる適正性・透明性の確保が重要と考えます。 ○ 「接続料の算定等に関する研究会」(第79回)における当社資料(資料79-7)で述べたとおり、更なる適正性・透明性の確保に向けて、システム改修費用の実績額や回線管理運営費の原価へ加算される期間について情報開示いただくことを要望いたします。(KDDI株式会社) ○ 光回線の設備管理機能費について、NTT東日本殿は前年度比で+16%(37円から43円に上昇)と上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまで、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続関連システムの開発費の適正性・透明性の確保に向け、接続事業者様のご要望をよくお聞きし、使いやすさや安全性のほか、限りある経営資源の有効配分の観点からシステム開発内容・費用の最適化に向けて取組を進めてきました。今後も、システム開発費用の更なる適正性・透明性の確保に向けて、一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努めていく考えです。 ○ また、ご要望頂いたシステム改修費用の実績額や回線管理運営費の原価へ加算される期間に関しては、「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)における当社資料(資料81-6)で述べたとおり、開示す 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続関連システムの取扱いについては、現在接続研において議論されているところと承知しておりますが、昨年度改定時の当審議会の考え方(※)のとおり、NTT東日本・西日本の行うシステム改修の経費のうち、接続料の原価となるものに関しては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要です。特に、回線管理運営費として接続事業者のみが負担するシステム改修経費については、適正性・透明性を確保する必要性が高く、まずはNTT東日本・西日本において機能ごとの 	<p>無</p>

<p>傾向にあります。当該費用は、端末回線伝送機能で用いられる加入者回線等の接続事業者による接続申込や接続料の請求等を行うためのシステム等の経費として請求される性質のものであり、NTT東西殿の光ファイバ開通申込受付システム等のシステム改修が行われた場合の費用も当該費用の上昇要因になります。</p> <p>○ そのため、システム改修内容について費用・接続料への影響を見据えながら接続事業者が取捨選択し、システム改修費用の低廉化を図れるようにすることを可能とするために、第79回接続料の算定等に関する研究会(令和5年12月19日)(以下、「研究会」といいます。)で当社が説明したとおり、NTT東西殿は以下2点の情報を開示すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発予定の機能毎の開発費用と接続料やコロケーション費用等の接続事業者負担費用への影響額 ・ 接続事業者からの要望があれば、適宜開発事項や規模に関する適正性判断に資する情報 <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ NTT東西殿のシステム開発経費の低廉化については、「接続料の算定等に関する研究会(第79回)」においてもご提案いただきましたが、システム開発経費の根拠情報の開示、相見積もりの実施、低廉化の努力等を行っていただくべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>る方向で検討を進めており、具体的な開示方法に関しては、接続事業者様のご意見を踏まえ検討する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本(KDDI株式会社意見に関し))</p> <p>○ 当社はこれまで、システム開発の着手前に、システム意見交換会の場で全接続事業者様へ開発予定となる機能毎の開発費用をご提示した上で、個別にご要望やご質問をいただいた接続事業者様との協議や質問票でのやり取りを通じ、ご要望事項の反映や開発内容の取捨選択をしていたものと考えておりますが、今後、「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)における当社資料(資料81-6)で述べたとおり、情報開示の更なる拡充の取組として、複数機能を具備する場合は、機能実現における必須機能と付加的な機能を区分けし、細分化した機能毎の想定開発費及び接続料への影響額の開示を検討しており、コロケーション費用への影響額に関する情報としては、今後新たに接続料に係る比率への影響の開示を検討しております。</p> <p>○ また、開発事項や規模に関する適正性判断に資する情報についても、「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)における当社資料(資料81-6)で述べたとおり、接続事業者様において適正性の判断に資する情報として、開発規模等に関する情報の開示を検討しているところです。</p> <p>○ なお、一部機能の取捨選択に係る接続事業者様の合意が得られない場合は現行に比べ、提供開始日が遅れる可能性があるため、具体的な対応に関しては、接続事業者様のご意見を踏まえ検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本(ソフトバンク株式会社意見に関し))</p>	<p>費用の内訳等も含め、関係する接続事業者に適切に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、ソフトバンク意見の前段で指摘されている今般の回線管理運営費の上昇については、NTT東日本・西日本においては、引き続き費用削減・効率化に努めるべきと考えますが、ドライカッパ・ラインシェアリング・光ファイバの回線管理に共通的に要するコストについて、それら回線の廃止・新設申込件数を基に配賦されているところ、ラインシェアリングに係る件数が減少したこと等によるものと承知していません。</p> <p>※ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(情郵審議第31号)考え方13の3段落目</p>
---	--	---

	<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)における当社資料(資料81-6)で述べたとおり、システム開発経費の根拠情報として、システム更改の場合の開発機能数・機能毎の想定開発費や開発規模等、情報開示の更なる拡充を検討しております。</p> <p>○ 相見積の実施については、特定のベンダを利用しないと施策が遂行できない場合を除き、新たなシステム開発については、社内ルールとして複数社から相見積を取得することを定めております。</p> <p>○ コスト低廉化の努力については、ベンダとの交渉において、当社での目標価格を設定し、委託先ベンダから提出された見積内容を検証するとともに、当社にてコストを発生させる要因となる機能を見極め、既存機能の流用や実現方法の代替案の提示をする等の取組を通じ、開発費用の抑制に努めてきたところですが、引き続き更なる効率化・コストの最適化に努めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社意見に関し))</p> <p>○ 左記意見のとおり、NTT 東・西の接続関連システムの開発費は、回線管理運営費として接続事業者が負担しています。</p> <p>○ NTT東・西においては、「接続料の算定等に関する研究会」での議論を踏まえ、当該システムの開発費について更なる適正性・透明性に向けた対応を要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI殿及びソフトバンク殿の意見に賛同します。NTT東西殿には接続関連システム経費の適正性・透明性を確保していただくことが必要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI殿の『接続事業者が利用するNTT東・西殿の接続関連システムの開発費は、回線管理運営費として接続事業者が負担しているため、当該システムの開発費については、更なる適正性・透明性の確保が重要』との意見に賛同します。 ○ 加えて、第79回研究会(令和5年12月19日)で当社が説明したとおり、NTT東西殿は以下2点の情報を開示すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発予定の機能毎の開発費用と接続料やコロケーション費用等の接続事業者負担費用への影響額 ・ 接続事業者からの要望があれば、適宜開発事項や規模に関する適正性判断に資する情報 (ソフトバンク株式会社) 		
<p>意見28</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シェアドアクセス方式では、フレッツ光・コラボ光において利用される引き通し方式が利用可能であるはずだが、本来フレッツ光・コラボ光とシェアドアクセス方式で同様であるべき利用条件について、異なる案内を受けたことがあり、不公平。 ● シングルスター方式では、戸建住宅に提供する場合、ビル等の場合と異なり室内の成端盤で終端できず、屋外キャビネットでしか終端できないと説明された。このルールは接続約款には記載がなく、NTT東日本の主観のみで決められている。 ● 接続約款に基づく取り扱いを行うよう、NTT東日本・西日本に改善を要求。 	<p>再意見28</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ シェアドアクセス方式の提供形態については、原則として接続事業者の申込時の選択した方式で提供。 ■ シングルスター方式では当社が指定する最適な場所に光成端盤を設置するが、成端に必要なスペースが確保できない等、室内に成端できないケースもある。 ■ ご意見の事象については、それぞれ協議等において具体的な事例等を提示いただきながら、必要に応じ対応していく考え。 	<p>考え方28</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ シェアドアクセス方式においては、屋外キャビネットを用いるもののほか、フレッツ光やコラボ光において利用されている引き通し方式が利用可能であるはずですが、東日本のある地域で当協会会員がシェアドアクセス方式による接続を検討しましたところ、屋外 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シェアドアクセス方式における提供形態(引き通し方式での提供とするか、屋外キャビネットを設置しての提供とするか)については、原則として、接続事業者様の申込み時に選択いただいた方式にて提供しており、引き通し方式で申込みいただいた場合に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シェアドアクセス方式の加入光ファイバでは、いわゆる「コンセント渡し」が可能であり、仮に接続事業者がこれと異なる案内を受けたとすれば不適切ですが、まずは、関係事業者におい 	<p>無</p>

<p>キャビネットの設置が必要であり、キャビネットからは自前で屋内配線を敷設する必要があり、「光屋内配線工事」の提供はできないと回答されたとのことです。これは本来フレッツ光・コラボ光とシェアアクセス方式の接続と同様であるべき利用条件について、異なる案内を受けたものであり、不公平と思われます。</p> <p>○ また、シングルスター方式については、通常の戸建住宅で事業を営まれている個人事業主のお客さま向けに利用しようとしたところ、地域のローカルルールなのか、戸建住宅にシングルスター方式で提供する場合、ビル・マンション向けの通常のシングルスター方式のように、室内の成端盤で終端することができず、屋外キャビネットで終端することしかできないという説明を受けました。このようなルールは接続約款には何ら記載がなく、NTT東日本殿の主観のみで決められている状況です。</p> <p>○ これらについて接続約款に基づく取り扱いを行うよう、NTT東日本殿には改善を求めます。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>は、光屋内配線も含めた引き渡し方式で提供することを原則としております。</p> <p>○ シングルスター方式の提供にあたっては、建物形態を問わず、原則として、一建物につき1つの引き込みルートにより光ファイバの引き込みを行い、当社が指定する最適な箇所に光成端盤を設置することとしています。一方で、成端に必要なスペースが確保できない等、必ずしも室内に成端ができないケースもございます。</p> <p>○ ご指摘の事象については、それぞれ協議等において具体的な事例等を提示いただきながら、必要に応じ対応していく考えです。 (NTT東日本)</p>	<p>て事実関係を踏まえて真摯に協議することが適切と考えます。</p> <p>○ シングルスター方式の端末回線線端のPOIの設置可能位置については、NTT東日本の再意見において説明されている物理的な制約があるのであれば、挙証責任は接続の請求を受けた側にあることに留意して、NTT東日本・西日本から接続事業者適切に説明し、関係事業者において協議を行うことが適切と考えます。</p>
---	---	---

3 その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト率)

(1) IPoE方式のゲートウェイルータ等

意見29	再意見29	考え方29	
<p>○ IPoEのゲートウェイルータの利用中止費の扱いについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(平成30年電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第6項)、これまでも当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置として例外的に許容されているに過ぎないことに留意すべきです。トラフィックが年々増大している今日、POIの増設・種別変更・ポート数の変動は例外的なものではなく、日常的</p>	<p>○ 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)(以下、GWRといいます)は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したのですが、当該機能の利用が始まったときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者へ個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可を頂いてき</p>	<p>○ 本件接続料は、網使用料として設定する形が原則です。 ○ 経過措置を維持すべき特段の事情があるかについては、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、御意見の観点も踏まえつつ、改めて関係事業者の意見を踏まえて検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>な作業と考えられるべきであり、接続料の算定等に関する研究会第六次報告書において、「単県POIの増設が続く間は継続するものと想定される」とされたような事情は既に存在しないと考えます。</p> <p>○ 特に、今回の申請においては、NTT西日本エリアにおいて全府県に単県POIの増設が完了したことが明らかになりました。今回申請があったIPoEのゲートウェイルータの接続料については、附則6項に基づく許可申請を不許可とし、速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>○ 原則に戻すための議論をせず、既存のVNE事業者のすべてが同意していることをもって法令の本則から外れた取扱いを認めることは、公正・公平に利用できるはずの指定設備の接続料の算定方法が、一部の当事者の意向のみによってねじ曲げられ、新規参入事業者の意見が排除されていることを是認するものです。これは指定設備制度の趣旨・公正競争の観点から大きな問題であり、このような機会に経過措置を打ち切らなければならないと考えます。</p> <p>○ なお、昨年度の接続料改定時のパブリックコメントにおいて、IPoE協議会殿は「きちんとしたデータや正確な情報に基づいたエビデンスベースの議論が行われることを要望」しており、当協会もこの点に同意します。しかし、網使用料として取り扱うべきことについて既に結論されている以上、データに基づいて自らの主張を立証する責任があるのは、本則と異なる取扱いをすべきと主張する側にあることに留意すべきです。同様に、NTT東西殿が「現行の算定方法により生じる問題や見直しの必要性について明らかになっていない」と言う点についても、検討の視座が誤っていると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>たところです。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書においても、「各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」との考え方が示されております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ また、同報告書において「令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討」と示されていることに加え、令和7年4月以降に4箇所単県POIの設置を予定しており、単県POIへの接続形態の変更はVNE事業者各社で引き続き発生している状況であることから、今般2024年度に適用する接続料の申請を行っております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ また、同報告書において「令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討」と示されていることに加え、単県POIへの接続形態の変更はVNE事業者各社で引き続き発生している状況であることから、今般2024年度に適用する接続料の申請を行っております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ ゲートウェイルータの費用負担については、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書においても、「各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響</p>	<p>○ NTT東日本・西日本及びVNE事業者等においては、将来的には利用中止費の扱いが原則に戻ることを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、令和7年度を目途とする議論においては、「利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるか」について検討するものであり、そのような事情が存在することの挙証責任はVNE事業者側にあります。ただし、現状の取扱いについては、「既存のVNE事業者の全てが同意していることをもって」決しているものではなく、接続研における所要の議論を踏まえたものであり、当面の間の経過措置である限りにおいて、法令の規定・趣旨に照らしても適切なものと考えます。</p>
--	---	--

	<p>が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」との考え方が示されている。またNTT東西の県POIの分割が完了したとしても、トラフィック増が継続している場合、各VNE毎の設備増強にともなう設備変更も継続するため、VNE 事業者の経営に与える影響も軽減することにはならないことに留意すべきである。</p> <p>○ 同じく、同研究会第六次報告書の考え方に記載の通り「令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討」されるものと考えており、2025年に向けて原則に戻す状況にあるかについては定性的な主張ではなく、データに基づく議論が必要である。改めて、当協議会は 2023年6月から行っているデータ公開URLは以下の通り。 (IPoE接続 統計情報:https://ipoe-c.jp/about/statistics.html)</p> <p>○ 上記のデータが示す通り、現在でもNTT東西の設備増設、および各社との接続変更が続いている中で、利用中止費を要望した事業者が個別に負担するのではなく接続料原価に算入することとした場合、他社の利用中止が予期できない費用負担増として各事業者に影響することとなり、事業予見性が大きく損なわれることになる。</p> <p>○ 「指定設備の接続料の算定方法が、一部の当事者の意向のみによってねじ曲げられ、新規参入事業者の意見が排除されていることを是認するもの」という意見があるが、IPoE方式への今後の新規事業者の参入を考慮すると、上記の他社状況による予見性のない費用影響こそが参入障壁となる懸念がある。 (一般社団法人IPoE協議会)</p>		
<p>意見30</p> <p>● 本則どおりの取扱いとすることで生じる「不利益」は不当なものではなく、GWRについては、各事業者が</p>	<p>再意見30</p> <p>■ 附則6項許可に関する意見(再意見29同旨)。 ■ 利用中止費を原価に算入した場合、新たに接続した</p>	<p>考え方30</p>	

<p>利用した期間に比例した接続料を支払うのが公平。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の経過措置は新規参入の障壁になるが、廃止しても、他事業者に不当な負担を強いることはない。逆に、利用中止した事業者に装置本体の未償却残高を負担させるのは、当該事業者の負担で残りの事業者の負担を軽減させることになり不当。 ● 網改造料の算定方式では、装置を転用できる場合には未償却残高の支払いを要しないとされているが、NTT東日本・西日本による転用可否判断の基準が明らかではないため、接続事業者が予測困難な事情で利用中止費が変わることが問題。NTT東日本・西日本においては、明確に考え方を示すべき。 	<p>事業者にも費用負担を求めることとなり、当該事業者の負担が増大する可能性。受益者負担の観点では、利用中止に係る費用は利用していた事業者が負担する方が適切とも考えることができ、現行の設定方法が不当とは言い難い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 装置の転用について、装置の有効利用の観点から、これまでも可能な限りその装置の再利用を実施。ただし、個別の装置の転用可否については、個々に異なる事情のものを一律で示すことは困難。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令の本則どおりの取扱いとすることによって生じる「不利益」は不当なものではなく、既存事業者において受忍すべきものです。本則どおり、IPoEのゲートウェイルータについては、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。 ○ IPoEのゲートウェイルータの利用ポート数は今後も増えることが見込まれますし、そもそも複数の事業者が共用することを前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても装置の転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。逆に、装置本体は事業者共有設備であることを前提とすれば、利用中止した事業者に装置本体の未償却残高を負担させるのは、利用中止した事業者の負担で残りの事業者の負担を軽減させることになり、不当であると考えます。 ○ また、網改造料の算定方式では、装置を転用できる場合には未償却残高の支払いを要しないとされているものの、NTT東西による転用可否判断の基準が 	<ul style="list-style-type: none"> ○ GWRは省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したのですが、当該機能の利用が始まったときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者が個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可を頂いてきたところです。 ○ 接続料の負担方法の公平性については、仮に日本インターネットプロバイダー協会殿(以下、JAIPA殿といいます)のご要望の通り、利用中止を要望した事業者が利用中止費を個別に負担するのではなく、当該利用中止費を接続料原価に算入した場合、新たに接続を開始した事業者にもその費用負担を求めることとなるため、新たに接続を開始する事業者の負担が増大する可能性もあります。そのため、受益者負担の観点においては、利用中止に係る費用は装置を利用していた事業者でご負担いただく方が適切であるとも考えることができ、現行の設定方法が不当とは言い難いと考えます。 ○ また、装置の転用について、当社は装置の有効活 	<ul style="list-style-type: none"> ○ IPoE方式のゲートウェイルータについては、考え方29のとおりです。 ○ JAIPA意見後段で指摘されている網改造料の算定方法については、まずはNTT東日本・西日本において、個々の事例における判断の根拠等を、接続事業者等の求めに応じて適切に説明し、運用の透明化を図っていくことが適切と考えます。 	<p>無</p>

<p>明らかではないため、接続事業者が予測困難な事情で利用中止費が変わることも現行の算定方式の問題です。NTT東西殿においては、明確に考え方を示すべきです。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>用の観点等から、これまでも可能な限りその装置の再利用を行っております。ただし、個別の装置の転用可否については、その装置の利用経過年数等の利用状況やネットワークの構成等様々な要因により決定されるものであり、個々に異なる事情のものを一律でお示しすることは困難です。 (NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見31 ● 東京POIの更改について、単に接続当事者の要望でこうなったという説明では不十分であり、基本的な接続機能の管理運営の在り方として不透明。利用中止費の按分方法も含めて、「合意」の内容を公表すべきであり、公表を経過措置期間中のルールとすべき。 ● 利用中止費の按分方法に関する「別段の合意」は、無際限に認められるものではなく、合意の合理性について十分な説明がされるべき。</p>	<p>再意見31 ■ 現に接続している接続事業者からの要望を踏まえながら、今後の利用ポート数を予測、検討した結果、より大容量の設備を設置する方法では今後の需要への対応が困難になると想定されること及び需要の拡大に伴い複数のPOIを同一の装置に収容した場合、故障時の利用者への影響が大きいことが想定されること等を総合的に勘案し、本更改方法に基づく接続料を申請。 ■ 利用中止費の負担方法は、接続研での議論等に基づき、当面の間は従前通りの負担方法とする整理がされていることを踏まえ、接続約款の規定に基づき、現に接続している者の合意事項を基に対応。</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ 今回の東京POIの更改においては、これまでの更改とは異なり、装置を増設してそれぞれで異なるPOIの機能を担うという対応がなされていますが、単に接続当事者の要望でこうなったという説明では不十分であり、「基本的な接続機能」の管理運営の在り方として不透明であると考えます。利用中止費をどのようなロジックで按分したのかも含めて、どのような「合意」が行われたのか公表すべきであり、公表することを経過措置期間中のルールとするべきです。 ○ また、利用中止費の按分方法に関する「別段の合意」については、ゲートウェイルータが「基本的な接続機能」である以上、無際限に認められるものでは</p>	<p>○ 今般の東日本集約・東京POIのGWRの更改方法について、現に当該POIにおいてIPoE接続を行い、接続料をご負担いただいている接続事業者様からのご要望を踏まえながら、今後利用されるポート数を予測し検討した結果、より大容量の設備を設置する方法での更改では今後の需要に対応することが困難になると想定されること及び需要の拡大に伴い複数のPOIを同一の装置に収容した場合、故障時等のお客様への影響が大きくなることが想定されること等を総合的に勘案し、本更改方法に基づく接続料を申請したものといたします。 ○ 利用中止費の負担方法については、「接続料の算定等に関する研究会」でのこれまでの議論等に基づ</p>	<p>○ 経過措置において認められているのは、利用中止費を請求することを前提とした接続料の算定・請求等であり、IPoE方式のゲートウェイルータが基本的な接続機能たる性質を失っているわけではないと承知しています。 ○ したがって、NTT東日本・西日本においては、そのことを前提に、当該機能を適切かつ透明に運営し、現に当該設備に接続していない接続事業者等も含め、その方針を適切に説明することが適当と考えます。 ○ また、更改時に接続事業者間で「別</p>	<p>無</p>

<p>なく、その合意の合理性については、十分な説明がなされるべきです。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>き、当面の間は利用中止費について従前通りの負担方法とする旨の整理がなされていることを踏まえ、接続約款の規定に基づき、現に接続料をご負担いただく事業者様の合意事項を基に対応しております。 (NTT東日本)</p>	<p>段の合意」が成立した場合には、透明性の観点から必要な範囲で、その概要について、今後も接続約款認可プロセス等を通じて明らかになることが適当と考えます。</p>	
<p>意見32</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GWRの接続料の算定方法については、接続研報告書のとおり、令和7年を目途に検討されると考えている。定性的な主張ではなく、データに基づく議論が必要であり、当協議会は自主的に情報を公開している。 ● 現在もゲートウェイルータの増設・増強が続いている中、原則に戻した場合、他事業者の利用中止により事業予見性が大きく損なわれる懸念。新規参入に当たっても同様の懸念。 	<p>再意見32</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GWRの網使用料化は既に結論が出ている問題であり、経過措置が設けられているに過ぎない。経過措置の継続を求めるなら、求める側が、経過措置の必要性を主張・立証する必要があるが、意見提出者の開示情報は経過措置解消時の具体的な損失を示さない。意見提出者の主張は経過措置の事実上の恒久化を求めるものであり、接続研の方向性と全く相容れない。 ● トラヒックの増加局面ではポートの再利用は容易であり、網使用料化に何の支障もない。接続料は実績に基づく精算を制度上包含しており、他事業者の利用状況に応じた接続料の変化は通常起こりうる。また、本則に戻るのも容易に予見可能であり「予見性を損なう」という主張は妥当ではない。 ● 附則6項許可は不許可とすべき。少なくとも、今回接続料が設定される設備では必ず不許可とすべき。 	<p>考え方32</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書の考え方に記載の通り「令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討」されるものと考えており、2025年に向けて原則に戻す状況にあるかどうかは定性的な主張ではなく、データに基づく議論が必要である。当協議会は2023年6月から自主的に情報公開を行っている。 ○ 2024年10月にもゲートウェイルータの更改が行われ、また、NTT東西によるPOI増設・増強が続いて 	<ul style="list-style-type: none"> ○ IPoE協議会殿は、IPoE方式のゲートウェイルータの利用中止費の扱いについて、「2025年に向けて原則に戻す状況にあるかどうかは定性的な主張ではなく、データに基づく議論が必要である。当協議会は2023年6月から自主的に情報公開を行っている。」と主張されます。 ○ しかしながら、IPoEのゲートウェイルータを網使用料で取り扱うことは、省令改正ですでに結論の出ている問題であり、改正時点で設備を利用中の当事者の負担に激変が生じないことに配慮して一定の経過 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方29前段のとおりです。 ○ なお、議論に資する定量的な情報を業界団体が公表することは、オープンな議論を進めるために有益であると考えます。 	<p>無</p>

<p>いることに伴い、POI 毎の接続 VNE 事業者数・接続 VNE 利用ポート数の変動も続くことになる。</p> <p>○ 現在でもゲートウェイルータの増設・増強が続いている中で、利用中止費を原則に戻した場合に、他事業者の利用中止により事業者の事業予見性が大きく損なわれるという懸念は依然として残っている。また、新規事業者が参入にするにあたって同様の事業予見性に関する懸念が発生する。</p> <p>(一般社団法人IPoE協議会)</p>	<p>措置が設けられているにすぎません。省令改正から6年が経過し、公正な競争の促進のために、本来早期に経過措置を解消しなければならないにもかかわらず、経過措置の継続を求めるのであれば、それを求める側において、経過措置がどうしても必要であるという理由を主張・立証する必要があります。IPoE協議会殿が2023年6月に始めたとされる情報開示は、回線契約数、利用ISP数、ポート数という外形的な数値を開示するのみで、経過措置を解消したときに生じる具体的な損失を示すものではありません。</p> <p>○ 今後もトラフィックが増加することはIPoE協議会殿も想定しており(2023年度接続料改定に際して行われた意見募集でのIPoE協議会殿意見では、10年間でトラフィックが30倍になるとの予測を引用しています(*1))、その上で、IPoE協議会殿はトラフィックが増加する間の経過措置の継続を要望しています。IPoE協議会殿が主張されることは、過渡的な扱いにすぎない経過措置の事実上の恒久化を求めているものに他ならず、研究会第六次報告書で示された経過措置の解消の方向性とも全く相いれないものです。</p> <p>○ すでに当協会が指摘している通り、トラフィックの増加局面では、一部の事業者がポートの利用を終了しても、他の事業者が再利用することが容易であるため、基本的な接続機能として月々の網使用料でコストをまかなうことに何の支障もありません。</p> <p>○ IPoE協議会殿は、VNE事業者の予見性について種々主張されますが、そもそも接続料が実績に基づく精算の仕組みを制度の一部として包含する制度であり、他の事業者の利用状況に応じて接続料が変わること自体は、原価ベースの負担である以上は通常起こり得ることと考えられています。</p> <p>○ また、経過措置による特例である以上、本則に戻ることも容易に予見可能なのですから、法令の本則に</p>		
---	---	--	--

	<p>戻ることをもって「予見性を損なう」とするのは、妥当な主張とは思われません。</p> <p>○ 上記のことから、今回の3条許可申請は不許可にすべきです。少なくとも、今回設備の更改・新設により新たに接続料が設定される設備については、必ず不許可にすべきです。</p> <p>(※)2023年1月21日から2月20日にかけて行われた意見募集での、IPoE協議会意見「経済産業省・総務省による『デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合中間とりまとめ』においては、将来のトラフィック予測として2021年5月時点の24Tbpsに対して、2031年5月時点では760Tbpsと今後10年で30倍に増加すると予測されています。(https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001-2.pdf)」</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p>意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PPPoE方式の併存は重要。NTT東日本・西日本の責任は確認されるべきだが、現在のPPPoE方式の増設基準を適正化することが必要。 ● セッションベースの増設基準を当面の間、継続するのであれば、①1セッション毎トラフィックの状況を踏まえた増設基準の緩和や、②10G網終端装置における地域事業者向け特例の設定のような見直しにより、増設の状況を少しでも適正化すべき。 	<p>再意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 増設基準は円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィック増加への対応として、様々な取組を進めてきたところ、取組を踏まえた帯域使用率の改善状況を確認してきた。現状の帯域使用率を踏まえれば、現行の増設基準には一定の合理性があり、直ちに見直す必要はない。 ■ インターネットトラフィックが増大する中、今後も引き続き安価で快適なインターネット接続を利用いただくため、当社だけでなくISPでも全体として効率的な網の構築に取り組む必要。 ■ 今後も、インターネット接続全体の状況等を踏まえ、事業者毎のトラフィックや増設申込状況等を確認した上で、接続ISPと継続して協議し、更なる増設基準の見直しの必要性を検討する。 ■ 意見提出者の指摘する10G網終端装置の地域事業者向けメニューについては、既に実施済み。 	<p>考え方33</p>	
<p>○ NGNにおけるIPoEシフトは更に進んでいるとみられますが、現状、中堅・地域事業者にとってはローミング以外の方法でのIPoE方式の利用は困難であり、ま</p>	<p>○ 当社は網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への</p>	<p>○ PPPoE方式の網終端装置の増設基準については、総務省の要請(※)を踏まえ、接続約款において、「円滑な</p>	<p>無</p>

<p>た、利用者の環境や使い方によってはPPPoE方式でないと使えない機能もあることから、PPPoE方式の併存は重要です。</p> <p>○ そもそも、輻輳が生じないようにNGNの設備を増強することはNTT東西殿の責任であることについては、再度確認されるべきですが、少なくとも、PPPoE方式とIPoE方式の利用条件は同等であるべきことからしても、現在のPPPoE方式の増設基準を適正化することが必要です。</p> <p>○ 現状、適正化のために本来必要なトラフィックベースへの見直しについての議論が進んでいない状況であり、当協会としては今後も議論に協力していく考えです。その上で、セッションベースの増設基準を当面の間、継続するのであれば、以下のような見直しにより、中堅・地域事業者も含め、増設の状況を少しでも適正化すべきです。</p> <p>① 1セッション毎トラフィックの状況を踏まえた増設基準の緩和(なぜ、トラフィックが増え続けている現状で、増設基準を緩和しないのか、明確な説明が必要です。)</p> <p>② フレッツ光クロスの提供エリア拡大が進む中、10G網終端装置においても地域事業者向け特例の設定</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>対応として、これまでも増設基準セッション数の見直しや「地域事業者向けメニュー」及び10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供など、様々な取り組みを進めてきたところで、これらの取り組みを踏まえて網終端装置を流れるトラフィックについて、帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。</p> <p>○ 現状の帯域使用率の状況を踏まえれば、当社としては現行の増設基準には一定の合理性があるものと考えており、直ちに見直しが必要な状況にはないと考えております。</p> <p>○ 当社としては、インターネットトラフィックが増大する中、今後も引き続きお客様に安価で快適なインターネット接続をご利用いただくためには、当社だけではなくISP事業者様も含め、全体として効率的なネットワークの構築に取り組む必要があると考えます。</p> <p>○ 今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのお困り事を伺いながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>○ また、JAIPA殿がご指摘する「10G網終端装置においても地域事業者向け特例の設定」については2020年の10G網終端装置の提供開始時点より既に実施済みであり、2022年にもJAIPA殿と協議の上、台数制限に係る適用条件の見直しをしてきた認識です。引き続き当社と接続するISP事業者様と協議の上、そのお困り事を伺いながら見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>インターネット接続を実現する見地から別に定めるものとされており、NTT東日本・西日本においては、この観点から増設基準を適切に定める必要があります。</p> <p>○ 現在、接続研においては、PPPoE方式の輻輳に係る所要のデータの提出があった場合には、そのデータ等を踏まえて議論を継続することとされていると承知しており、この進め方を踏まえ、総務省及び関係事業者においては増設基準に係る議論を進めていくことが適切と考えます。</p> <p>※ 第一種指定電気通信設備との接続に関して講ずべき措置について(インターネット接続関連事項)」(平成30年2月26日総基料第33号)</p>
--	---	--

(2) 光IP電話接続機能に係る乖離額

意見34	再意見34	考え方34	
<p>● NTT東日本における光IP電話接続機能の乖離額は令和4年度までに12%以上のプラスであり、一層のコスト削減に努めていただきたい。</p> <p>● 乖離額調整を行う場合、接続料の一時的な大幅な変動を避けるため、乖離額を複数年に分ける等の対応が必要。</p> <p>● 乖離額の調整について同旨意見(1者)</p> <p>○ NGNの接続料は3年9ヶ月(2021年4月～2024年12月)の複数年度の将来原価方式により算定されており、NTT東日本殿における光IP電話接続機能の接続料原価は7,721百万円(3年9ヶ月の接続料原価の合計を単年度相当に換算した値)となっております。将来原価方式による見込値と実績収入及び実績費用の乖離の状況については、NTT東日本殿の説明によると、2021～2022年度の2年間で931百万円のプラスの乖離額が生じていることから、光IP電話接続機能の接続料原価に対し既に12%以上のプラスの乖離となっている状況のため、NTT東日本殿においては一層のコスト削減に努めていただきたいと考えます。</p> <p>○ また、2025年1月以降に乖離額調整を実施する場合、接続料の一時的な大幅な変動を避けるため、乖離額を複数年に分けて申請する等の対応が必要と考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>■ 当然の経営努力として効率化・費用削減に取り組んでいるが、今回の光IP電話接続機能の乖離は、電気料の高騰・設備量の見込み差によるものと認識。</p> <p>■ 当期の乖離は次期で調整する考えだが、その実施に当たり接続事業者に過度な負担が生じる場合、複数年度に分けて調整する等の必要な対応を検討する。</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p> <p>● 乖離額の複数年度への分割を検討いただきたい。自己資本利益率は省令上上限として規定されている趣旨を踏まえ、報酬の枠内で増加したコストを吸収し、できない分のみ調整する方法も検討いただきたい。</p> <p>○ 当社は当然の経営努力として効率化及び費用削減に継続的に取り組んでいるところですが、今回ご提示した光IP電話接続機能における見込値と実績収入及び実績原価の乖離については、主に電気料の高騰や設備量の見込み差による影響によるものと認識しております。</p> <p>○ なお、現行接続料の設定期間(令和3年4月から令和6年12月までの3年9か月間)の乖離額については、令和7年以降の次期接続料にて調整する考えですが、乖離額調整の実施にあたり、接続事業者様への過度な負担が生じる場合においては、複数年度に分けて調整する等の必要な対応を検討する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、光IP電話接続機能は、令和3年4月から令和6年12月までの3年9か月間の将来原価方式により算定され、現行算定期間中に生じた実績収入と実績原価の差分(乖離額)は、次期算定期</p>	<p>○ ソフトバンク意見の前段については、NTT東日本・西日本において、引き続き費用削減・効率化に努めることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日情報通信審議会答申)では、「IP網へ移行後は、…NTT東日本・西日本がNGNの効率化努力を怠った場合には、実際費用方式により算定される接続料原価が、適正な水準から逸脱していく可能性も否定できない」として「毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが</p>	<p>無</p>

<p><光IP電話接続機能に係る乖離額調整について></p> <p>○ 光IP電話接続機能の接続料については、令和3年4月から令和6年12月までの3年9か月間の将来原価方式により算定され、現行算定期間中に生じた実績収入と実績原価の差分(乖離額)は、次期算定期間(IP網への移行後)で調整されることとなります。</p> <p>○ NTT東・西殿の説明によると、令和3年度から令和4年度の乖離額として、既に累計でNTT東殿において+931百万円、NTT西殿において▲380百万円発生しており、更に令和6年12月までの1年9か月分の乖離額が追加される見込みです。これを次期算定期間において単年度の接続料で調整すると、接続料の大幅な変動が起こることが想定されることから、乖離額を複数年度に分けて調整いただく等の対応を要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>間(IP網への移行後)で調整されることとなります。NTT東日本においては、令和3年度から令和4年度の2年間で、既に累計で+931百万円の乖離額が生じていることから、更なる費用削減と、複数年度に分けての乖離額調整の対応を要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 令和3年度から令和6年12月までに生じた光IP電話接続機能に係る実績収入と実績原価の差分(乖離額)について、KDDI殿の『これを次期算定期間において単年度の接続料で調整すると、接続料の大幅な変動が起こることが想定されることから、乖離額を複数年度に分けて調整いただく等の対応を要望』との意見に賛同します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 乖離額を複数年度に分けて調整する意見についてぜひ検討していただきたいと存じます。</p> <p>○ また、自己資本比率については、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第12条第3項において「期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(略)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする」とされているものの、実際には当該上限そのものの値が恒常的に採用されています。「合理的な値」と規定されている趣旨に鑑み、算出されている報酬額の枠内で増加したコストを吸収していただくこととし、吸収できない分についてのみ乖離額調整を採用する方法も検討いただきたいと存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>必要」とされており、総務省においてはこれを適切に行っていくことになると承知しています。</p> <p>○ ソフトバンク意見の後段及びKDDI意見については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成25年7月30日総務省総合通信基盤局)に基づきNTT東日本・西日本において対応を検討することが適切と考えますが、まずはその検討の前提として、NTT東日本・西日本においては乖離額の原因等について分析・説明を進めていくことが適切と考えます。</p> <p>○ 楽天モバイル再意見後段については、光IP電話接続機能は第2号将来原価方式により算定されており、乖離額調整が接続料規則上、認められているものです。したがって、接続料規則第14条の2の規定に基づく接続料の水準の調整を行う等の特段の事情がある場合を除き、乖離額調整を行う場合でも、特定の機能のみを利用する接続事業者間での公平性を確保するために、報酬率は指定電気通信設備全体で同一とすることが適切と考えます。</p>
--	--	--

(3)その他

<p>意見35</p> <p>● 義務コロケーションにおける自前工事の要件は必要以上に厳しい。また、自前工事の要件について、接続約款に具体的に規定して認可を受けるべき。</p>	<p>再意見35</p> <p>■ 自前工事では、作業誤り等による影響が当社・他事業者に波及することから、工事の金額・規模によらず元請の条件を設けており、その条件は、平成12年の電気通信審議会答申を踏まえている。</p> <p>■ 経営事項審査の評点は、公共工事の入札参加基準での利用を参考に当社でも採用しており、当社の発注先はいずれもこの基準を満たしている。一般的な中小企業の定義に該当する社も多数満たしている。</p> <p>■ 通信用建物内の全設備に影響を及ぼすおそれがある工程では、当該工程の施工実績を確認しているが、当社と同規模の設備の工事の実績を条件としているものではない。他事業者でも類似設備の工事があると考えており、新規参入を阻害しない。</p>	<p>考え方35</p>	
<p><要旨></p> <p>○ 今回の料金改定には義務的コロケーションに係る自前工事が可能であるという前提がある。この自前工事の要件は必要以上に厳しいのではないのか。</p> <p><詳細></p> <p>○ 地域会社は第95条の3で「当社の業務遂行上支障があるときを除いて、その自前工事の申込みを承諾」と約款に定めている。</p> <p>○ では、このルールは実際のところどのように運用されているのか。図1にその要件を示した。</p>	<p>○ 義務コロケーションに係る事業者様設備の設置スペース外における自前工事では、作業誤り等による影響が、当社や当該事業者以外の事業者様の通信設備等へも波及しうることから、金額や工事規模に拘らず元請負工事会社について条件を設けているところ。</p> <p>○ 元請負工事会社の選定基準については、「電気通信審議会「平成12年5月22日付け諮問第12号」に対する平成12年8月31日付答申の考え方25及び26」で示された考え方を踏まえ、安全性を担保するための工事業者の客観的な選定基準を予め公表するとともに、その選定基準についても、当社が工事又は保守する場合よりも厳しい基準とはしておりません。</p> <p>○ また、当社が選定基準として用いている「建設業法における経営事項審査の評点」は、建設業者の経営状況や技術的能力等の客観的事項を評価する基準</p>	<p>○ 義務コロケーションにおける自前工事の要件については、「通信用建物等への接続事業者の設備設置(コロケーション)等に関して講ずべき措置について」(平成12年9月19日郵電業第3074号の2)において、「接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、貴社(※)の設備との接続工事についてはそれを受注可能と貴社が考える客観的な条件を予め公表すること」「接続事業者による工事又は保守に関して、貴社(※)自らの工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと」とされているところであり、これを踏まえてNTT東日本・西日本において定めることが適当と考えま</p>	<p>無</p>



図1. 自前工事实施可能な工事会社の基準 [1]

○ NTT 東日本の通信用建物において指定業者によらない自前工事を行うためには、以下の2要件のいずれかが必要であるとされている。

- ① 建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社であること。
- ② 当社又は当社より業務をアウトソーシングしており、現に業務委託している会社であること。

加えて、重要な設備については ③当該工程の施工実績のある会社(当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事实績)であることが必要とされている。

まず、①の電気通信工事業の許可について、例えば500万円を超えない軽微な作業については不要ではないか。経営点数 1,000 点という基準は一般的な電気通信工事(高々10~100万円程度)に対しては過剰に厳しい基準ではないか。

次に、②の取引実績について、これはすなわち現在取引のある”NTT グループ”の会社しかコロケーションに関する工事を受けられないことを意味するので

として公共工事の入札参加資格基準に用いられていることを参考に、当社においても元請負工事会社を客観的に審査するための選定基準として採用しているところとす。その上で、当社が自ら工事を発注している元請負工事会社は、いずれも「建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社である」との当該基準を満たしており、最新の評点が1,000点以上を有する企業の中には、一般的な中小企業の定義(従業員数300名以下等)に該当する企業も多数存在することから、過剰に厳しい基準にはなっておらず、安全性を担保するための適切な基準であると考えます。なお、当社が現在工事を委託している工事業者しか義務コロケーションに係る工事を受託することができないのご意見をいただいておりますが、同基準を満たす工事業者であれば、当社が業務委託しているか否かにかかわらず、元請負工事会社として選定いただくことが可能です。

○ なお、建物内の全設備に影響を及ぼすおそれがある工程については、当該工程の施工実績があり、当社でその施工実績を確認した会社を条件としておりますが、当該工程とは共通信号線、通信電力工事、クロック線等に係る工事を指し、設備の規模が当社と同規模であることを条件とするものではないため、当社以外の電気通信事業者等においても類似設備の工事は行われているものと考えており、当社が業務委託している工事業者以外の工事業者に対して新規参入を阻害するものではないと考えます。

(NTT東日本・西日本)

す。意見で指摘されている点については、NTT東日本・西日本の再意見において説明されているとおりであり、現時点で直ちに不適切と判断できる点はありません。

※ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社

○ 具体的な要件を接続約款に規定すべき旨の意見については、そのことが円滑な接続の実現のために必要と考えられる場合には検討されるべきですが、一般に接続に係る細目的事項について接続約款による委任を受けてNTT東日本・西日本が「別に定める」ことは認められているところ、その定める内容が適切でないときは、行政指導・業務改善命令等により是正できるものと考えられ、本件に関して、具体的な規定を接続約款本体に明定すべき事情は、意見からは明らかではないと考えます。

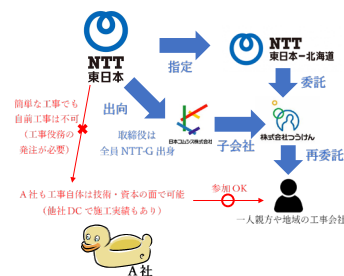
○ なお、自前工事の要件は、通信建設業界の競争促進の観点から検討する性質のものではないと考えますが、意見の後段については、総務省において今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。

はないか。電気通信工事業への新規参入を阻害するのは公正競争の観点から良くないのではないか。

最後に、③について「当社と類似設備」とあるが、NGN のような巨大な設備を有しているのは NTT のみであり、他社には類似設備が存在しない。コロケーション工事への新規参入は事実上不可能なのではないか。

接続約款に、この具体的な要件①～③も併せて記載すべきではないか。

- さて、指定業者による「工事」というのは、ざっくり図2のような形で行われているということが広く知られている。



- 例えば A 社という会社があって、自前工事自体は技術・資本の面から問題なく遂行可能であったとしても、なぜかこれは現実的に中小企業には達成不能な条件によってやってはいけないことになっている。その理由について「設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定」([2]p.14 イ③)と NTT 東日本は説明しているが、この基準は必要最低限とはいえないのではないか。そこで、地域会社は、この基準を明確に接続約款に記載し、その承認を受けることが妥当とは考えられないだろうか。

○ 通信建設会社は、現に図3に示すように、名目上3社に分かれてこそいるものの、その実態はNTTグループによる独占的な人事支配によって成り立っている。

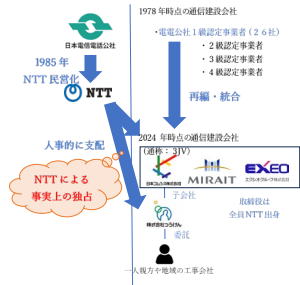
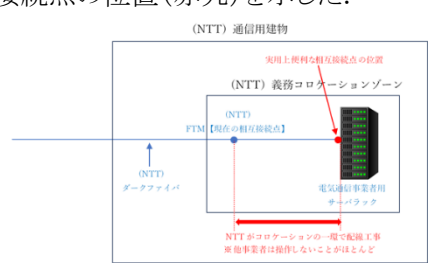


図3. 通信建設業界はNTTグループが人事的に独占支配している

- NTTグループが3JV(コムシス・ミライト・エクシオ)を人事的に支配している可能性があり、支配的独占状態となっている可能性がある。このような状況において、NTTグループが、自ら支配する通信建設会社に対して非常に有利となる義務コロケーションの自前工事の要件を設定し、他社の自前工事を妨げることは排除型私的独占にあたる可能性があつて良くないから、この自前工事の要件はホームページに書かず、明確に接続約款に盛り込むべきではないか。
- 第一種指定電気通信設備への接続工事にあつては事実上、NTTグループが提供する事業者が提供する工事しか選択できない。これは議論の前提となる自前工事の要件が機能しているとは言えないのではないか。現に1978年から、地域会社発注の電気通信工事の元請の新規参入が一切ないこともよく知られている。
- 歴史的経緯を汲めば、電電公社2～4級認定事業者に相当する事業者に対しても同様にその能力に

<p>応じて自前工事を認めることが必要かつ妥当であり、その要件を明確に接続約款に盛り込むことが妥当ではないか。 (Q Enterprise Systems株式会社)</p>			
<p>意見36 ● コロケーションを行う場合のPOIは(接続事業者のラック等に引き込んだ光ファイバの先端とすべき。</p>	<p>再意見36 ■ FTMを標準的な接続箇所とするPOIでは、接続約款の規定のとおり要望の構成を利用いただける認識。</p>	<p>考え方36</p>	
<p><要旨> ○ 加入光ファイバの接続料算出の前提となる責任分界点は適切な場所に設定する必要がある。地域会社の通信用建物でコロケーションを行う場合の責任分界点は加入者光主配線盤ではなく、ラック等に引き込んだ光ファイバの先端に設けるべきではないか。 <詳細> ○ 義務的コロケーションにおける自前工事サービスへは、数十年の間新規参入した工事業者が存在しない。地域会社と相互接続する事業者(他事業者)が、地域会社の通信用建物内で行う操作は「義務的コロケーションで割り当てられた通信用建物内のサーバラック等へ引き込まれた光ファイバの先端(SCコネクタ等)を、事業者の機器へ挿す」ことだけである。 ○ 加入者光主配線盤(FTM)を責任分界点とする運用は他事業者の責任範囲が必要以上に広いのではないだろうか。他事業者はFTM⇔ラック間の自前工事を実施しておらず、ほとんどの場合で地域会社自身がその工事を実施しているわけだから、実情に沿って他事業者が実際に操作する光ファイバコネクタの近くに相互接続点を設けることも他事業者側の選択肢として考慮すべきではないか。</p>	<p>○ 義務コロケーションにおける、加入者光主配線盤を標準的な接続箇所とする相互接続点は、接続約款第5条(1)ー3 加入者光主配線盤に規定されている通り、「通信用建物に設置される加入者光主配線盤の他事業者様側端子」に加えて「加入者光主配線盤と他事業者様の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者様の電気通信設備の当社側コネクタ」を設けており、現行の規定にてご要望の構成をご利用いただける認識です。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 意見の意図するところは必ずしも明らかではありませんが、NTT東日本・西日本の再意見のとおり、加入光ファイバのFTMと接続事業者の電気通信設備の間で局内光ファイバを利用する場合には、接続事業者の電気通信設備のNTT東日本・西日本側コネクタがPOIとなる旨、現行接続約款に定められています(ただし、端末回線線端のPOIを設置する場合には、接続事業者がその場所を確保することを要するものです。) ○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者に対し、個々の状況に応じて接続約款の規定等について必要な説明を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ 図4に現状の相互接続点(青丸)と、実用上便利な相互接続点の位置(赤丸)を示した。</p>  <p>図4. 現状の相互接続点に加えて設けた方がよい相互接続点の位置</p> <p>○ 青丸のPOIに加え、地域会社が通信用建物内の設備を施工した場合にあっては、赤丸の箇所もPOIとして設定できるようにすることが、事業実態に照らし合わせると妥当でないか。</p> <p><文献目録> [1] NTT東日本, “自前工事実施可能な工事会社の基準,” [オンライン]. Available: https://www.ntt-east.co.jp/info-st/info_dsl/jimae.html. [2] 公正取引委員会、総務省, “電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 p.11-14,” 23 12 2022. [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000853162.pdf. (Q Enterprise Systems株式会社)</p>			
<p>意見37 ▲ 意見募集期間が30日未満の理由は何か。</p>	<p>再意見37</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？ (個人A)</p>	<p>-</p>	<p>○ 本件は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、任意の意見募集として実施するものであるためです。</p>	<p>無</p>
<p>意見38 ▲ 集合住宅向け屋内配線について、液化石油ガスの法規制同様に強い規制と違反時の制裁を課すべき。</p>	<p>再意見38</p>	<p>考え方38</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ LPG(液化石油ガス)が集合住宅オーナーとガス会社が結託し消費者へのボッタクリ行為を行った結果不当な料金を半世紀以上払わされ続けていた。これと同じ構造が集合住宅向け光回線及びCATVでも横行している。 ○ LPGの屋内導管部分に当たる屋内配線の所有権が不鮮明で明らかに数社の引き込みが可能な余裕があるにも関わらず集合住宅オーナーが拒否や法定義務でない点検で通信事業者の点検員が住宅に上がり込み、点検員の業務でない付加サービスの押し売り商法の元凶になっている。 ○ そういった不明瞭なグレーな行為は非効率な営業コストがかかる、市場占有を助長する為、LPGの法規制同様に強い規制と違反時の制裁を課すべき。 ○ LPガス料金 上乗せ禁止を2025年度から実施の方針 経産省https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231122/k10014266001000.html (個人B) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見については、総務省において、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。 ○ なお、本諮問との関係においては、NTT東日本・西日本が設置する集合住宅向け屋内配線については、第一種指定電気通信設備ではないものの、「接続を円滑に行うために必要なもの」(法第33条第4項第一号ホ)として、利用料や利用手続が接続約款記載事項とされているところであり、接続事業者はこれによりNTT東日本・西日本の構内配線を利用することが可能となっていると承知しています。 	無
意見39	再意見39 ▲ カーボンニュートラルを利用者・ISPに転嫁するのは許しがたい。	考え方39	
-	<ul style="list-style-type: none"> ○ https://www.ntt-east.co.jp/gunma/news/detail/pdf/20240301.pdf 上記のような取組。NTT自身がカーボンニュートラルで自己満足するのは良いが、それを一般ユーザやISPのコロケーションに転嫁するのは許しがたい。 (個人F) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロケーション電気料については、適正原価・適正利潤の考え方により接続事業者に請求されており、当該費用が能率的な経営の下において生じたものであれば、「転嫁」することが認められますが、通信用建物の電力調達方法の変更等により電気料に大きな変更が生じる場合には、接続事業者の予見可能性確保の観点から、必要に応じて接続事業者にも情報提供を行うことが適当と考えます。 	無

意見40	再意見40 ▲ 通信インフラを売るようなことには反対。	考え方40	
-	○ 通信インフラを売るようなことには反対いたします。 (個人C)	○ 意見については、総務省において、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無
意見41	再意見41 ▲ 「事業者XのIP網」とはマスクのXか。 ▲ 表記の使い分けの意味が分からない。	考え方41	
-	○ 概要資料58ページ「事業者XのIP網」とはマスクのXか？ (個人D) ○ 概要資料58ページの「事業者XのIP網」とはマスクのXか？ ○ 再意見公募要領1ページの「提出意見は必ず日本語で記入してください。」が強調されている理由は？であれば概要資料の「デジタル」は「デジタル」と記載するべきではないのか？ デジタルは英語で、デジタルは日本語ではないのか？ なぜデジタルとデジタルの両方を使っているのか？ ○ デジタル デジタル 伝送 通信 INSネット1500 INS1500 トラヒック 通信量 西暦表記 和暦表記 ガイドライン 指針 表記の使い分けの意味が分からない。 (個人E)	○ 御指摘の「事業者X」については、特定の電気通信事業者を意図するものではないと承知しています。 ○ また、意見募集及び再意見募集においては、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成18年3月20日総管第139号）を踏まえ、日本語での意見提出をお願いしています。 ○ なお、御指摘の「表記の使い分け」については、概要資料等では、総務省において法令や接続約款上の規定も踏まえつつ、分かりやすさの観点から必要に応じて字句を整理しているものと承知しています。また、意見募集における提出意見では、原則として、提出意見の表記で公表しています。	無
意見42	再意見42 ▲ 電話加入権を国民に返せ。公衆電話料金は高い。	考え方42	
-	○ 民営化するなら電話加入権を国民に返せ 貧乏人は公衆電話を使えというなら、公衆電話の通話料は高すぎる 以上 (個人G)	○ 本意見は、総務省において、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可申請に関する説明
(令和6年度の接続料の改定等)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等

令和6年1月

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 森林 正彰

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

2. 申請年月日

令和6年1月16日(火)

3. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、

- ① 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等を行うため、接続約款の変更を行うもの。

4. 実施予定期日

認可後、令和6年4月1日（月）より適用

※マイラインの廃止に係る規定の変更等については、令和6年3月1日以降NTT東日本・西日本の準備が整った日に実施

接続約款の変更認可申請の全体像

- 今回、実際費用方式（実績原価方式及び将来原価方式）に基づく令和6年度の接続料の改定等について申請があったもの。
- 長期増分費用（LRIC）方式に基づく加入電話・メタルIP電話接続機能等の令和6年度の接続料の改定等については、2月目処にNTT東日本・西日本から申請がある予定。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第2項）	接続料規則第3条(※)に基づく許可等	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 (ドライカップ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費 等)	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのGWルータの利用中止費 等	実績原価	実績原価	実績原価		
【未申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 (加入電話・メタルIP電話の接続料 等)	・ワイヤレス固定電話の接続料 等	LRIC	LRIC	LRIC		
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 (シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料 等)	・乖離額調整 等	将来原価(3年)	将来原価(3年)			
【改定なし】NGNに係る接続料の改定等 (光IP電話の接続料、IPoE方式に係る県間接続料 等)	-	(県内等) 将来原価(3年9ヶ月)	(県間) 将来原価(1年7ヶ月)	IP網への移行完了(R6.12)		
		(10Gb/sインターフェース) 将来原価(5年)				

接続約款の認可申請に併せて行われる報告 ・ 接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

※ 接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（3条許可）。

主な変更内容

主な変更内容 (P.5 ~ 25)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 12)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 14 ~ 16)

その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト、自己資本利益率) (P. 18 ~ 25)

その他の変更・報告内容等 (P. 28 ~ 65)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 28 ~ 31)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 33 ~ 44)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 46 ~ 56)

参考資料 (P. 58 ~ 71)

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

NTT局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

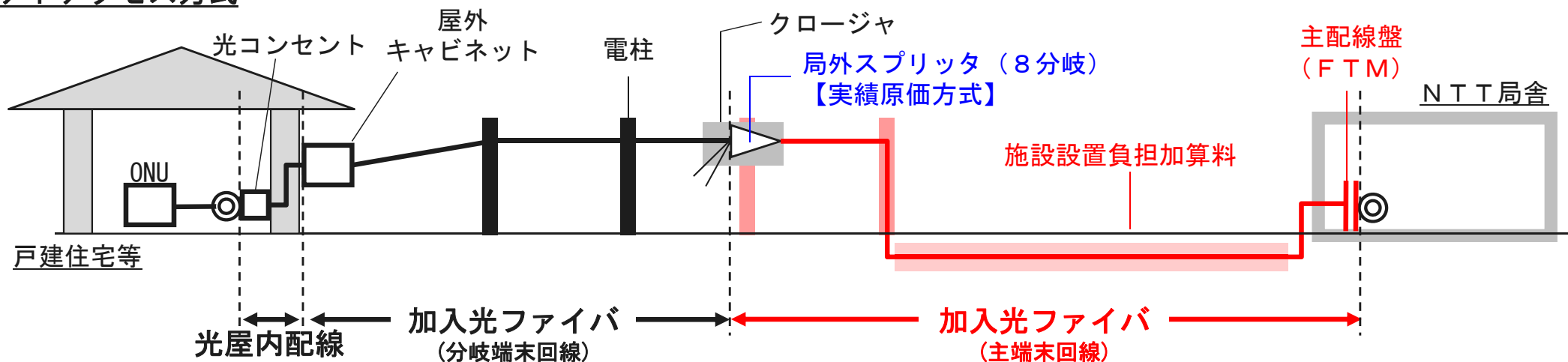
シングルスター方式

NTT局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

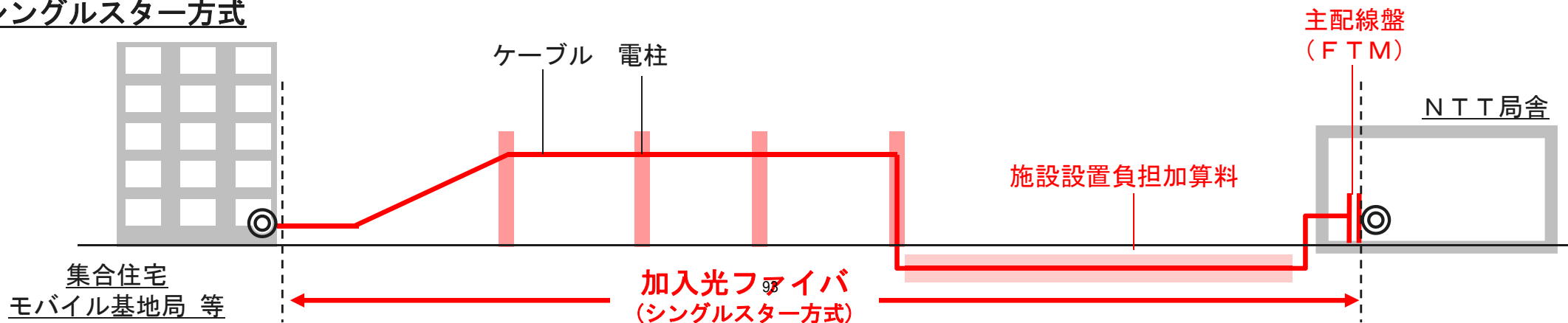
- ※1 シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
 ※2 主配線盤（FTM）の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、FTMに係るコストを、FTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
 ※3 接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（INSネット1500、高速デジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式

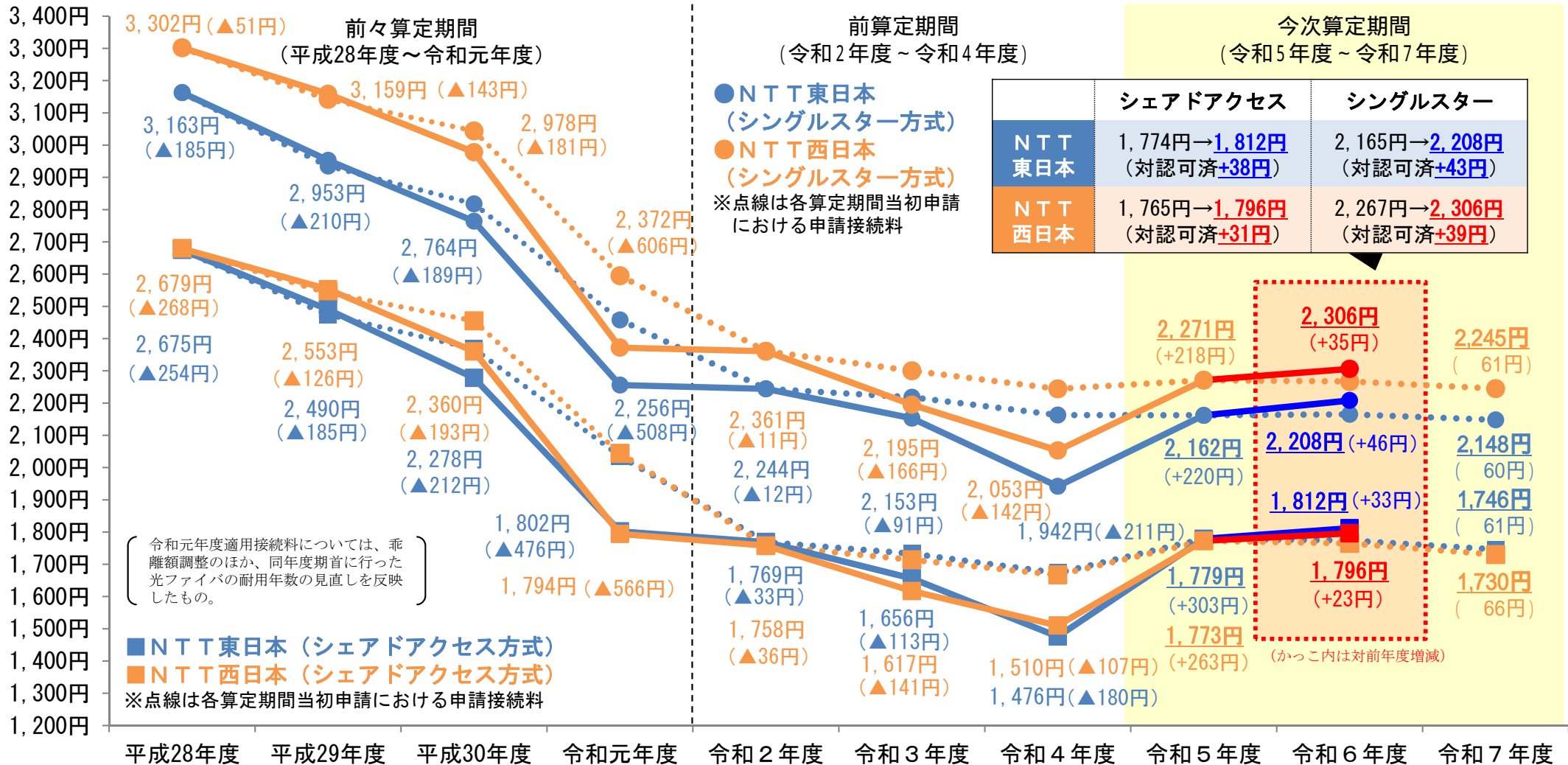


シングルスター方式



加入光ファイバの接続料の推移

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があるので、**令和5年度の接続料の改定**（令和5年5月26日諮問、7月31日答申・認可）**において、令和5年度から令和7年度までの3年間について年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定され、認可済み。**
- 今回、当該認可済接続料について、3条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和4年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和6年度の適用接続料は、認可済接続料から+31円～+43円程度上昇。**



加入光ファイバの接続料に係る乖離額調整の概要

- 接続料規則においては、第1号将来原価方式による接続料算定で生じた調整額については0と規定（第12条の2第1項）とされており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額（乖離額）を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。**
- しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、3条許可（令和2年3月26日付け総基料第68号）により、（第1号将来原価方式で算定されているものの）特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている（※1）。
- 今回、令和5年度の接続料の改定等において見込収入と見込原価の差額（**見込差額**）を調整済である令和4年度について、実績収入・実績原価が確定したため、実績収入と実績原価の差額（**実績差額**）と**見込差額の差分の全額を令和6年度の接続料原価に算入**する旨の3条許可申請が行われている（令和6年1月16日付け東相制第000200000223号及び相制第155500000196号）。
- 令和4年度の実績差額は、見込差額と比較して、収入においてはほとんど差分が生じなかったものの、接続料原価において、
 - ・ 設備管理運営費については、NTT東日本・西日本双方において費用の効率化等による負の差分があった一方で、特に**NTT東日本において道路占用料（※2）の上昇**等のコストの増加があり、**NTT東日本で+11億円、NTT西日本で+1億円**の差分
 - ・ 報酬においては、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響により、**NTT東日本で+8億円、NTT西日本で+14億円**の差分
 が生じており、合計すると、**NTT東日本で+21億円、NTT西日本で+15億円**の正の差分が生じている。
- 本乖離額を令和6年度予測芯線数（NTT東日本：461万芯線、NTT西日本：371万芯線）で除した額が令和6年度接続料に反映される。

NTT東日本

予測収入・原価
913億円

【R2改定時】

見込原価 910億円 (-4)

見込収入 893億円 (-20)

= 見込差額 +16億円

【R5改定時に算入】

実績原価 930億円 (+17)

実績収入 893億円 (-20)

= 実績差額 +37億円

実績見込間差分 +21億円

(設備管理運営費+11億円、報酬+8億円)

NTT西日本

予測収入・原価
746億円

【R2改定時】

見込原価 782億円 (+36)

見込収入 724億円 (-22)

= 見込差額 +59億円

【R5改定時に算入】

実績原価 797億円 (+51)

実績収入 724億円 (-22)

= 実績差額 +74億円

実績見込間差分 +15億円

(設備管理運営費+1億円、報酬+14億円)

※1 現算定期間（令和5年度から令和7年度まで）においても同様の3条許可（令和5年7月31日付け総基料第161号）が行われているが、現算定期間に係る乖離額の調整が行われるのは、早くとも令和7年度の接続料の改定等となる。

※2 道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定に基づき、道路の占用につき道路管理者が徴収するもの。NTT東日本・西日本においては電柱・管路・とう道等の設置のため道路を占有。

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、NTT東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③コスト把握の精緻化を進め、前々算定期間（平成28年度から令和元年度）でNTT東日本では630億円、NTT西日本では537億円削減。
- 令和2年度の接続料改定において、令和2年度から令和4年度までにおいても、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組むこととし、固定資産の増加はあるものの、施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映したところ。
- その後、令和3年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和3年5月28日付け総基料第124号 ※1）。今般の申請に合わせて、令和4年度には、NTT東日本で▲176億円、NTT西日本で▲194億円の費用削減があった旨、報告があった。
- なお、前回報告以降、令和4年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和4年3月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■費用削減等に係る取組（R4）

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- ・ 局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- ・ 保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・ 請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化
- ・ 光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- ・ 電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減 等

②加入光ファイバの耐用年数見直し

（令和元年度に行った見直しによる効果）

■費用削減実績（R2～R4）（単位：億円、かっこ内は対前年度差、枠内が今次申請に合わせて報告があったもの）

費用削減等に係る取組の影響額（※2）	NTT東日本			NTT西日本		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲62	▲57 (+5)	▲75 (▲18)	▲75	▲57 (+18)	▲81 (▲24)
施設保全費	-	▲50	▲67	-	▲65	▲85
管理・共通費	-	▲6	▲9	-	+5	+2（※3）
試験研究費	-	▲1	+1（※3）	-	+3	+3（※3）
②光ファイバの耐用年数見直し	▲113	▲110 (+3)	▲101 (+9)	▲123	▲119 (+4)	▲113 (+6)
合計	▲175	▲167 (+8)	▲176 (▲9)	▲198	▲176 (+22)	▲194 (▲18)

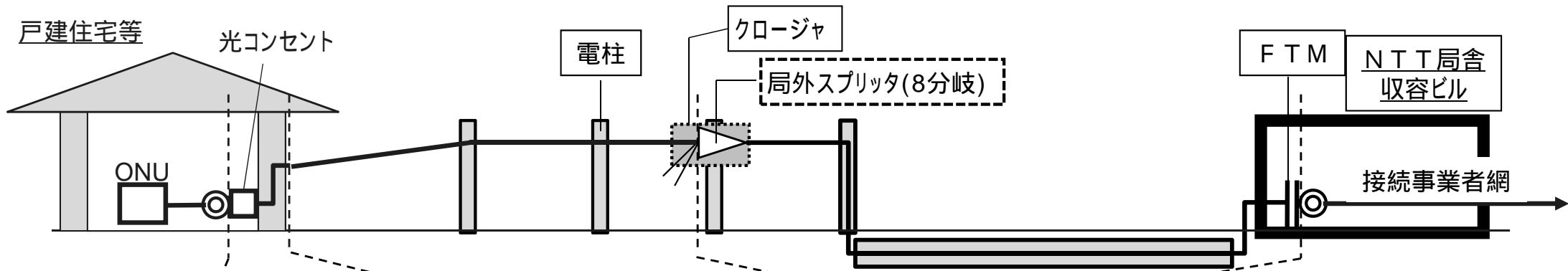
※1 今次算定期間（令和5年度から令和7年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和5年7月31日付け総基料第162号）。

※2 費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（平成30年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。

※3 管理・共通費（NTT西日本のみ）については「業務の全体最適化を志向した本社への業務移管⁹⁶業務統合等を進めたことによる一時的費用の増加」、試験研究費については「当年度取得固定資産価額比で配賦しているところ、光ファイバ関連とそれ以外で当年度取得固定資産価額の程度に差分が生じていること」により、「結果的に費用が増加した」との報告があった。

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和6年度申請接続料)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線から主端末回線まで）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。
- 光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると1収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。
- 例えば、主端末回線に1芯線あたり4ユーザ収容した場合には、NTT東日本ではユーザ当たり1,059円、NTT西日本では1,179円でNTT局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線※3	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	196円(189円) /分岐端末回線	367円(328円) /分岐端末回線	43円(37円) /分岐端末回線	1,812円(1,779円) /主端末回線
NTT西日本	187円(179円) /分岐端末回線	468円(444円) /分岐端末回線	75円(81円) /分岐端末回線	1,796円(1,773円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
 ※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
 ※3 NTT東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
 ※4 括弧内は令和5年度適用接続料。

収容数ごとの1収容(ユーザ)あたり接続料

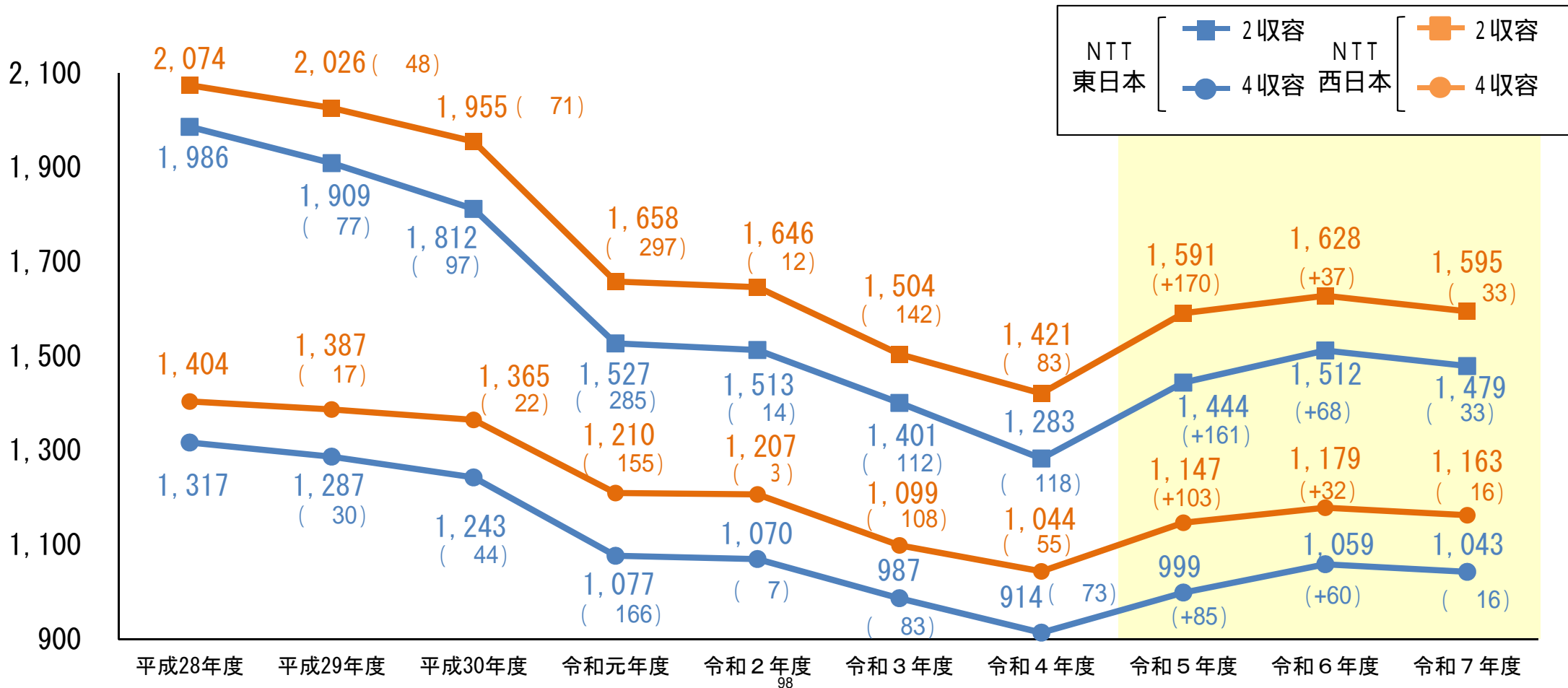
収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,418円	1,512円	1,210円	1,059円	968円	908円	865円	833円
NTT西日本	2,526円	1,628円	1,329円	1,179 ⁹⁷ 円	1,089円	1,029円	987円	955円

○ **接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料** (※1) について、例えば主端末回線に**1芯線当たり2ユーザ又は4ユーザ**収容した場合の負担額は、令和6年度において、乖離額調整等の影響により**令和5年度と比較して上昇**。

○ 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、NTT東日本エリアでは 、NTT西日本エリアでは となっている (※2)。また、NTT東日本・西日本自身における回線収容数については、それぞれ (NTT東日本)、 (NTT西日本) となっている (※2)。

※1 「光信号主端末回線」(1回線の料金を各収容数で除したもの)、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。

※2 回線収容数については、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」(平成27年9月18日付け総基料第176号)に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新(令和5年3月末)の報告値。



※ 令和7年度における光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和6年度の申請料金を横置き。

接続事業者毎の分岐端末回線数・収容率の推移 (NTT東日本)



接続事業者毎の分岐端末回線数・収容率の推移 (NTT西日本)



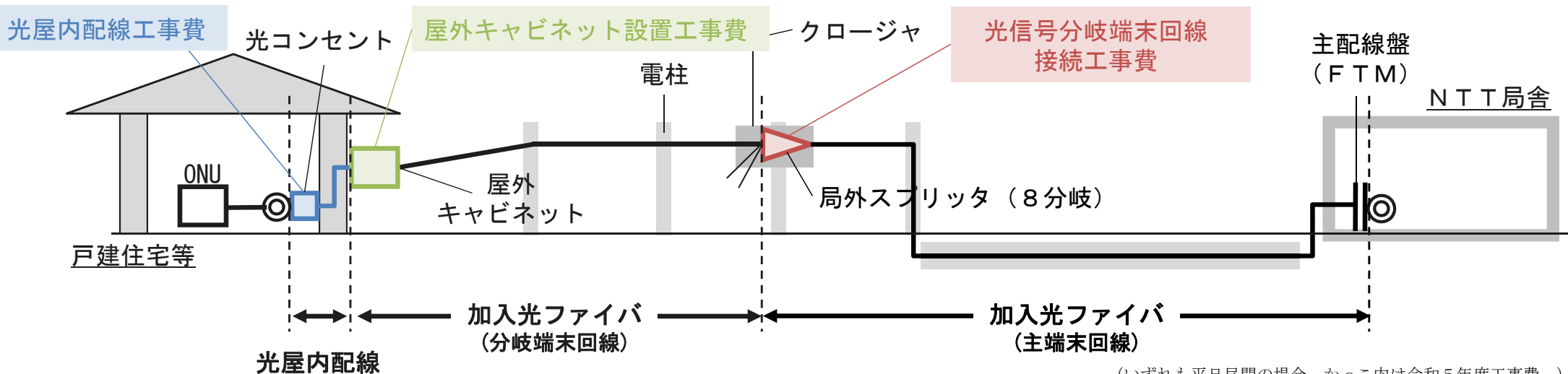
■ NTT東西 ■ KDDI ■ SNC ● NTT東西 (収容率) ● KDDI (収容率) ● SNC (収容率) ●●● エリア合計収容率

出典：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について (要請)」 (平成27年9月18日付け総基料第176号) に基づく接続事業者毎の利用芯線数

(参考) シェアドアクセス方式に係る工事費

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用に際しては、NTT東日本・西日本が種々の工事を行う必要があるが、主端末回線・分岐端末回線の設置工事に係るコストについては、それぞれの網使用料に含まれている(※1)。
- そのため、主端末回線・分岐端末回線以外の設備に係る工事費についてのみ個別の負担を要することとなるが、**分岐端末回線を新設する際の主要な工事費については、労務費・物件費・作業委託費の上昇により、令和6年度においてはいずれも上昇。**

■ シェアドアクセス方式に係る令和6年度工事費



(いずれも平日昼間の場合。かつこ内は令和5年度工事費。)

	光屋内配線工事費 (光屋内配線を新たに設置する場合)		屋外キャビネット 設置工事費 (※2、3)	光信号分岐端末回線 接続工事費 (※3)	
	作業費	物品費			
NTT東日本	14,882円 (14,556円) /件	12,566円 (12,420円) /件	2,316円 (2,136円) /件	1,326円 (1,280円) /件	4,885円 (4,708円) /件
NTT西日本	14,386円 (14,108円) /件	12,040円 (11,946円) /件	2,346円 (2,162円) /件	1,377円 (1,366円) /件	4,339円 (4,238円) /件

既存の光屋内回線を転用する場合については、作業内容及び必要な物品に応じて、低廉な工事費が設定されている(※4)。

	光コンセントも含めて転用できる場合	光コンセントを新設する必要がある場合
NTT東日本	933円 (開通試験を実施しない場合) 5,876円 (実施する場合)	4,840円
NTT西日本	4,324円 (回線終端装置の撤去を同時に行う場合) 6,265円 (行わない場合)	5,335円 (回線終端装置の撤去を同時に行う場合) 7,275円 (行わない場合)

※1 平日昼間以外に分岐端末回線の設置工事を行うことを希望する場合については個別の負担を要する(光信号分岐端末回線設置等加算工事費)。 ※2 屋外キャビネットの利用がない場合は不要。
 ※3 調査により当該工事に係る作業委託費を把握し算定。 ※4 その他、利用事業者の変更がなく、光コンセントの位置を移動するために必要な工事を行う場合の工事費(工事費(27)-2イ)が設定。

主な変更内容 (P.5 ~ 25)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 12)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 14 ~ 16)

その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト、自己資本利益率) (P. 18 ~ 25)

その他の変更・報告内容等 (P. 28 ~ 65)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 28 ~ 31)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 33 ~ 44)

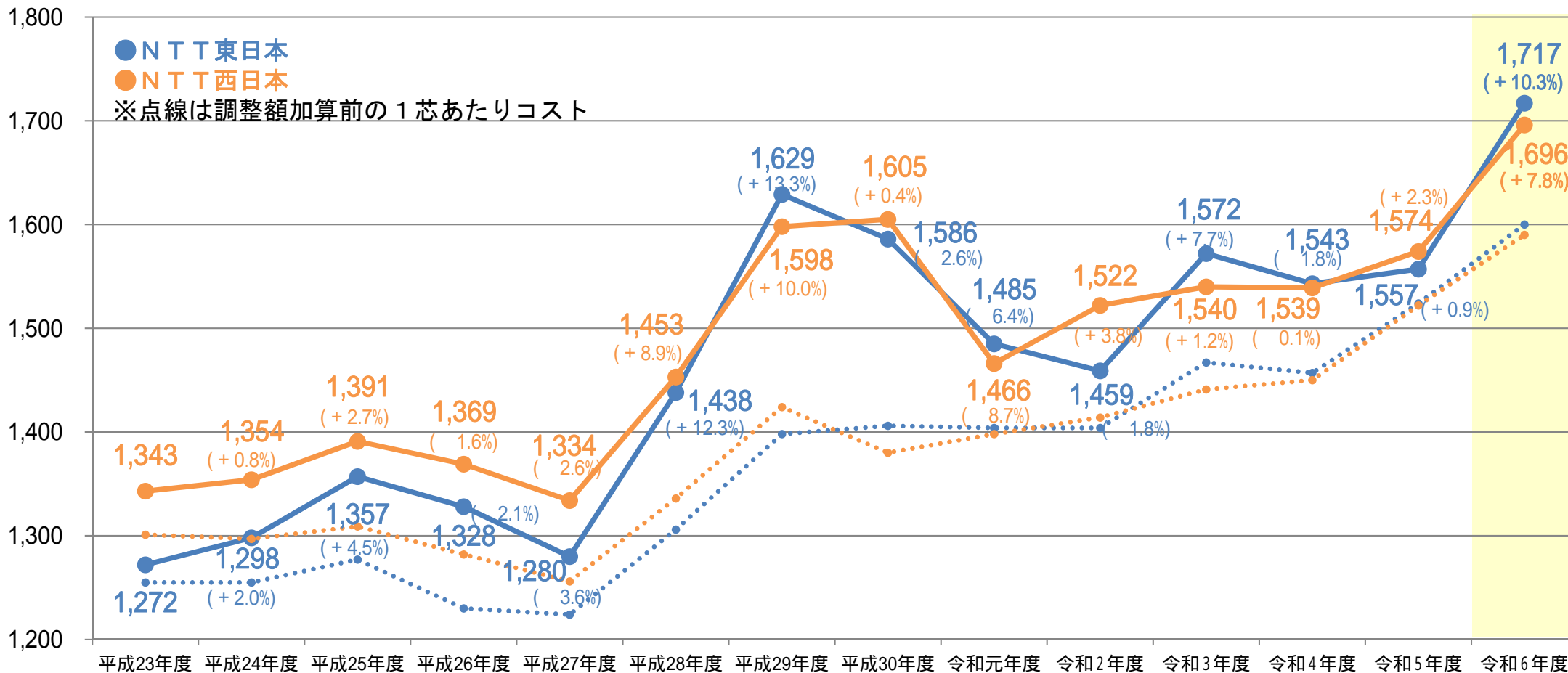
加入光ファイバの未利用芯線について (P. 46 ~ 56)

参考資料 (P. 58 ~ 71)

ドライカップの接続料の推移

- ドライカップ接続料の算定における需要である **メタルサービス**（加入電話・直収電話やDSLサービス等）**に係る回線数は、光サービス等への需要移行等により継続的に減少。**
- 今回の改定案における **ドライカップの令和6年度接続料**について、NTT東日本・西日本とも、**費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続**している中で、**令和5年度と比べて上昇。**
- NTT東日本においては、令和4年度における道路占用料の値上がり等の影響を受け、接続料原価の減少が鈍化。

(単位:円/回線・月)

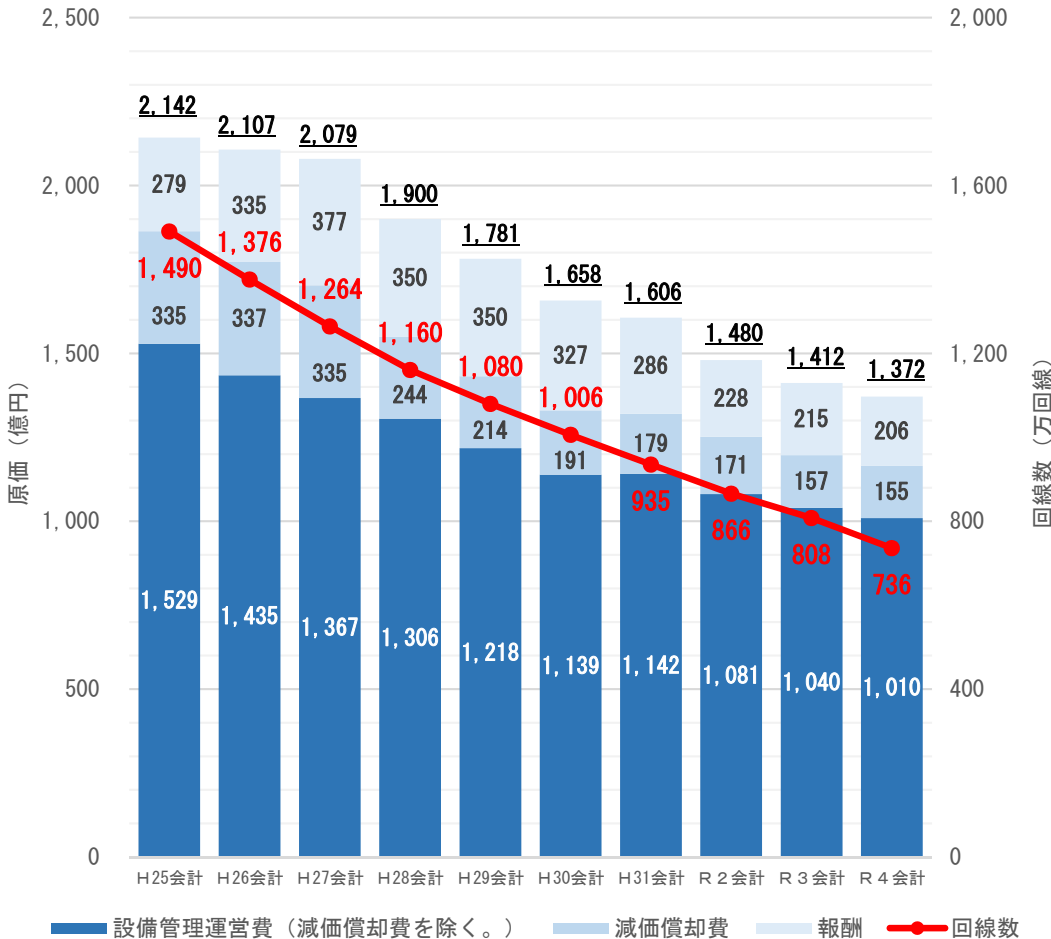


※1 回線管理運営費を含む。
 ※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和6年度接続料は現在申請中のもの)。
 ※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。以下同じ。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)及びNTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)。

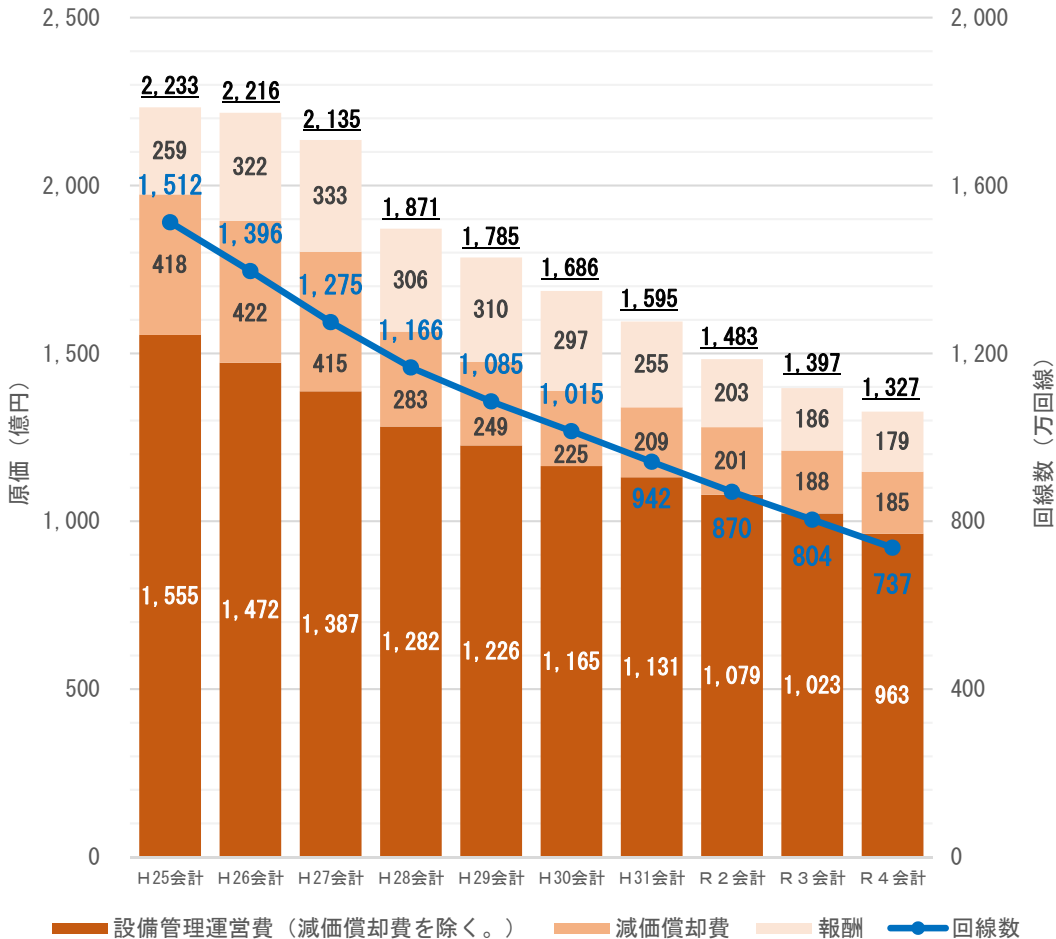
ドライカップの接続料に係る需要及び原価

- ドライカップ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカップとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。
- メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和4年度においては、**平成25年度と比較すると**、
 - ・ **需要については、NTT東日本・西日本それぞれ▲51%の減少**
 - ・ **原価については、NTT東日本で▲36%、NTT西日本で▲41%の減少** となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要 (NTT東日本)



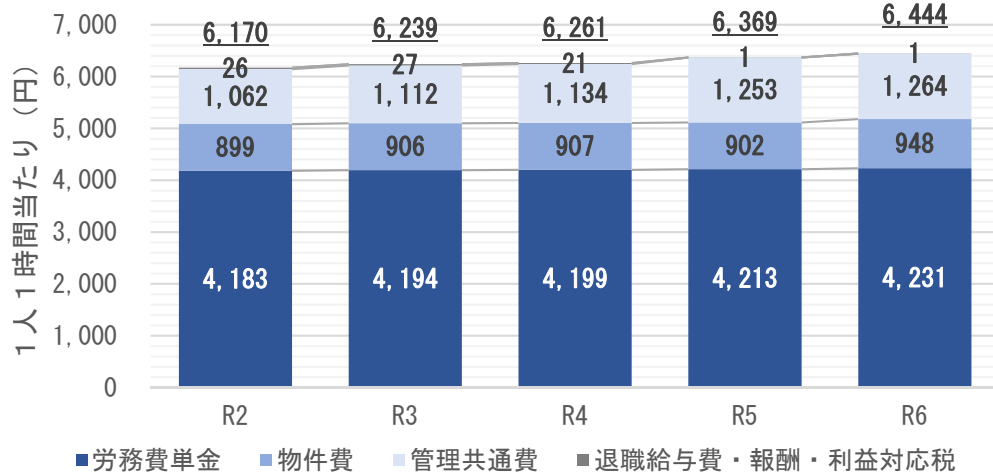
メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要 (NTT西日本)



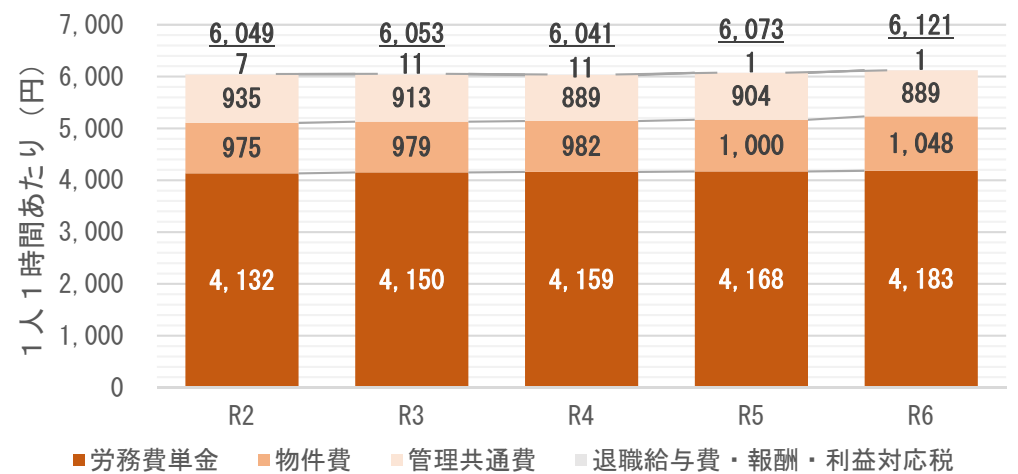
※1 メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外RT（※2）に收容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外RT收容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外RT收容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカップ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。
 ※2 遠隔收容装置（RT：Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置。

- NTT東日本・西日本が行う接続に係る業務に関する工事費・手続費については、実績原価方式により毎年度改定。
- 工事費・手続費の算定に用いる作業単金については、令和6年度において、労務費単金（※1）・物件費（開通工事・申込手続等において業務運営上必要となる各種経費）の増加に伴い、NTT東日本・西日本とも上昇した。

作業単金（NTT東日本・平日昼間（※2））



作業単金（NTT西日本・平日昼間（※2））



※1 NTT東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。
 ※2 平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にNTT東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35 平日深夜：0.75 土日祝昼夜間：0.45 土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■ 光屋内配線に係る工事費

- 光屋内配線に係る工事費について、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定される（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが判明。）ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請（平成27年3月31日付け総基料第63号）。
- 今回、NTT東日本・西日本において配管の有無を調査したところ、その比率は平成26年度と令和4年度で有意な差が認められなかったことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。
- 物品費及び作業単金の上昇により、NTT東日本・西日本とも¹⁸⁴当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費 （屋内配線を新設する場合）

NTT東日本		NTT西日本	
R6申請	R5適用	R6申請	R5適用
14,882円 (+326円)	14,556円 (+363円)	14,386円 (+278円)	14,108円 (+205円)

（1件あたり。かつこ内は対前年度増減額）

主な変更内容 (P.5 ~ 25)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 12)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 14 ~ 16)

その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト、自己資本利益率) (P. 18 ~ 25)

その他の変更・報告内容等 (P. 28 ~ 65)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 28 ~ 31)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 33 ~ 44)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 46 ~ 56)

参考資料 (P. 58 ~ 71)

1. 接続料規則第3条に基づく許可申請

	項目	新規 / 継続	申請の概要
1	特設公衆電話に係る費用の扱い【NTT東日本・西日本】	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
2	実績需要が無かった機能の接続料の扱い【NTT東日本】	継続	通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、 <u>単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和4年度の実績需要が0となり、令和6年度接続料が算定できないため、令和5年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。</u>
3	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和4年度の乖離額の調整）【NTT東日本・西日本】	継続	加入光ファイバに係る接続機能（光信号端末回線伝送機能）について、 <u>令和4年度の収入と原価の差額に係る見込値と実績値の差額を、令和6年度の接続料原価に算入することを求めるもの。</u>

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）附則第6項に基づく許可申請

	項目	新規 / 継続	申請の概要
1	関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い【NTT東日本・西日本】	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表5の項に規定する関門系ルータ交換機能（IPoE方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）
（遵守義務）

第3条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）

附 則
（1～5 略）

6 事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

ゲートウェイルータ (IPoE 接続) の利用中止費の扱い

- **関門系ルータ交換機能 (IPoE方式で接続する場合) の接続料の算定方法は、** 接続料の算定に関する研究会「NGNのISP接続 (PPPoEとIPoE) に関する当面の方向性」 (平成30年2月公表) において

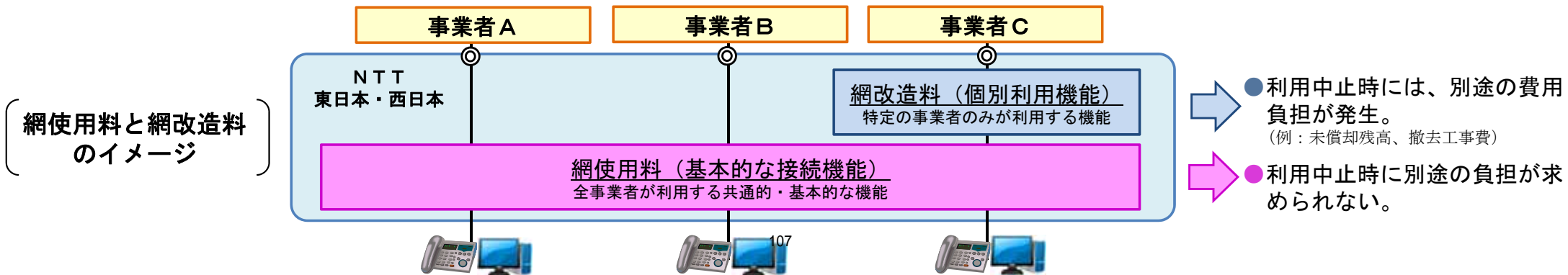
「NGNからインターネット接続する形態は、NGNの利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPoE方式であれ、IPoE方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用 (間接利用を含む。) が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる」

とされたため、**電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令** (平成30年総務省令第6号) により、**網使用料として接続料を設定する機能**とされた。ただし、それ以前は網改造料として設定されていたことを踏まえ、**経過的な特例措置として**、当該省令の附則第6項に基づき、**当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された** (これを踏まえ、平成30年度の接続料の改定等以降毎年度、NTT東日本・西日本から当該許可申請が行われており、**本申請で7度目。**)。

- 令和4年の接続料の算定等に関する研究会において、経過的な特例措置の扱い等について関係事業者へのヒアリング等を行った結果、同研究会第六次報告書 (令和4年9月9日公表) において、次のとおりとりまとめられた。

■ 接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書 (第6章 NGNの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討) の概要

- ・ **NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況**であり、それに伴い、**VNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動**しており、また、**各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化**している状況。このような変動期において、**原則** (網使用料での算定) **に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。**
- ・ これらの状況は、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該**増設が落ち着くものと想定される2025年**を目途に、**改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるか**について研究会において検討し、**特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当。**
- ・ **NTT東日本・西日本及びVNE事業者においては、将来的に利用中止費の扱いが原則に戻すことを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが求められる。**



○ **東京都に所在する東日本集約・東京POIのゲートウェイルータ** (以下「GWルータ」という。) は、東日本集約POI (東日本全域を接続対象地域とするPOI) 及び東京POI (東京都を接続対象地域とするPOI) の双方において利用されているところ、**令和6年10月頃に利用ポートが装置上限 (98ポート) に達する見込み**であることを踏まえ、全てのIPoE接続を行う接続事業者 (VNE事業者) から、合意の上で、

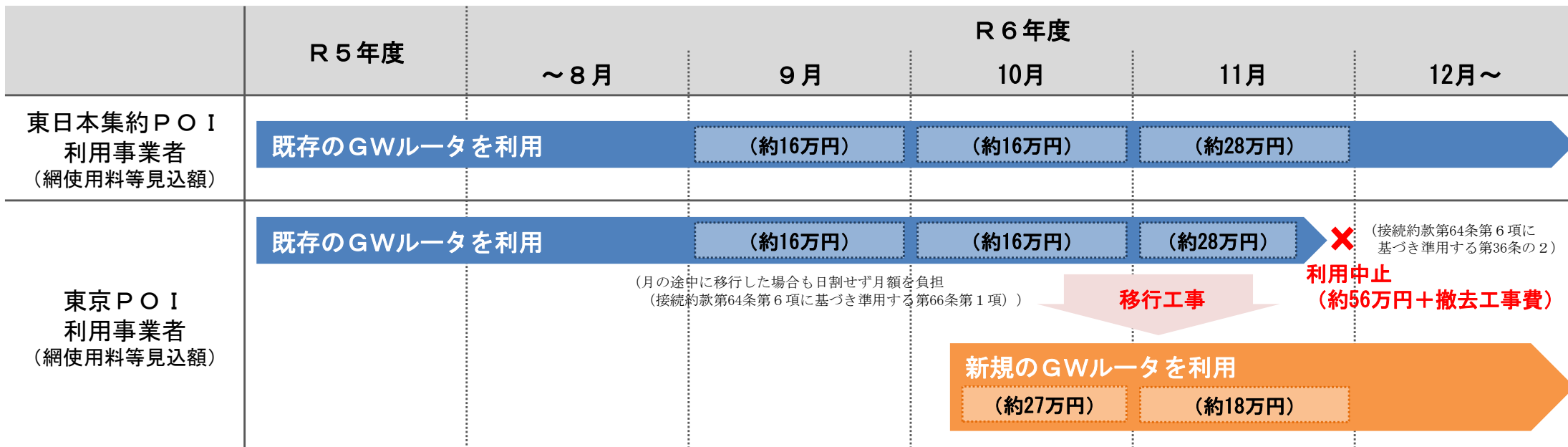
- ・ **新たに東京都にGWルータを設置し、当該装置を東京POIとして利用**するとともに、
- ・ **既存のGWルータを引き続き東日本集約POIとして利用**する

方式での対応の要望があった。これを受け、NTT東日本は令和6年10月までに新たなGWルータを設置し、東京POIを利用するVNE事業者及びNTT東日本において順次移行工事を行う予定であり、**東京POIを利用するVNE事業者は、移行工事費のほか、既存のGWルータに係る利用中止費 (※1) を負担**することとなる。

○ これまで、東日本集約POIでの接続と東京POIでのIPoE接続については、同一のGWルータを利用していたため、同一の網使用料が適用されていたが、本更改に伴い、別々の網使用料が設定されることとなる。

○ なお、本更改は、令和3年4月の東京POI等のGWルータの更改、令和4年6月の大阪POI等のGWルータの更改に続き、網使用料化後3回目のGWルータ (IPoE接続) の更改。

■ 東日本集約・東京POIのGWルータの更改 (増設) スケジュール (※2)



※1 GWルータについては、VNE事業者間で共有している共通部分 (筐体及びスロット等) と各ポートが専用する専有部分 (パッケージ等) に区分されるところ、通常のポートの減設の場合には、専有部分に係る費用のみを利用中止費として回収して、共通部分の費用は網使用料として回収しているが、本更改では、共通部分も含めて利用中止するため、共通部分に係る費用も利用中止費に加える。

※2 網使用料等見込額については現時点での利用ポート数等の見込み値に基づく。

(参考) 単県POIの設置状況

- I P o E接続においては、
 - ・ **全国集約POI**：全国（NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **ブロックPOI**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **単県POI**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 の3種類のPOIがあり、I P o E接続を利用する接続事業者（VNE事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。
- 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**I P o E接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせて全ての県域と接続する必要がある（NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある。）**。
- なお、**令和6年1月現在においては、NTT西日本において全県域に単県POIが設置**されているものの、**NTT東日本においては単県POIが設置されていない県域が存在し**、NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行っているVNE事業者は存在しない。

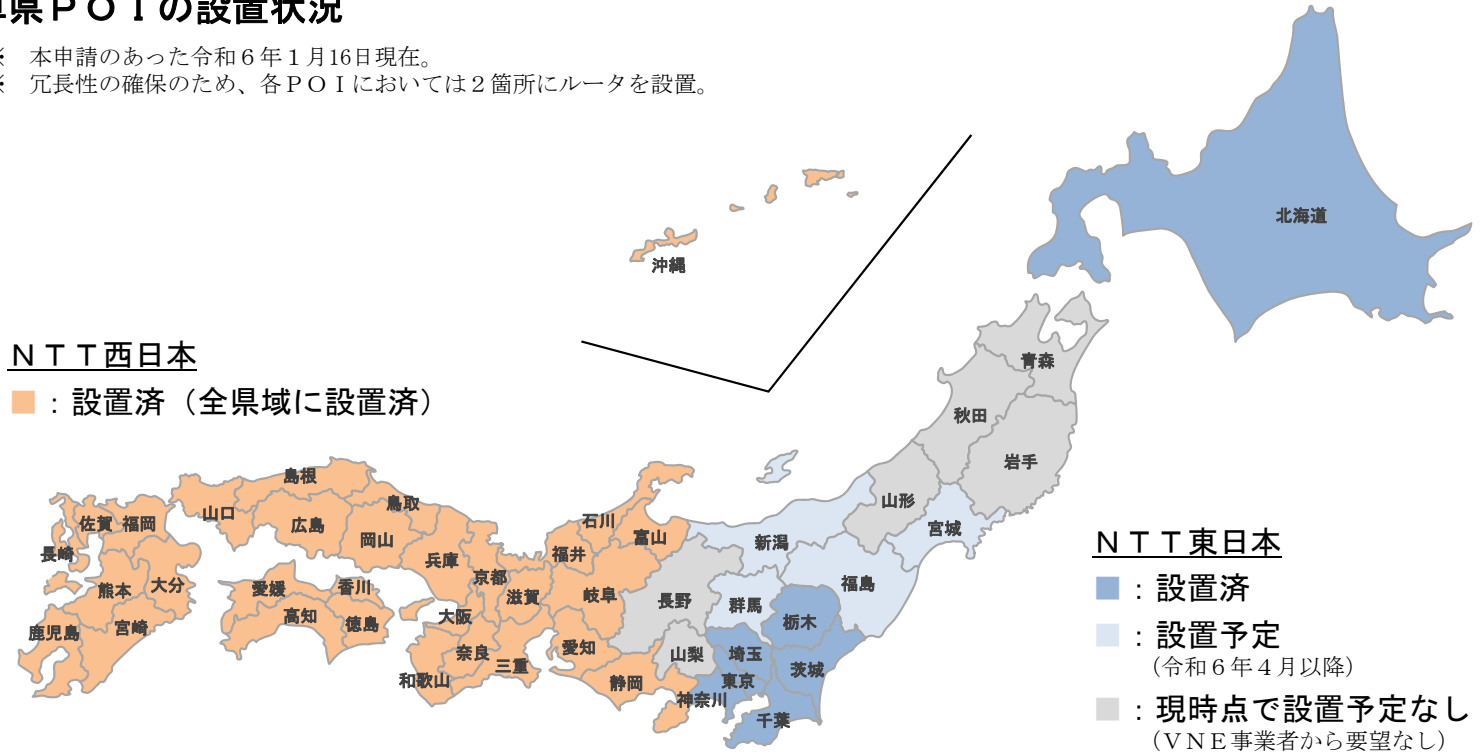
■ POI 増設に係る要請

**第一種指定電気通信設備との接続
に関し講ずべき措置について**
(平成29年9月8日付け総基料第162号)

2 接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

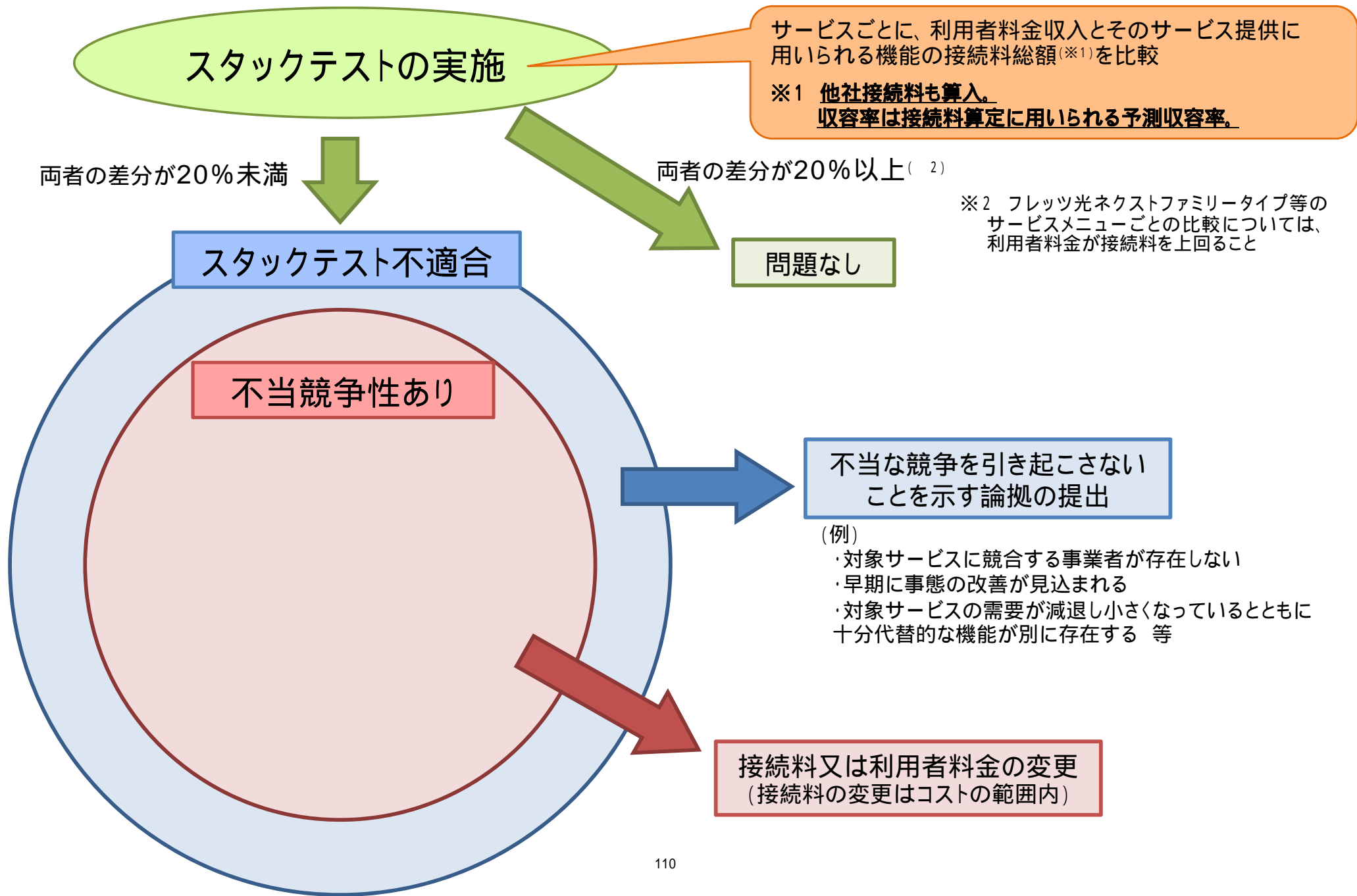
■ 単県POIの設置状況

※ 本申請のあった令和6年1月16日現在。
 ※ 冗長性の確保のため、各POIにおいては2箇所にもルータを設置。



接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定)



スタックテストの結果 (サービスごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和4年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

○ なお、加入電話・ISDN基本料・通話料及びフレッツ光ライトについては、令和5年11月の指針改定により検証対象から除外されたため、検証は行われていない。検証対象に追加されたひかり電話ネクストについては、令和5年3月31日に提供開始されたサービスであるところ、令和4年度中に利用者料金収入・需要がなかったため、直近の需要を勘案して令和5年度の接続料総額・利用者料金収入を推計して検証。

NTT東日本

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト	5,031億円	2,233億円	2,798億円 (55.6%)	○
ひかり電話	移動体着 含む	1,138億円	177億円 961億円 (84.4%)	○
	移動体着 除く	908億円	84億円 824億円 (90.7%)	○
ひかり電話ネクスト	14億円	5億円	9億円 (64.3%)	○
ビジネスイーサワイド	389億円	281億円	108億円 (27.8%)	○

NTT西日本

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト	3,780億円	1,924億円	1,856億円 (49.1%)	○
ひかり電話	移動体着 含む	1,058億円	158億円 900億円 (85.1%)	○
	移動体着 除く	830億円	78億円 752億円 (90.6%)	○
ひかり電話ネクスト	9億円	4億円	5億円 (55.6%)	○
ビジネスイーサワイド	404億円	291億円	113億円 (28.0%)	○

(注) ○ : スタックテストの要件を満たしていると認められるもの × : スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果 (サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

NTT東日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料相当額	差分 (-)	利用者料金との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
		上記以外				
	ビジネスタイプ					
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				
		プラン1				
		プラン2				
		ミニB				
		プラン1B				
		プラン2B				
	マンションタイプ (光配線方式)	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
		上記以外のもの(ミニ)				
		上記以外のもの(プラン1)				
		上記以外のもの(プラン2)				
	プライオ					
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
上記以外						
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						
ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						
ビジネスアイデア	MA設備まで利用する場合					
	県内設備まで利用する場合					
	Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)					
	Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)					

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

NTT西日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料相当額	差分 (-)	利用者料金との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
		上記以外				
	ビジネスタイプ					
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				
		プラン1				
		プラン2				
	マンションタイプ (光配線方式)	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
		上記以外のもの(ミニ)				
		上記以外のもの(プラン1)				
		上記以外のもの(プラン2)				
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
		上記以外				
	ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					
	ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					
	ビジネスアイデア	MA設備まで利用する場合				
県内設備まで利用する場合						
Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)						
Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)						

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

※1 利用者料金は令和5年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)
 ※2 フレッツ光ネクスト ファミリータイプ及びオフィスタイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度~令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。フレッツ光ネクスト マンションタイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、これに加え、フレッツ光ネクスト ファミリータイプの収容率等を勘案して算定。

(注) ○: スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×: スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

自己資本利益率の算定

- 今次申請（実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の算定等及び加入光ファイバに係る令和4年度乖離額の調整）に用いる自己資本利益率については、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等において行った**報酬の算定方法の見直し**（※1）
 - ・ β 値について、直近のNTT株式会社（日本電信電話株式会社）の株式データを基に $\beta = 0.6$ から **$\beta = 0.566$** に見直し
 - ・ 令和3年度以降の主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たって、長期安定的な指標である**長期投資用エクイティ・リスク・プレミアム**（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia」（計測期間：1952年から））を採用等の影響により、**実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等で用いた自己資本利益率と比較して微減**（4.40% → 4.39%）。

※1 将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等において行った報酬の算定方法の見直しは3条許可（令和5年7月31日付け総基料第161号）を受けて行われたものだが、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第99号）により当該見直しが接続料規則上の適正利潤の算定方法に反映されたため、今次申請においては、3条許可申請は行われていない。

自己資本利益率の算出方法

	H30	H31・R元	R2	R3	R4	
主要企業の自己資本利益率 (①+②)	9.29 (※3)	7.15 (※3)	5.04 (※3)	8.89	9.00	5年間の平均値 7.87%
リスクフリーレート (①) (10年ものの国債利回り)	0.06	0.00 (※4)	0.04	0.09	0.30	
リスクプレミアム (②) (R3以降：イボットソン社データ (※2))	9.23	7.15	5.00	8.80	8.70	3年間の平均値 4.39%
期待自己資本利益率 (①+②× β) ($\beta = 0.566$)	-	-	2.87	5.07	5.22	

いづれか低い方を採用 → **R6適用値 4.39%**

※2 Copyright © 2023 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります
 ※3 NEEDS（株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、全国4証券取引所に上場しており、7期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業（金融業及び外国企業を除く。）の平均値を使用。
 ※4 日本銀行の金融政策の影響により、令和元年度4月期～3月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、これまでの申請では「0.00%」とされている。

■第一種指定電気通信設備接続料規則（抄）
 （自己資本費用）
 第12条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
 自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率
 2 (略)
 3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。
 期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）
 4 前項の β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
 5 (略)

その他の変更・報告内容等

主な変更内容 (P.5 ~ 25)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 12)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 14 ~ 16)

その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト、自己資本利益率) (P. 18 ~ 25)

その他の変更・報告内容等 (P. 28 ~ 65)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 28 ~ 31)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 33 ~ 44)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 46 ~ 56)

参考資料 (P. 58 ~ 71)

分岐端末回線の接続料

- 分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。
- 加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**1回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

$$\begin{aligned}
 \text{接続料} = & \text{分岐端末回線の創設費} (\ast 1) \div \text{耐用年数} & + & \text{分岐端末回線の創設費} & \times & \text{設備管理運営費比率} (\ast 2) & & \text{引込線コスト} \\
 & + & \text{1回線あたり電柱創設費相当} (\ast 3) \div \text{耐用年数} & + & \text{1回線あたり電柱創設費相当} (\ast 3) & \times & \text{設備管理運営費比率} & \text{電柱コスト} \\
 & & \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{減価償却費相当}} & & \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{保守運営費相当}} & & & \\
 & + & \text{利潤 (他人資本費用、自己資本費用、利益対応税)} (\ast 4) & + & \text{調整額} & & &
 \end{aligned}$$

- 令和6年度においては、報酬の上昇及び電柱の取得固定資産価額の上昇により、**NTT東日本で+40円の増、NTT西日本で+23円の増**。
- なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※5）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和4年度実績値）は、**NTT東日本で0.05%、NTT西日本で0.14%**となっている。

※1 減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、NTT東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。

※2 網改造料の算定式においては、**除却費を個別に支払うものとそれ以外**で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ**除却費を個別に支払う場合以外**の比率を用いている。

※3 引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。

※4 自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。

※5 単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■ 接続料（NTT東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

NTT東日本（円／回線・月）

NTT西日本（円／回線・月）

	R2適用	R3適用	R4適用	R5適用	R6申請		R2適用	R3適用	R4適用	R5適用	R6申請
1回線あたりコスト	418	383	373	345	360	1回線あたりコスト	523	485	467	455	458
調整額	▲ 12	▲ 28	▲ 44	▲ 18	+ 7	調整額	+14	▲ 23	▲ 54	▲ 12	+ 8
分岐端末回線接続料	406	355	329	327	367	116分岐端末回線接続料	537	462	413	443	466

分岐端末回線の接続料(原価構造)

■ 創設費 (引込線)

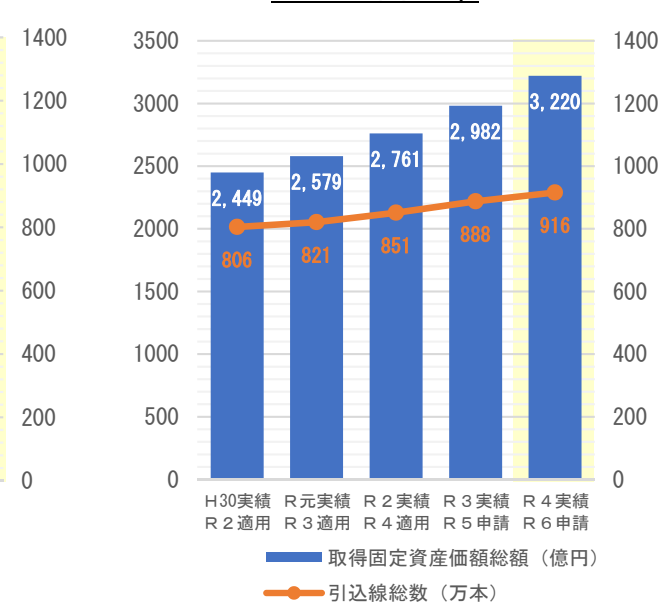
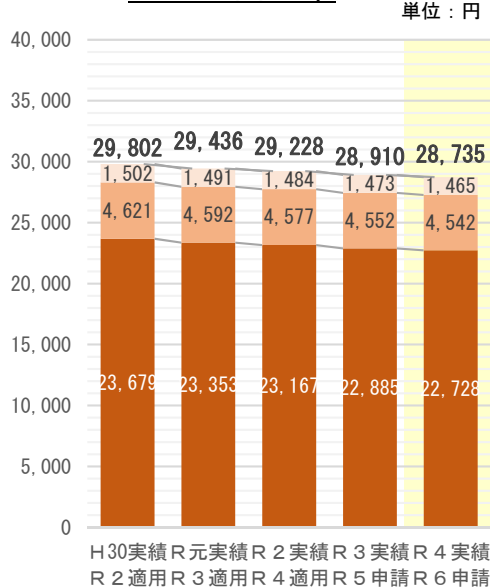
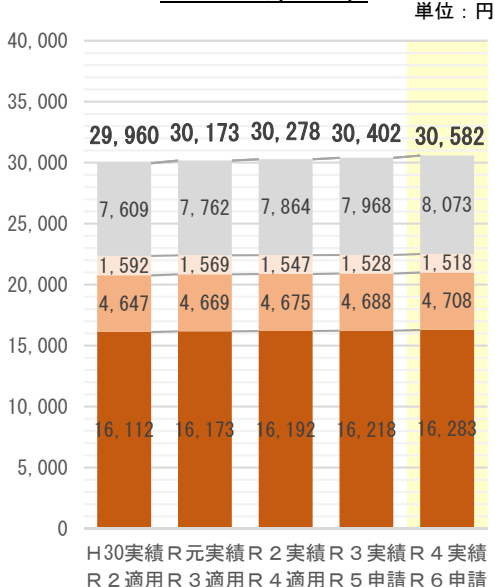
■ 創設費相当 (1回線あたり電柱)

NTT東日本

NTT西日本

NTT東日本

NTT西日本



- 少芯区間
- 単芯区間 (キャビネット)
- 単芯区間 (クロージャ内接続)
- 単芯区間 (単芯ケーブル)

- 単芯区間 (キャビネット)
- 単芯区間 (クロージャ内接続)
- 単芯区間 (単芯ケーブル)

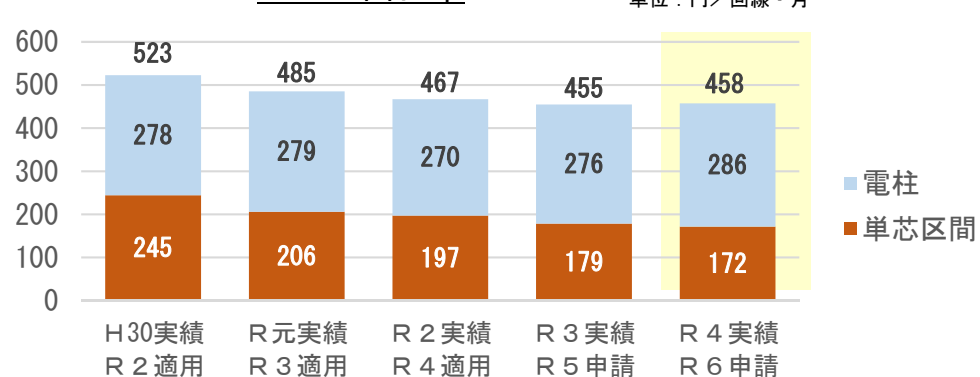
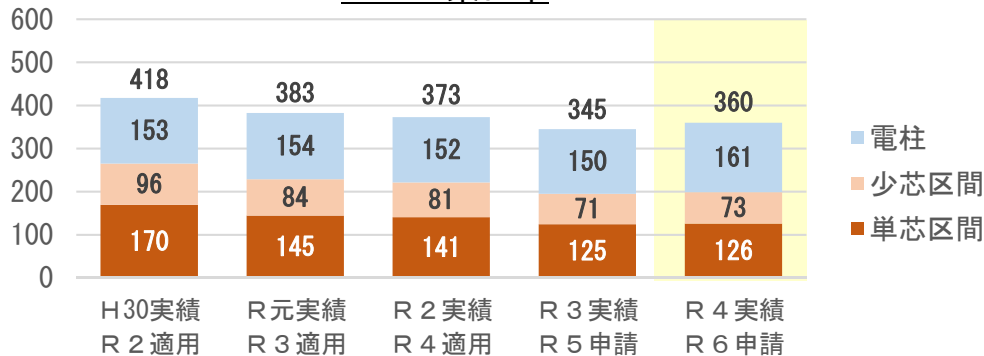
	H30実績 R2適用	R元実績 R3適用	R2実績 R4適用	R3実績 R5申請	R4実績 R6申請
1回線 当たり	15,261	15,864	16,665	17,539	18,463

	H30実績 R2適用	R元実績 R3適用	R2実績 R4適用	R3実績 R5申請	R4実績 R6申請
1回線 当たり	30,391	31,412	32,429	33,586	35,146

■ 1回線あたりコスト

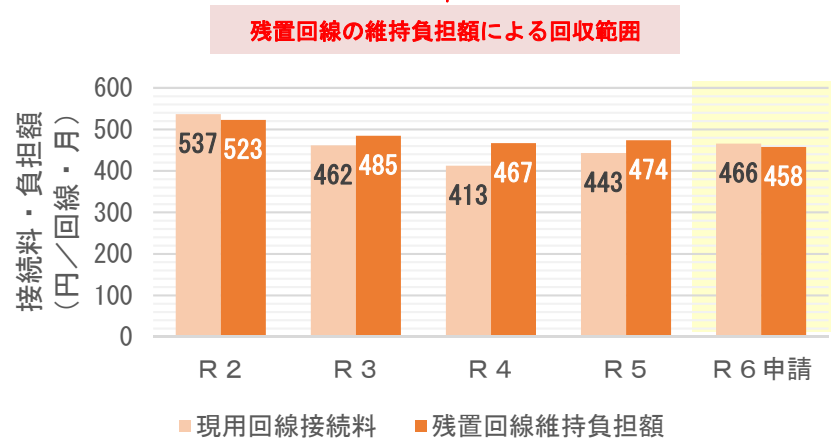
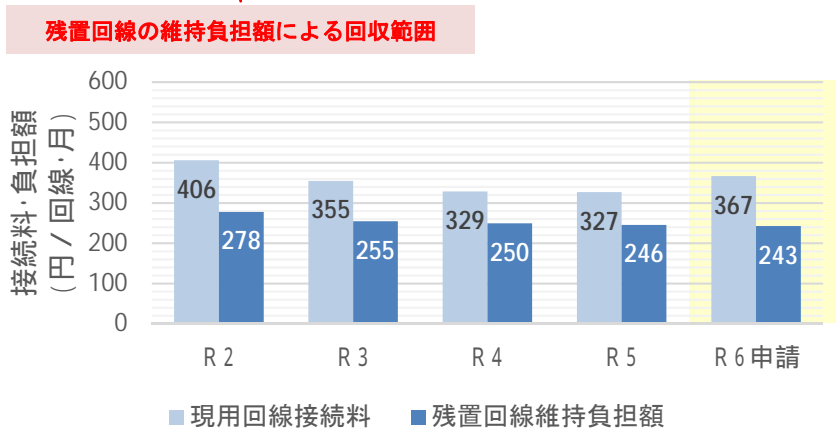
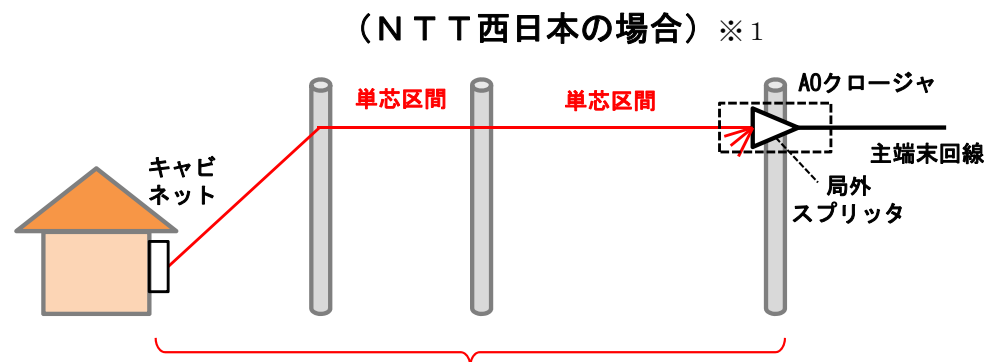
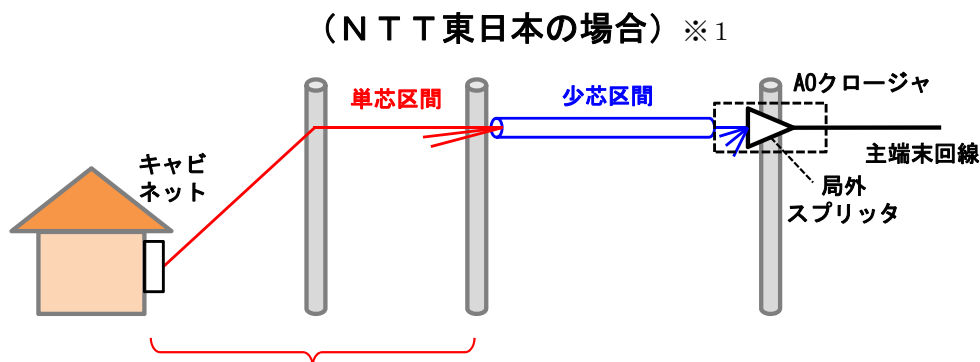
NTT東日本

NTT西日本



分岐端末回線の接続料(残置回線の維持負担額)

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続において、**分岐端末回線の利用を終了した場合**、当該分岐端末回線の維持等に係る負担額（**残置回線の維持負担額**）の請求が開始される。
- これは、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった**特殊な状況**のものであることを考慮」（平成16年12月21日情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の接続料等の改定）について」）として設定されているものである。
- 残置回線の維持負担額は、**分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分**のコストを原価として算定されるほか、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。
- なお、残置回線の維持負担額による回収額については、**接続会計において**加入光ファイバ等の原価から**控除**されており、令和4年度接続会計では、**NTT東日本で182億円、NTT西日本で251億円**（いずれも振替網使用料を含む。）が控除されている。



※1 NTT東日本・西日本で設備の構成が異なる。NTT東日本では、単芯区間（1芯で引き込まれる区間）と少芯区間（複数芯を束ねた区間）により構成されるが、NTT西日本では単芯区間のみ。

光配線区画の見直し等

○ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）において、**NTT東日本・西日本による既存の光配線区画**（加入光ファイバにおいて、主端末回線1芯線を共用することのできる地理的範囲）**の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、毎年の**光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請**（平成27年9月18日付け総基料第176号）。

■ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年9月14日情報通信審議会答申）

第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 3. 3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

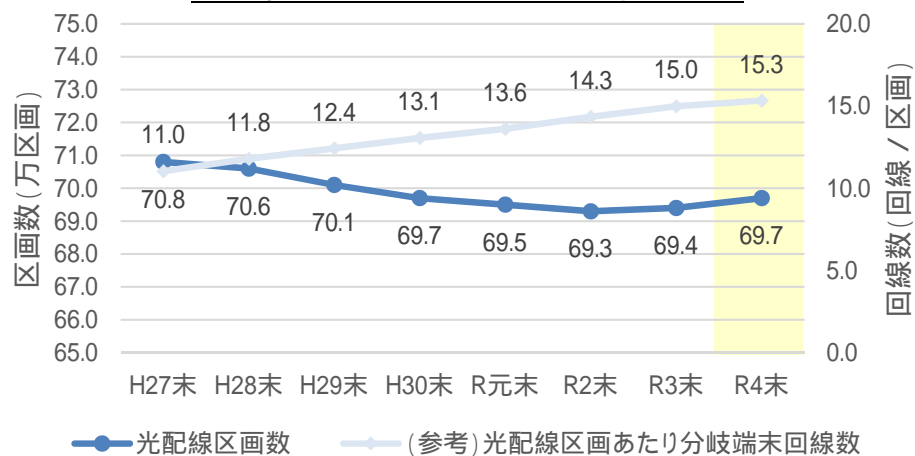
また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者当該区画名を通知すること等接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

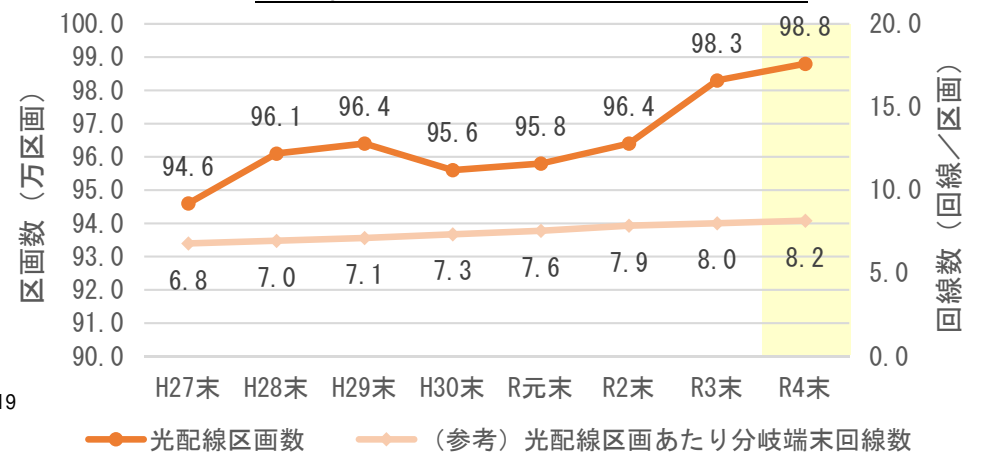
■ 既存の光配線区画の見直し等に関するNTT東日本・西日本の取組（NTT東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

- ・ 既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
- ・ 加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
- ・ また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（NTT西日本のみ）。
- ・ 今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の状況（NTT東日本）



光配線区画の状況（NTT西日本）



主な変更内容 (P.5 ~ 25)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 12)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 14 ~ 16)

その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト、自己資本利益率) (P. 18 ~ 25)

その他の変更・報告内容等 (P. 28 ~ 65)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 28 ~ 31)

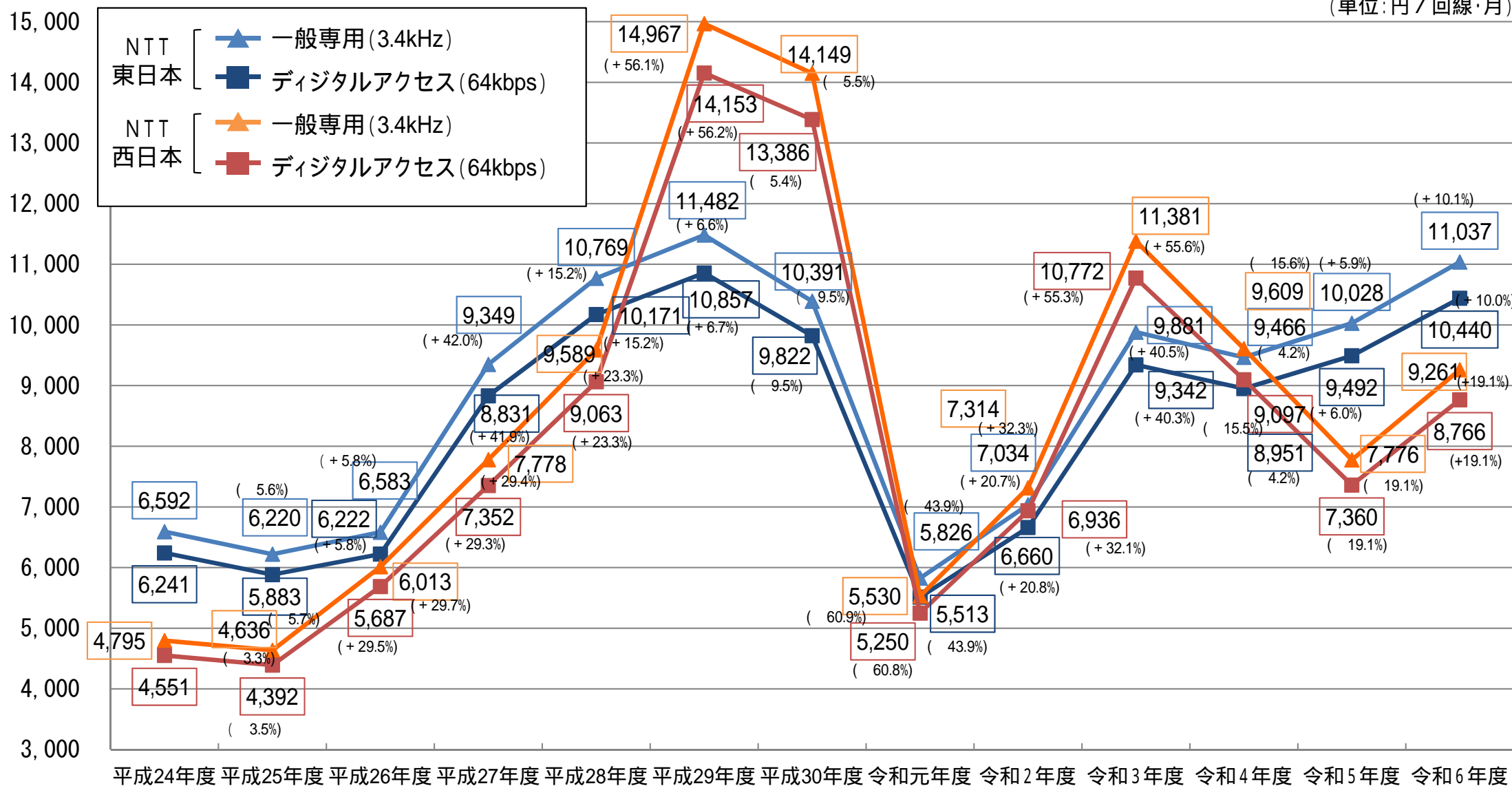
実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 33 ~ 44)

加入光ファイバの未利用芯線について (P. 46 ~ 56)

参考資料 (P. 58 ~ 71)

○ **令和6年度接続料の一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)は、需要が減少傾向にある中で、設備の効率化等の取組みは既に一巡しており、NTT東日本では、それぞれ+10.1%、+10.0%上昇し、NTT西日本では、ともに+19.1%上昇。**

(単位:円/回線・月)

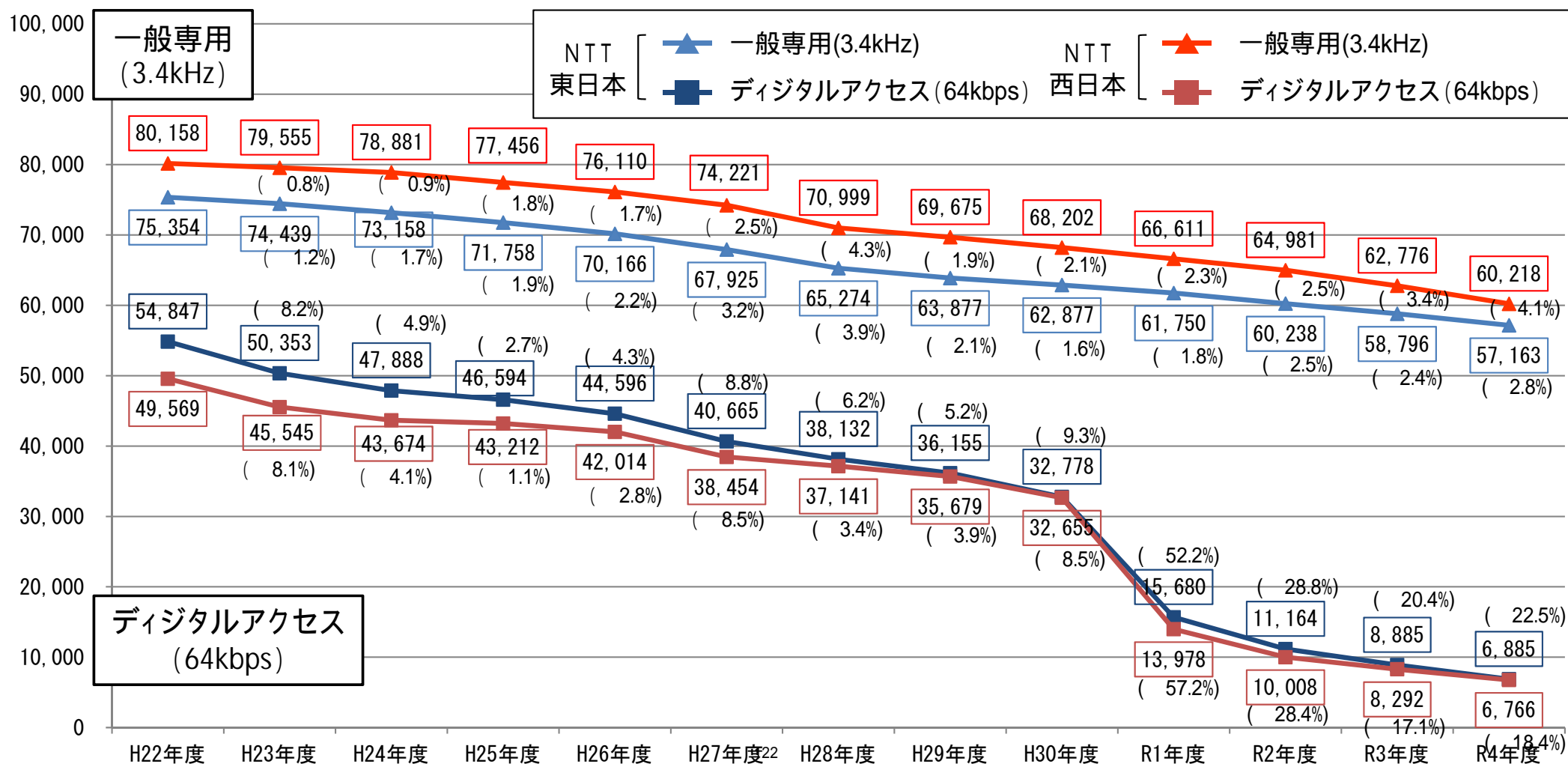


専用線の回線数の推移 (一般専用 (3.4kHz)、デジタルアクセス (64kbps))

- 一般専用 (3.4kHz)、デジタルアクセス (64kbps) の回線数は減少傾向にあり、令和4年度は、
 - ・ 前年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲2.8%、▲22.5%、NTT西日本ではそれぞれ▲4.1%、▲18.4%、
 - ・ 平成22年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲24.1%、▲87.5%、NTT西日本ではそれぞれ▲24.9%、▲86.4%と減少した。

(単位: 回線)

各年度の数字は9月末のもの。

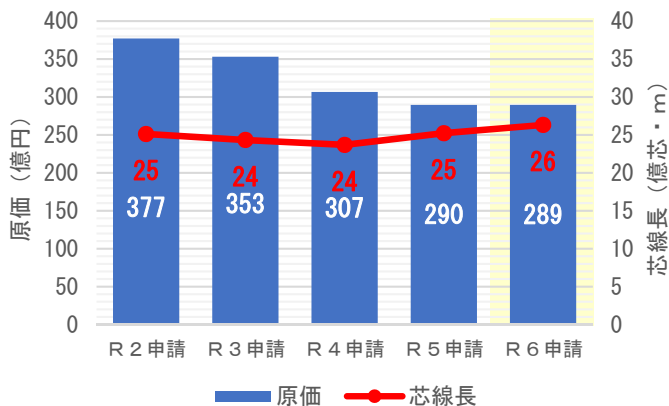


中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

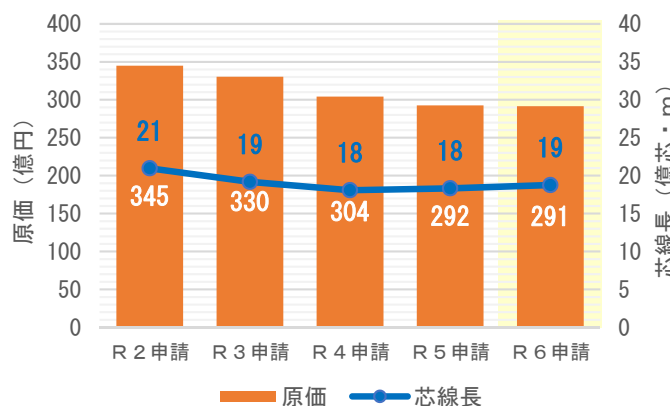
中継光ファイバ

- **中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**WDM**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。
- 芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・m単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。
- 接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトで中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

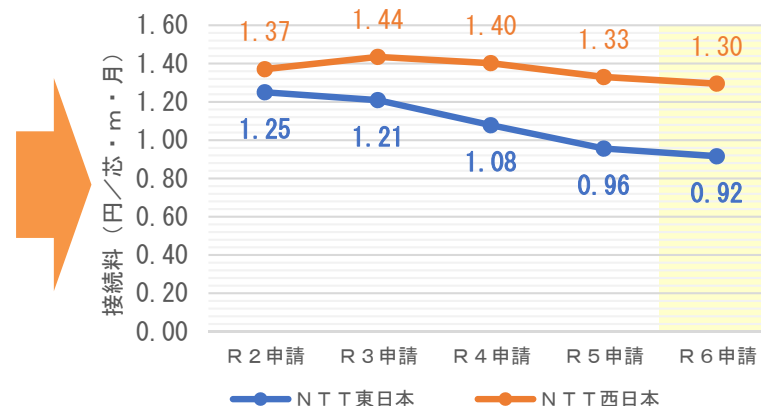
原価・需要（NTT東日本）



原価・需要（NTT西日本）



中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）

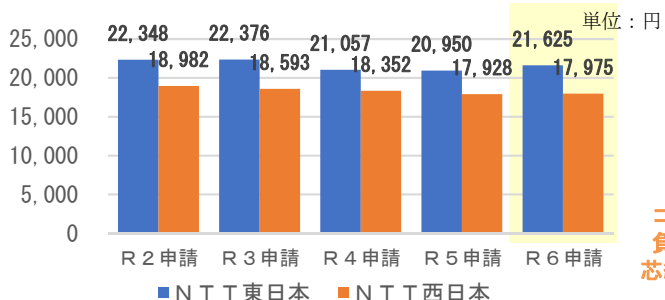


（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

局内光ファイバ

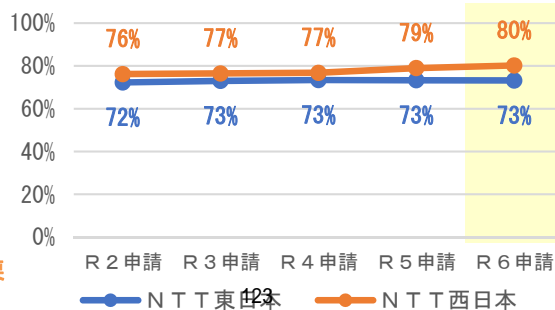
- **局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル1芯あたり創設費（前年度9月末値）



（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（2芯～32芯）のケーブル1m当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

芯線利用率（前年度9月末値）



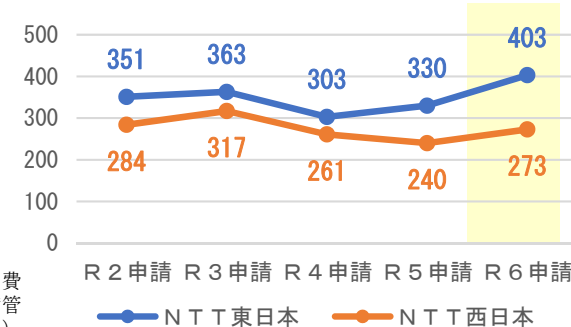
未利用芯線コストを十分に負担するため、芯線利用率で割戻



網改造料の算定式に準じて算定

（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料

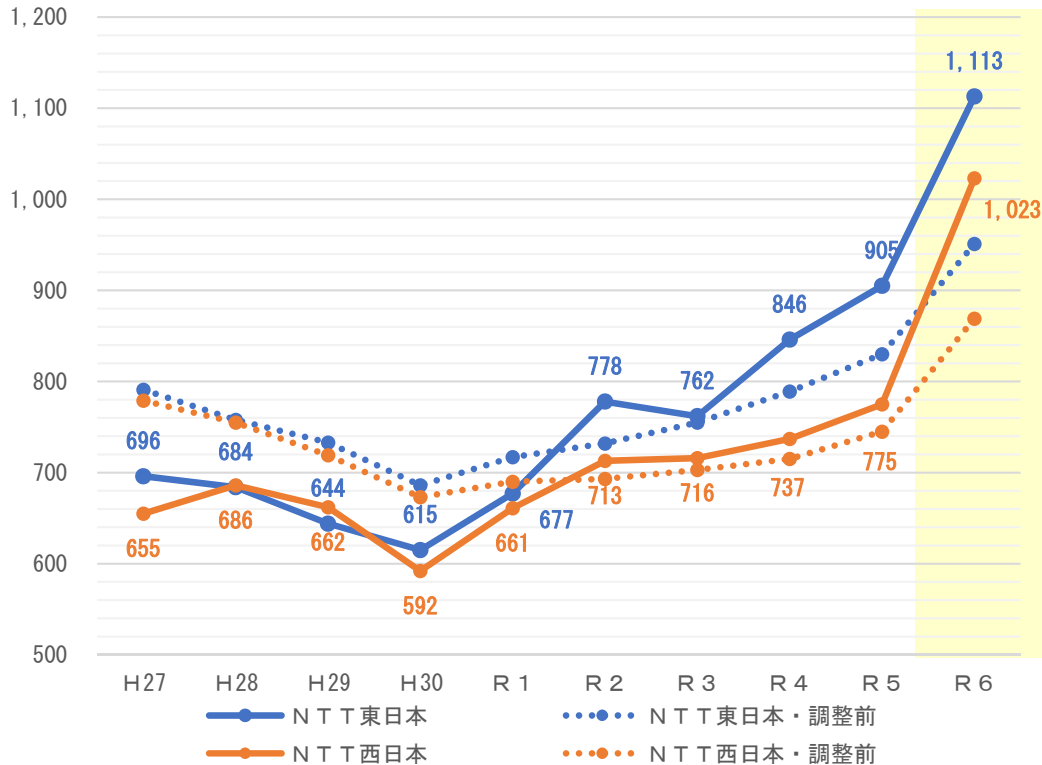


電柱及び管路・とう道の利用に係る料金

- NTT東日本・西日本が設置する電柱及び管路・とう道のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号に規定する接続約款記載事項）。
- ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
 - ・ 電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱及び電柱上にP O Iを設置する場合に最低限必要な1又は複数の電柱**
 - ・ 管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いNTT東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**とされている。
- **電柱については取得固定資産価額**（※1）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。
- 令和6年度においては、**電柱については物品費の増加等による取得固定資産価額の上昇**により値上がり、**管路・とう道については資産の減価償却の進行等**により値下がりとなっている。

電柱使用料

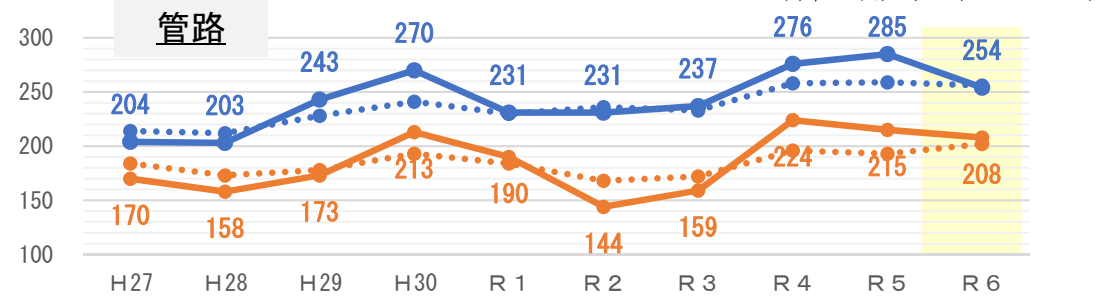
（単位：円／年・使用箇所）



管路・とう道に係る料金

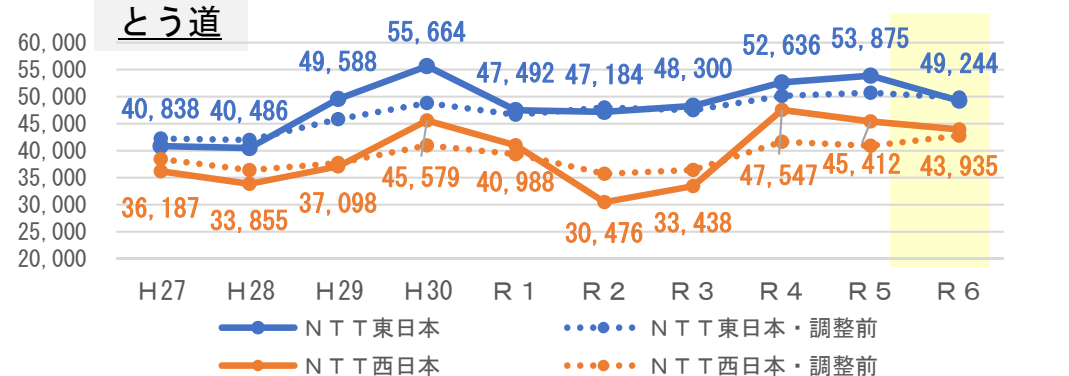
（都道府県の区域毎に定められている料金の平均）

（単位：円／年・条・メートル）



とう道

（単位：円／年・メートル）



124

※1 自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破碎復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（8。平成19年度11月8日の料金改定で6から変更。）で除する。

実績原価方式に基づく主な接続料 料金表

端末回線伝送機能

区分	単位 (月額)	令和6年度 (カッコ内は調整前)		令和5年度 (カッコ内は調整前)		
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
一般帯域透過端末 伝送機能 (ドライカップ) 1	回線 管理 機能	1回線 ごと	46円 (40円)	68円 (55円)	32円 (33円)	48円 (42円)
	回線 部分	1回線 ごと	1,671円 (1,560円)	1,628円 (1,535円)	1,525円 (1,491円)	1,526円 (1,480円)
帯域分割端末 伝送機能 (ラインシェアリング) 1	回線 管理 機能	1回線 ごと	149円 (109円)	363円 (210円)	85円 (87円)	123円 (118円)
	MDF 部分	1回線 ごと	64円 (58円)	64円 (56円)	60円 (55円)	57円 (51円)
光信号伝送装置 (GE-PON) 2	1Gb/s	1装置 ごと	1,372円 (1,398円)	1,269円 (1,309円)	1,341円 (1,403円)	1,176円 (1,310円)
通信路設定伝送機能を組 み合わされるもの 1	2線式 の もの	1回線 ごと	1,625円 (1,516円)	1,583円 (1,495円)	1,483円 (1,449円)	1,484円 (1,442円)
光屋内配線を利用する 場合の加算額 2		1回線 ごと	196円 (190円)	187円 (182円)	189円 (187円)	179円 (179円)

1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。
 2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分	単位 (月額)	令和6年度 (カッコ内は調整前)		令和5年度 (カッコ内は調整前)			
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本		
光信号電気信号 変換機能 (メディアコンバー タ) 3	100Mb /s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	681円 (551円)	-	579円 (493円)	-
	1Gb/s		1回線 ごと	1,826円 (1,452円)	614円 (689円)	1,561円 (1,298円)	628円 (699円)
光信号分離機能 (局内スプリッタ) 3	局内4分岐のもの		1回線 ごと	159円 (176円)	240円 (236円)	144円 (174円)	186円 (224円)

3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	令和6年度 (カッコ内は調整前)	令和5年度 (カッコ内は調整前)
一般番号ポータビリティ 実現機能	月額	10,416,667円 (10,166,667円)	9,333,333円 (9,750,000円)

中継伝送機能

区分	単位 (月額)	令和6年度 (カッコ内は調整前)		令和5年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	1回線・ 1メートルごと	0.916円 (1.010円)	1.295円 (1.304円)	0.956円 (1.051円)	1.330円 (1.303円)

通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分			単位 (月額)	令和6年度 (カッコ内は調整前)		令和5年度 (カッコ内は調整前)		
				NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
通信 路設 定伝 送機 能	一般専用に 係るもの 〔一般専用 サービス〕	3.4 kHz	同一 M A 内の 場合	1回線 ごと	11,037円 (9,882円)	9,261円 (9,254円)	10,028円 (9,340円)	7,776円 (8,706円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	13,159円 (11,479円)	11,529円 (11,106円)	12,252円 (10,945円)	10,173円 (10,491円)
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	2,070円 (1,490円)	820円 (640円)	2,090円 (1,420円)	1,040円 (680円)
	高速ディジ タル伝送に 係るもの 〔デジタル アクセス〕 <エコノミー クラス>	64 kb/s	同一 M A 内の 場合	1回線 ごと	10,440円 (9,346円)	8,766円 (8,761円)	9,492円 (8,836円)	7,360円 (8,240円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	12,440円 (10,855円)	10,904円 (10,506円)	11,589円 (10,350円)	9,621円 (9,923円)
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	1,950円 (1,410円)	770円 (600円)	1,970円 (1,340円)	980円 (640円)
		1.536 Mb/s	同一 M A 内の 場合	1回線 ごと	128,161円 (111,951 円)	157,461円 (115,578円)	124,885円 (107,363 円)	150,627円 (109,991円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	176,161円 (148,167円)	208,773円 (157,458円)	175,213円 (143,699円)	204,891円 (150,383円)
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	46,800円 (33,840円)	18,480円 (14,400円)	47,280円 (32,160円)	23,520円 (15,360円)

タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

番号案内機能等

区分		単位	令和6年度 (カッコ内は調整前)		令和5年度 (カッコ内は調整前)	
			NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
番号案内 サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内 ごと	323円 (256円)	402円 (272円)	360円 (260円)	426円 (277円)
番号情報データベース登録機能		1番号 ごと	-	9.46円 (9.46円)	-	11.31円 (9.34円)
番号情報 デー タ ベ ー ス 利 用 機 能	一括でデータ抽出	1番号 ごと	-	6.54円 (6.02円)	-	7.29円 (5.92円)
	異動データのみを データ抽出	1番号 ごと	-	9.32円 (9.62円)	-	10.67円 (9.33円)

番号案内機能についても、固定電話網のIP網への移行に伴い、合わせてIP網への移行が進められており、これまでPSTNを経由して番号案内設備にアクセスされていたところ、IP網を経由してアクセスする形態への移行が、

- ・ 令和4年5月～ NTT東日本・西日本の光IP電話発の移行
- ・ 令和5年8月～ 接続事業者発の移行
- ・ 令和5年9月～ NTT東日本・西日本の固定電話発の移行と進められ、令和7年1月に移行完了予定。

公衆電話機能

区分	単位	令和6年度 (カッコ内は調整前)		令和5年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	4.1057円 (3.2199円)	3.3852円 (2.6664円)	3.0723円 (2.6674円)	2.7360円 (2.3273円)

主な工事費・手続費・コロケーション料金等 料金表

工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和6年度単金		令和5年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,444円	6,121円	6,369円	6,073円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,383円	7,067円	7,305円	7,018円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,458円	8,149円	8,375円	8,098円
土日祝日昼夜間・一人当たり ・1時間ごと	7,654円	7,337円	7,573円	7,287円
土日祝日深夜・一人当たり ・1時間ごと	8,727円	8,419円	8,643円	8,368円

管路・とう道等の料金の改定

() 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	令和6年度平均料金 (カッコ内は調整前)		令和5年度平均料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
管路	1条当たり 1メートルごと	254円 (256円)	208円 (202円)	285円 (259円)	215円 (193円)
とう道	1メートルごと	49,244円 (49,781円)	43,935円 (42,786円)	53,875円 (50,727円)	45,412円 (40,903円)
土地	1平方メートル ごと	1,199円 (1,159円)	668円 (635円)	1,112円 (1,123円)	628円 (622円)
建物	1平方メートル ごと	33,022円 (32,466円)	24,609円 (24,071円)	29,068円 (30,932円)	23,110円 (22,991円)

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

() 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	令和6年度料金 (カッコ内は調整前)		令和5年度料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	1,113円 (951円)	1,023円 (869円)	905円 (830円)	775円 (745円)

個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(2)した上で、設備管理運営費を算出(3)している。

- 取得固定資産価額相当額 = 物品費 + 取付費(物品費 × 取付費比率) + 諸掛費((物品費 + 取付費) × 諸掛費比率) + 共通割掛費((物品費 + 取付費 + 諸掛費) × 共通割掛費比率)
- 設備管理運営費 = 保守運営費(取得固定資産価額相当額 × 設備管理運営費比率) + 減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

() 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分	令和6年度数値		令和5年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	交換機械設備	0.273	0.319	0.266	0.323
	電力設備	0.949	0.814	0.919	0.781
	伝送機械設備	0.161	0.244	0.159	0.241
	無線機械設備	0.703	0.265	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.089	0.093	0.066	0.099
	土地及び通信用建物以外	0.004	0.002	0.004	0.004
共通割掛費比率	0.052	0.099	0.034	0.088	

() 年額料金の算定に係る比率

区分	令和6年度数値		令和5年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
設備管理 運営費比率 4	端末回線伝送機能	0.027	0.024	0.027	0.025
	端末系交換機能	0.051	0.048	0.048	0.046
	中継系交換機能	0.042	0.043	0.041	0.040
	中継伝送機能	0.043	0.045	0.042	0.041
	通信料対応設備合計	0.050	0.048	0.047	0.045
データ系設備合計	0.118	0.100	0.110	0.094	

※4 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

() 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分	令和6年度数値		令和5年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	受電設備	1.379	1.103	1.312	1.051
	発電設備	1.671	1.041	0.352	0.742
	電源設備及び蓄電池設備	0.918	0.782	0.909	0.769
	空気調整設備	1.538	2.141	1.507	2.113
設備管理 運営費比率	電力設備及び 空気調整設備	0.016	0.017	0.013	0.018

- コロケーション費用のうち、**電気料**（通信用建物に設置した機器で利用する電気に係る費用。以下「コロケーション電気料」という。）**については、他の接続料と同様、年度ごとに改定**（前年度の電力料金及び前々年度の調整額に基づく。）**を行っていたところ、令和5年度の接続料の改定等**（令和5年3月24日答申・認可）**において、電力料金における燃料調整費**（電気料金において、その時々の平均燃料価格により毎月変動する調整額）の変動をコロケーション電気料に適時に反映し、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止するため、**改定頻度を四半期毎に変更**した。
- コロケーション費用の変動については、その予見可能性の確保のため、料金の試算値等の事前開示等の取組が実施されてきた（※1）ところ、令和5年度の接続料の改定等における意見募集結果を踏まえ、当該見直しにかかわらず、**予見性の確保のための所要の措置を引き続き講じていくことが必要**であるという観点から、**総務省からNTT東日本・西日本に講ずべき措置の検討・報告を要請**。
- 令和5年9月末にNTT東日本・西日本から報告があり、その後、報告のあったとおり**情報開示の内容・時期の見直しが行われた**。

※1 平成30年度の接続料の改定等（平成30年3月23日諮問・5月25日答申、6月16日認可）における意見募集の結果及びそれを踏まえた行政指導（「平成30年度の接続料の新設及び改定等に関して講ずべき措置について（要請）」（平成30年5月25日付け総基料第109号））に基づくNTT東日本・西日本における自主的な対応。

■ 総務省からの要請（「令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）」（令和5年3月31日付け総基料第70号））

コロケーション電気料の改定頻度の見直しについて、見直し後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、**接続事業者との協議を踏まえて検討し、本年9月末までに総務省にその検討結果を報告すること**

■ NTT東日本・西日本からの報告（令和5年9月29日付け東相制第000200000129-01号及び相制第155500000131-01号）の概要

- ・ コロケーションの利用実績が多い接続事業者4社（）と協議を実施し、それを踏まえて情報開示の運用の見直しを検討。検討結果をコロケーションを利用している全接続事業者に提案し、反対意見がなかったことから見直しを実施する考え。〔注：報告時点。報告後、令和5年度第4四半期に係る開示より見直しを実施済〕
- ・ 情報開示の見直しの内容は次のとおり。

見直し前			見直しの内容
情報開示項目	（参考）改定頻度 見直し前の開示時期	開示時期	
電気料の平均値の試算値の開示	変更半年前	変更4ヶ月前下旬	維持（見直しなし）
東京・神奈川（NTT東日本）／大阪・愛知（NTT西日本）の数箇所の通信用建物における単価の開示	変更4ヶ月前	変更前月上～中旬	廃止
東京・神奈川（NTT東日本）／大阪・愛知（NTT西日本）の全ての通信用建物における単価の開示	変更3ヶ月前	変更前月上～中旬	廃止
全ての通信用建物における単価の開示	変更前 ¹⁸⁸ 月下旬	変更前月中旬	開示時期を前倒し 〔注：現在、1週間程度前倒し〕

固定電話網のIP網への移行等に係る見直し

省令等の改正に伴う見直し

○ **固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しに係る省令等の改正**（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第99号）等。令和5年12月27日公布）が行われたところ、当該改正に適合させるための規定整備等が行われている。

(1) 優先接続機能（マイライン）の廃止

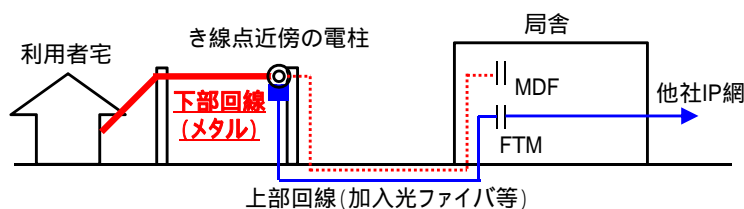
- ・ **マイライン**は、NTT東日本・西日本の加入電話の利用者が、事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継電話を選択できるサービスであったが、**固定電話網のIP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本加入電話発の接続ルート切替**（令和6年1月）時に廃止。
- ・ NTT東日本・西日本はマイラインを実現するために加入者交換機で**優先接続機能**を提供するとともに、関係する手続等を行う「マイラインセンタ」（NTT西日本で運営。NTT東日本は利用数に応じてNTT西日本に委託費を支払い）を運営してきたところ。今般、優先接続機能について、省令改正により法定機能から削除されたことを踏まえ、**優先接続機能を廃止するとともに、接続約款上の関連する規定**（優先接続受付手続費、マイライン事業者に対する契約者情報の提供手続（第98条の2）、事前調査申込書様式における優先接続機能関係欄、技術的条件）を削除するとともに、令和6年度以降に行う手続費の遡及精算等を行うための経過措置を規定（令和6年3月1日以降、NTT東日本・西日本の準備が整った日に実施）。

(2) 廃止機能に係る技術的条件の削除等

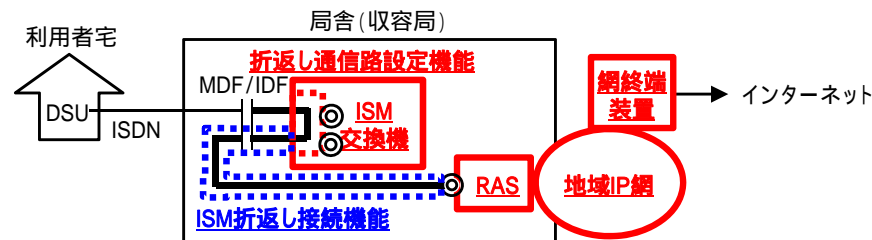
- ・ 令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更（令和5年1月20日諮問、3月24日答申・認可）において、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化に起因し、**長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能**について、3条許可を受けて接続料を設定しない取扱い等が行われた。
- ・ これら機能について**省令等の改正により法定機能から削除**され、合わせて、当該機能に係る標準的な接続箇所が削除されたことから、省令から**削除された標準的な接続箇所等における技術的条件を削除**。

- ① **き線点**（地下ケーブルと架空ケーブルの接続点）**近傍の電柱等に設置される端子盤**の技術的条件 … 法定機能から削除された特別帯域透過端末回線伝送機能（ドライカッパのサブアンバンドル（FTTR））の利用するために設定されていたもの
- ② **ISM**（Iインタフェース加入者モジュール）**交換機の端末回線側**の技術的条件 … 法定機能から削除された折返し通信路設定機能（ISM折返し）を利用するために設定されていたもの
- ③ **地域IP網のRAS**（リモートアクセスサーバ）の技術的条件（ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェース） … 第一種指定電気通信設備の範囲から除外された地域IP網の交換等設備について設定されていたもの

< FTTRの利用イメージ（①関係） >



< ISM折返し・地域IP網の利用イメージ（②及び③関係） >



固定電話網のIP網への移行等に係る見直し

公衆電話機能の加算料の見直し

- 電話ユニバーサルサービス制度においてN T T東日本・西日本が負担する**負担金のうち、公衆電話に係る電気通信番号に係るものについては、公衆電話機能の接続料に「加算料」として加味**し、公衆電話からの発信トラヒックに応じて接続事業者にも負担を求めている。当該加算料については、公衆電話に係るトラヒック、電話ユニバーサルサービス制度における合算番号単価等が確定した後の**毎年度1月に再算定を行い、遡及適用・精算する取扱い**がなされており、その方法等について接続約款に定められていた。
- 固定電話網のI P網への移行完了後においては、公衆電話機能の利用の大宗がN T T東日本・西日本利用部門となる(※1)ことから、令和6年度以降、**算定の簡素化等の観点から当該加算料の取扱いを見直し**、実績原価方式により算定される**他の網使用料と同様に、当年度における接続料収入と費用の乖離額を調整額により翌々年度の接続料で調整**することする見直しが行われている。
- なお、令和5年度に係る遡及適用及び令和4年度に係る全額精算については、従前どおり行われている。

※1 接続事業者が利用者料金を設定する通話は、事業者設備識別番号(00XY)により中継事業者・国際通話事業者を選択した際の通話、着信課金・統一番号等の付加的役務に係る通話(サービス呼)に限られることとなる。

(参考: 諮問対象外) 接続形態の追加(届出)

※2 電気通信事業法第33条第3項及び電気通信事業法施行規則第23条の6に基づく届出事項

- 接続事業者との協議の結果を踏まえ、固定電話網のI P網への移行後における接続に係る**接続形態を追加**。

<追加する接続形態> ※3 I P網移行後の接続形態においては、中継事業者等が存する場合でも、N T T東日本・西日本と直接接続のある2者間の接続形態のみを記載。

発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	概要
協定事業者	N T T東日本・西日本	協定事業者	N T T東日本・西日本	協定事業者	協定事業者の提供する着信課金サービスにおいて、N T T東日本・西日本に着信する場合に、N T T東日本・西日本が当該サービスに係る利用者料金の請求を行う場合の接続形態

光IP電話接続機能に係る乖離額の状況について

- 光IP電話接続機能については、令和3年度の接続料の改定（令和3年6月2日認可）において3年9ヶ月間の将来原価方式（第2号長期将来原価方式）により算定した接続料を認可したところ、現行算定期間中に生じた乖離額については、令和7年1月以降に調整される（※1）。
- **算定期間が長期にわたるため、予測と実績の差の状況によっては大きな乖離額が発生する可能性もあることから、接続事業者における予見性確保のため、NTT東日本・西日本において、令和3年度実績以降における毎年度の乖離額の発生状況を接続約款認可申請時に事業者説明会等の場で自主的に情報提供する旨が示されているところ、総務省においても当該取組を注視していくことが必要であるとされている（2）。**NTT東日本・西日本は、令和6年度の接続料の改定等に係る事業者説明会（令和6年1月25日）において状況を説明。
- 令和3・4年度実績における累計乖離額は、**NTT東日本で+9.3億円、NTT西日本で▲3.8億**となっている。

※1 現行算定期間の算定方式が第2号長期将来原価算定方式、前算定期間の算定方式が第1号将来原価方式であるため、次期算定期間においては、現行算定期間の実績収入と実績原価の差分（の見込み額）が調整額となる（接続料規則第12条の2）。

※2 令和3年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申（令和3年5月28日）再意見11（NTT東日本・西日本）及び考え方11。

■ 需要の予測・実績差

		NTT東日本			NTT西日本		
		予測	実績	差分	予測	実績	差分
通信回数 (百万回)	R3	7,615	7,419	196 (2.6%)	7,213	7,340	+127 (+1.8%)
	R4	7,466	7,416	50 (0.7%)	7,037	7,406	+368 (+5.2%)
	計	15,081	14,835	246 (1.6%)	14,251	14,746	+496 (+3.5%)
通信時間 (百万時間)	R3	225	230	+5 (+2.2%)	197	210	+13 (+6.8%)
	R4	221	227	+7 (+3.0%)	192	210	+18 (+9.3%)
	計	446	457	+12 (+2.6%)	389	421	+31 (+8.1%)

■ 収入の予測・実績差

(単位：百万円、カッコ内は差分の対予測比)

	NTT東日本			NTT西日本		
	予測	実績	差分	予測	実績	差分
R3収入	7,959	7,831	128 (1.6%)	7,475	7,714	+239 (+3.2%)
R4収入	7,808	7,813	+5 (+0.1%)	7,298	7,765	+467 (+6.4%)
収入計	15,767	15,644	123 (0.8%)	14,773	15,479	+706 (+4.8%)
回数比例分	12,581	12,375	206 (1.6%)	10,577	10,945	+368 (+3.5%)
時間比例分	3,186	3,269	+83 (+2.6%)	4,196	4,535	+339 (+8.1%)
R3原価	8,554	8,537	17 (0.2%)	7,548	7,612	+64 (+0.8%)
R4原価	8,608	9,433	+825 (+9.6%)	7,824	8,086	+262 (+3.3%)
原価計	17,162	17,970	+808 (+4.7%)	15,372	15,698	+326 (+2.1%)
回数比例分	13,811	14,722	+911 (+6.6%)	11,042	11,536	+494 (+4.5%)
時間比例分	3,351	3,248	103 (3.1%)	4,330	4,162	168 (3.9%)

■ (参考) 光IP電話接続料

	NTT東日本	NTT西日本
1通信あたり	0.0019864円	0.0029948円
1秒あたり	0.83421円	0.74220円
3分あたり ²	1.19円	1.28円

※2 中継交換機能（光IP電話接続機能組合せ用）・一般県間中継系ルータ交換伝送機能の接続料を除く。

	NTT東日本	NTT西日本
乖離額	+931 (R3: +111, R4: +820)	▲380 (R3: 175, R4: 205)

資本構成比の算定方法

○ NTT東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させて算定**」（接続料の算定に関する研究会第4回会合 NTT東日本・西日本資料）している。

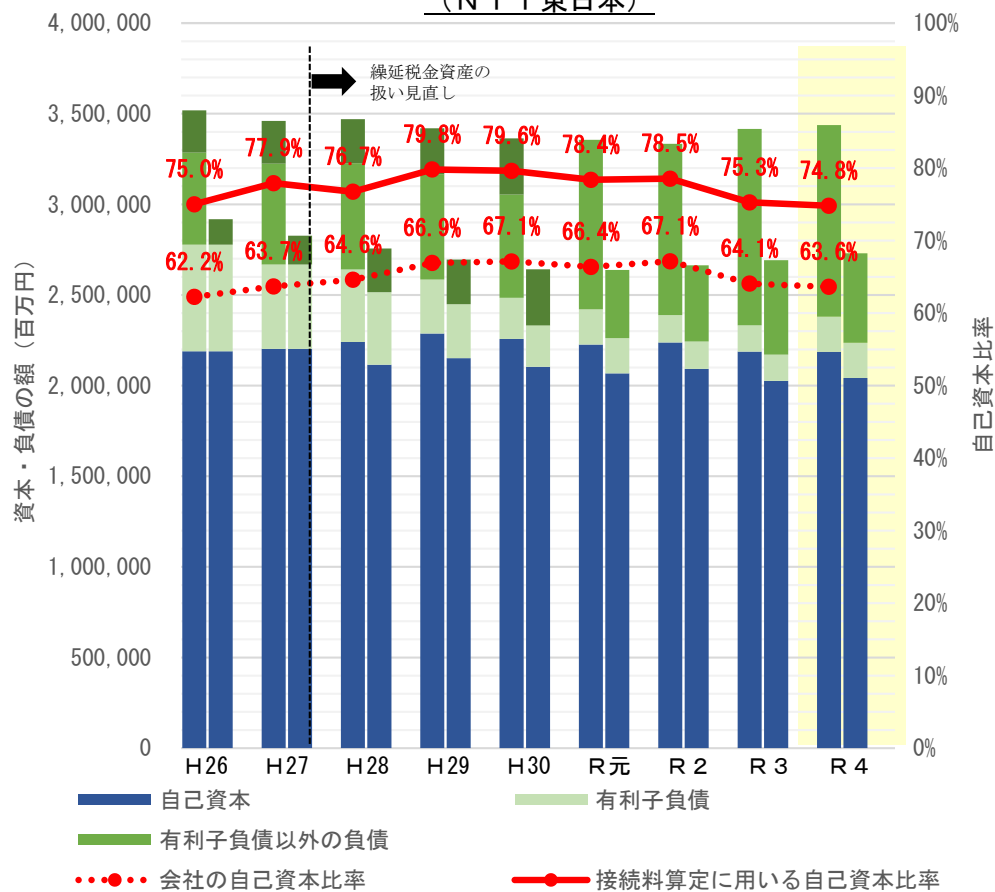
○ 具体的には、NTT東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、

- ・ 「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※1）については、自己資本から、
- ・ それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、

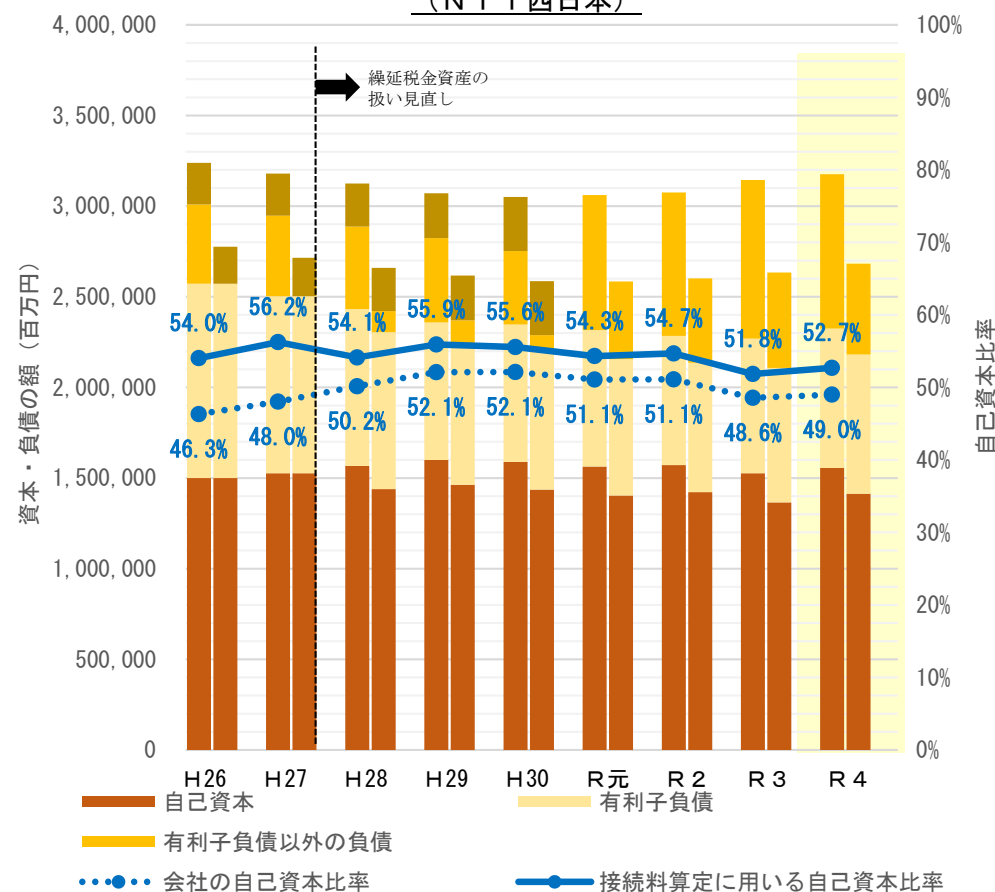
圧縮して資本構成比を算定している。

※1 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT東日本)



左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT西日本)



主な変更内容 (P.5 ~ 25)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 12)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 14 ~ 16)

その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請、スタックテスト、自己資本利益率) (P. 18 ~ 25)

その他の変更・報告内容等 (P. 28 ~ 65)

令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 28 ~ 31)

実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等 (P. 33 ~ 44)

加入光ファイバの未利用芯線について (P. 46 ~ 56)

参考資料 (P. 58 ~ 71)

加入光ファイバの未利用芯線について

- 加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し、かつ、（総務省において）認可申請時においてできる限り一般公表することとされている。**
- これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、NTT東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性等**を検証するためのものである。

※1 NTT東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。

※2 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

(3) 考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

- これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和5年10月末における芯線使用率について調査を実施。**
- **地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査。** サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。
- NTT東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して3ビル、架空光ケーブルに関して3箇所**の調査を実施。

NTT東日本

NTT西日本

架空光ケーブル

■調査対象箇所（ルート）

ルート1	ルート2	ルート3
新宿ビル (東京都)	新宿ビル (山形県)	八戸三沢ビル (青森県)

■調査対象箇所（ルート）

ルート1	ルート2	ルート3
名古屋栄ビル (愛知県)	大阪日本橋ビル (大阪府)	金沢松任ビル (石川県)

■調査実施時期

平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】
 (第1回) ※ルート3に関しては実施せず
 令和元年12月【ルート1及び2】(第2回) ※同上
 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、
 令和4年10月(第5回)、令和5年10月(第6回)

■調査実施時期

平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】
 (第1回) ※ルート3に関しては実施せず
 令和元年12月【ルート1及び2】(第2回) ※同上
 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、
 令和4年10月(第5回)、令和5年10月(第6回)

地下光ケーブル

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
新宿ビル (東京都)	山形ビル (山形県)	角館ビル (秋田県)

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
大阪日本橋ビル (大阪府)	岡山今村ビル (岡山県)	指宿ビル (鹿児島県)

■調査実施時期

平成30年10月(第1回)、令和元年12月(第2回)、
 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、
 令和4年10月(第5回)、令和5年10月(第6回)

■調査実施時期

平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年4月【それ以外】
 (第1回)、
 令和元年12月(第2回)、令和2年12月(第3回)、
 令和3年10月(第4回)、令和4年10月(第5回)、
 令和5年10月(第6回)

個別事情の調査・分析について

○ 「**最小限投資合理性**」の考え方等を踏まえ、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

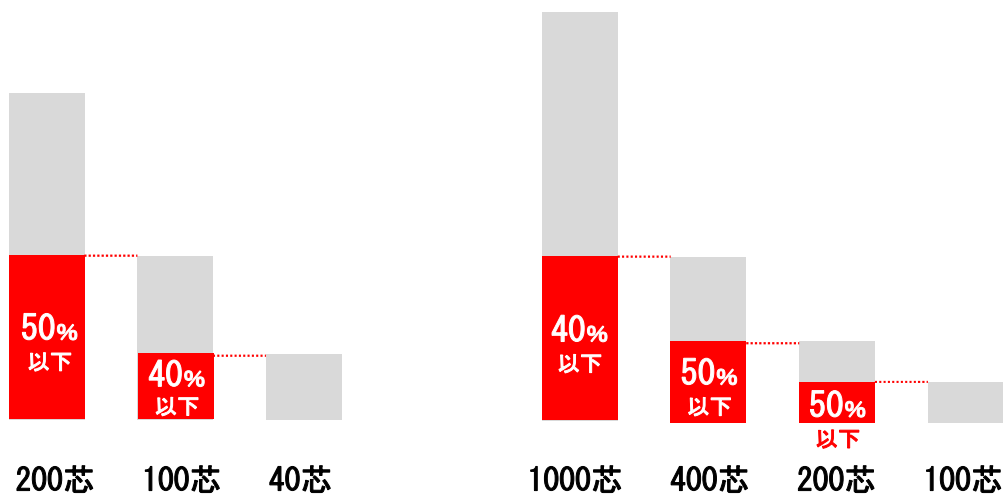
- ① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル
- ② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル
- ③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ 下位ロットの収容率を下回る芯線使用率

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

(架空光ケーブルの場合)

(地下光ケーブルの場合)



■ 経済的耐用年数

※直近の調査時点である令和5年10月に採用していた耐用年数を用いる。

※かっこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年 (平成13年度以前)
地下光ケーブル	30年 (平成5年度以前)

(参考) 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書

第6章 加入光ファイバとの接続 2. 加入光ファイバの未利用芯線 (2) 考え方

イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え(以下「最小限投資合理性」という。)**が成り立つ。

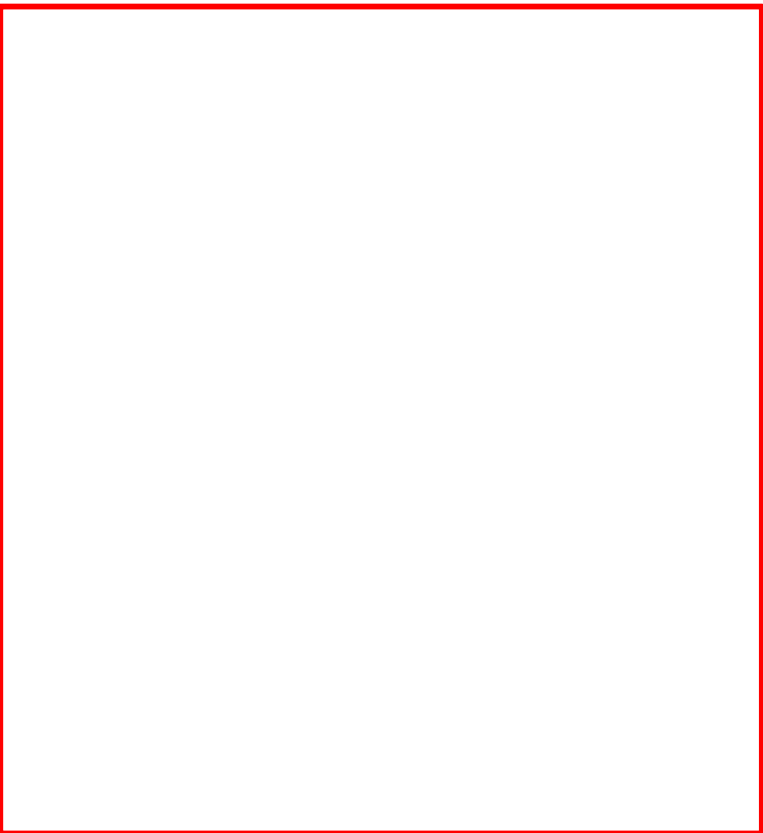
そのため、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、(将来原価方式が採用される場合には)この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※ 合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

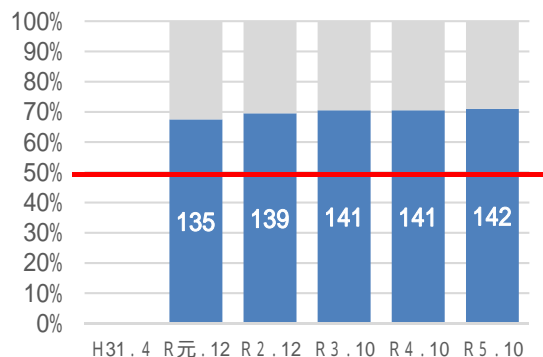
東日本ルート1:新宿ビル(東京都)

(調査対象ルート)

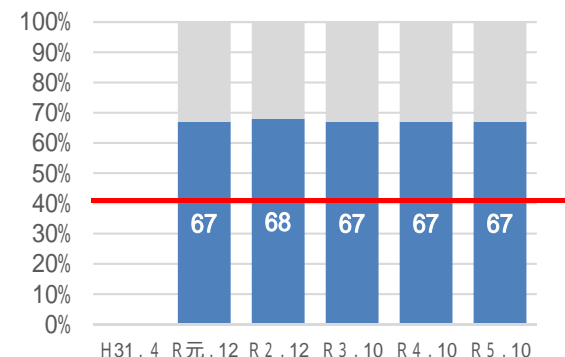


(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

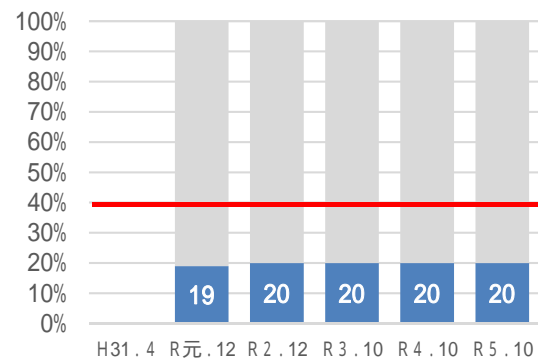
(1) 200芯ケーブル () 年敷設



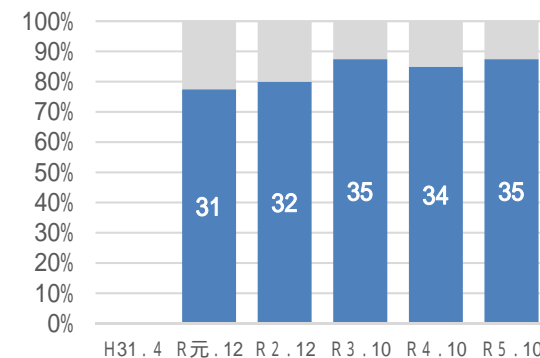
(2) 100芯ケーブル () 年敷設



(3) 100芯ケーブル () 年敷設



(4) 40芯ケーブル () 年敷設



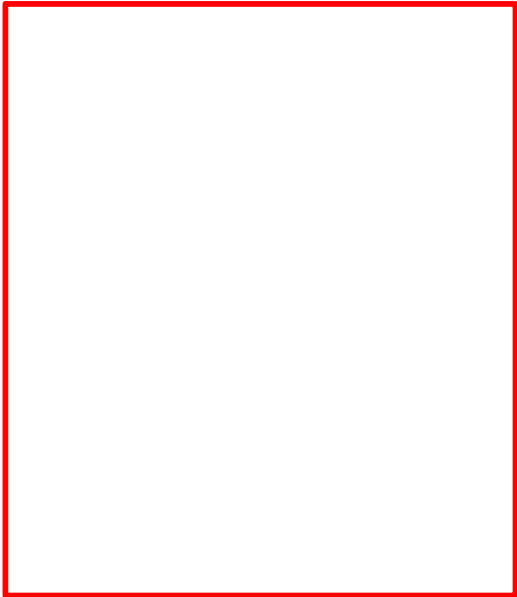
◎ き線点

■ き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート2：新宿ビル(東京都)

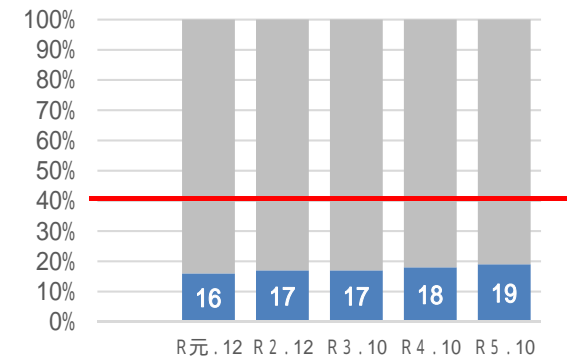
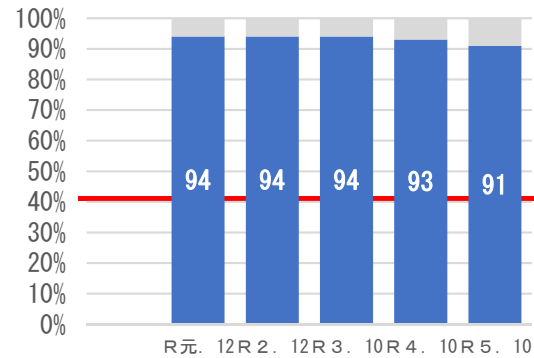
(調査対象ルート)



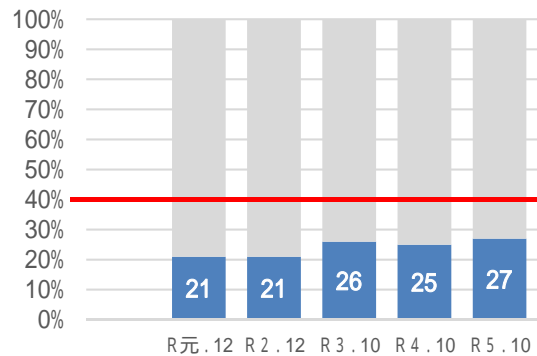
◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

(調査結果) ■ : 利用芯線 □ : 未利用芯線

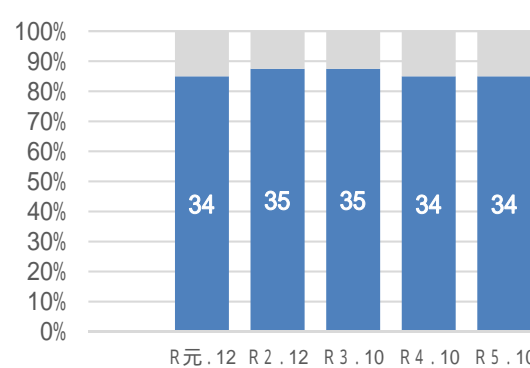
(1) 100芯ケーブル ()年敷設 (2) 100芯ケーブル ()年敷設



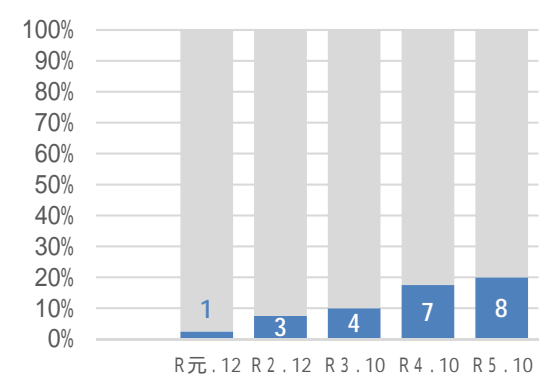
(3) 100芯ケーブル ()年敷設



(4) 40芯ケーブル ()年敷設



(5) 40芯ケーブル ()年敷設



○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

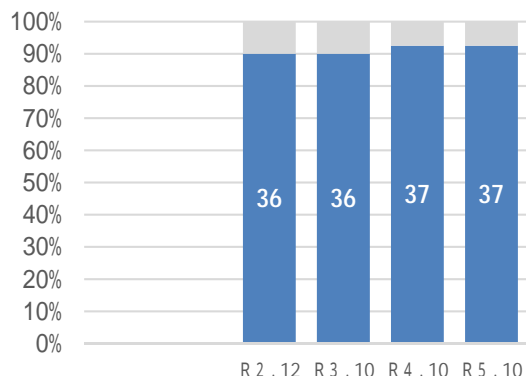
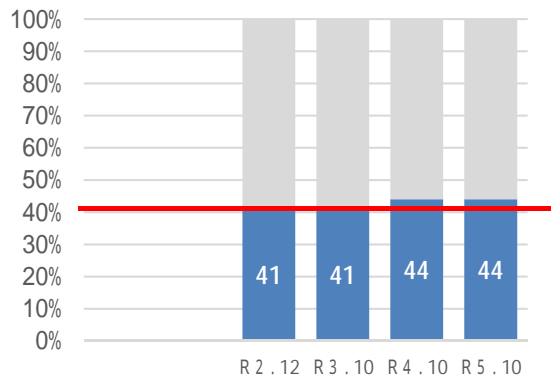
東日本ルート3：八戸三沢ビル(青森県)

(調査対象ルート)



(調査結果) ■：利用芯線 ■：未利用芯線

(1) 100芯ケーブル ()年敷設 (2) 40芯ケーブル ()年敷設



◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

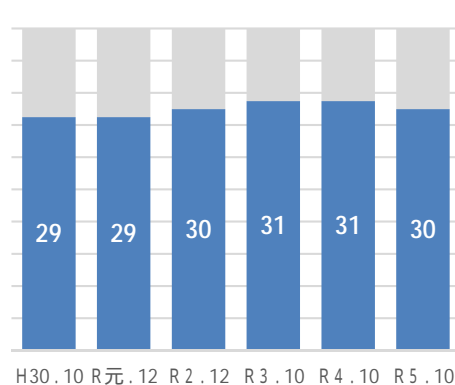
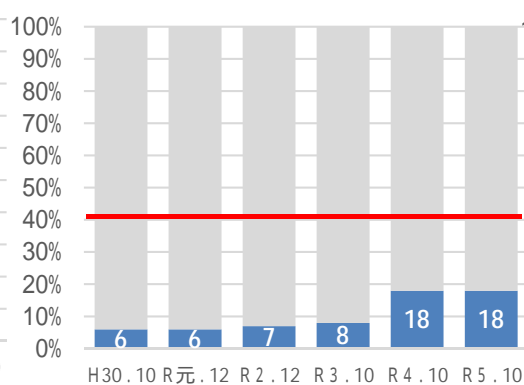
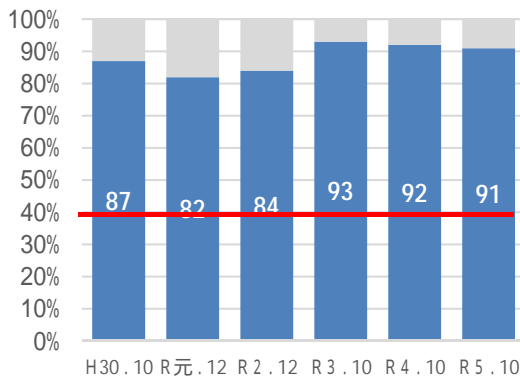
西日本ルート1：名古屋栄ビル(愛知県)

(調査対象ルート)



(調査結果) ■：利用芯線 ■：未利用芯線

(1) 100芯ケーブル ()年敷設 (2) 100芯ケーブル ()年敷設 (3) 40芯ケーブル ()敷設

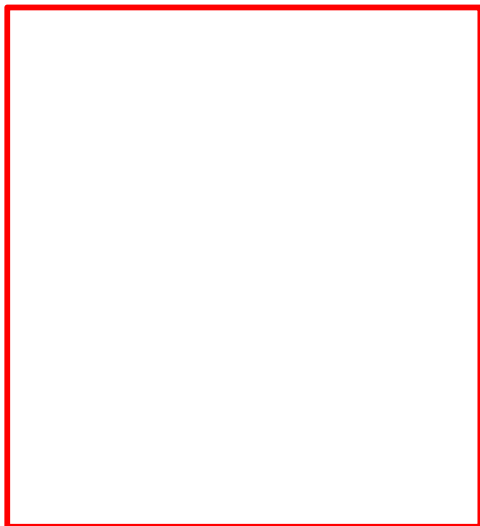


○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2 : 大阪日本橋ビル(大阪府)

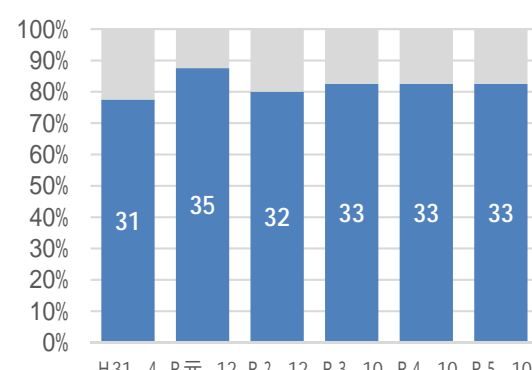
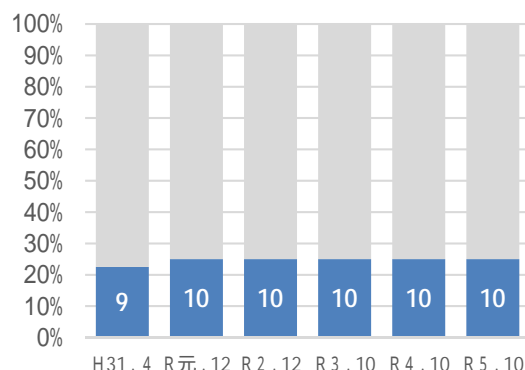
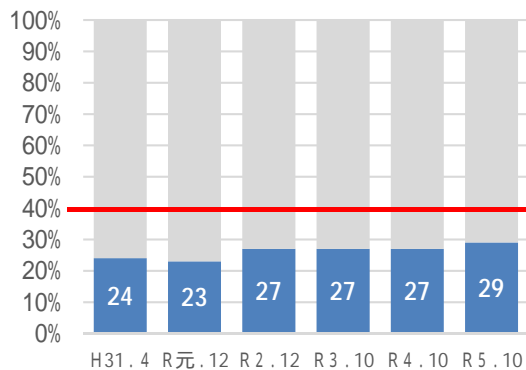
◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

(調査対象ルート)



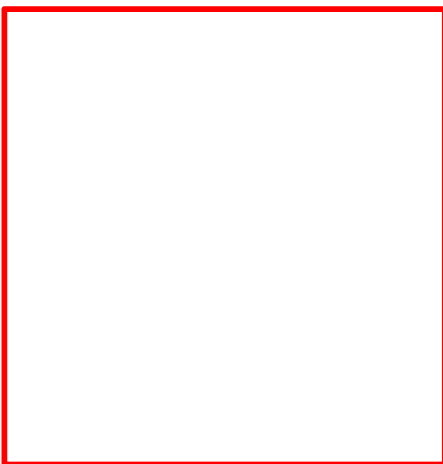
(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設) (3) 40芯ケーブル (年敷設)



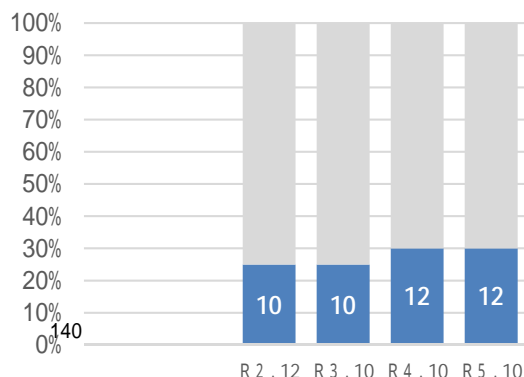
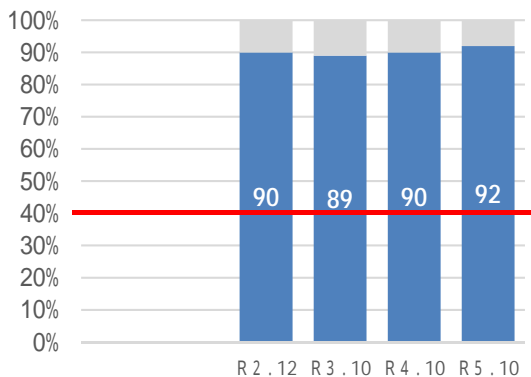
西日本ルート3 : 金沢松任ビル(石川県)

(調査対象ルート)



(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設)



東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

東日本・中規模：山形ビル(山形県)

- 個別事情の調査・分析として①、③に該当するケーブルはなし。
- ②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）として、
 - ・ 1 方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、新興住宅地の宅地造成により架空光ケーブル工事が発生し、それに伴い局側にある地下光ケーブルを確保する必要があるため、一時的に芯線数が増加していたが、新興住宅地の宅地造成による工事の完了に伴い芯線使用率が減少しているものがある。

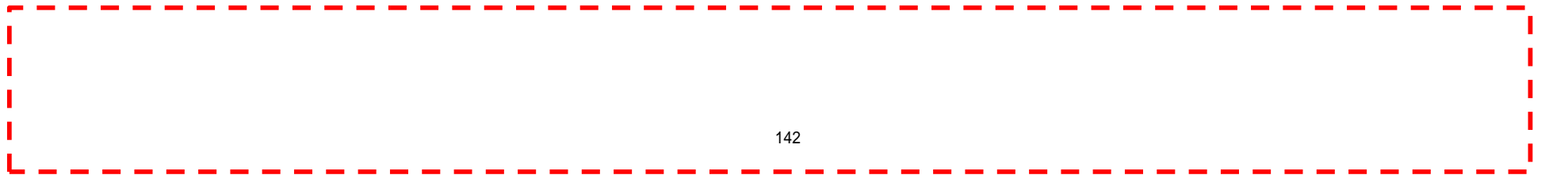
凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



東日本・小規模：角館ビル(秋田県)

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
 - ・ 3方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が上がっていないものがある。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・中規模：岡山今村ビル(岡山県)


- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る1方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

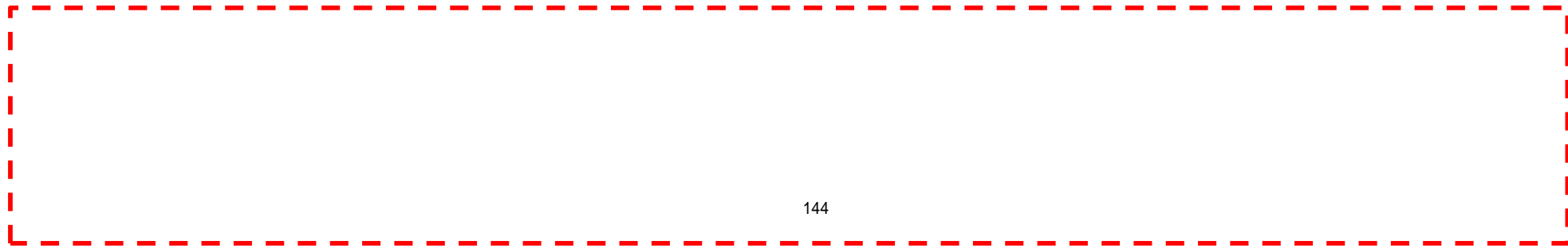
凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・小規模：指宿ビル(鹿児島県)

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

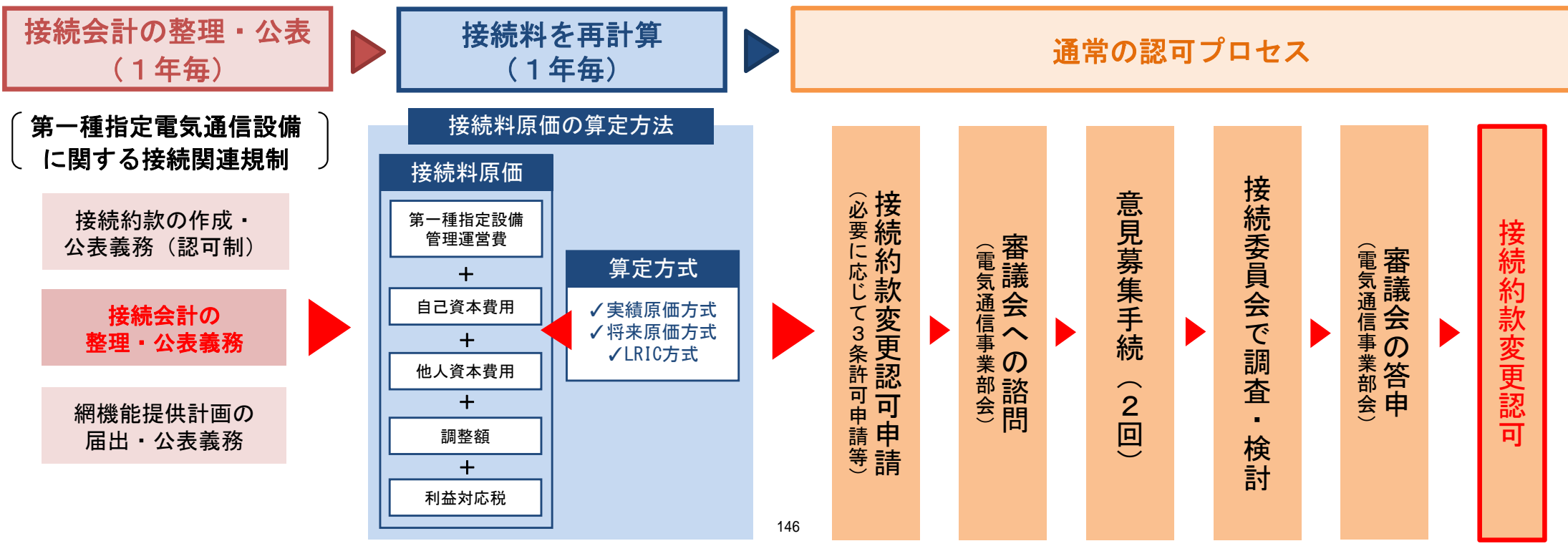
凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



(參考資料)

接続約款変更の認可に至る流れ

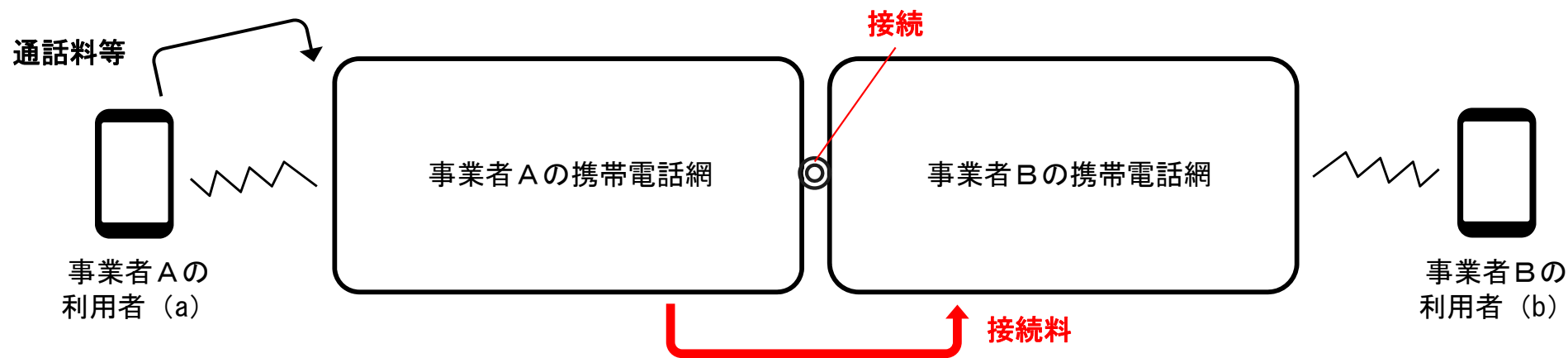
- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第4項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。
- 審議会（※1）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を2回実施**（※2）（2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
 - ※1：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。
 - ※2：接続に関する議事手続規則（平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号）による。
- 意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。



○ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

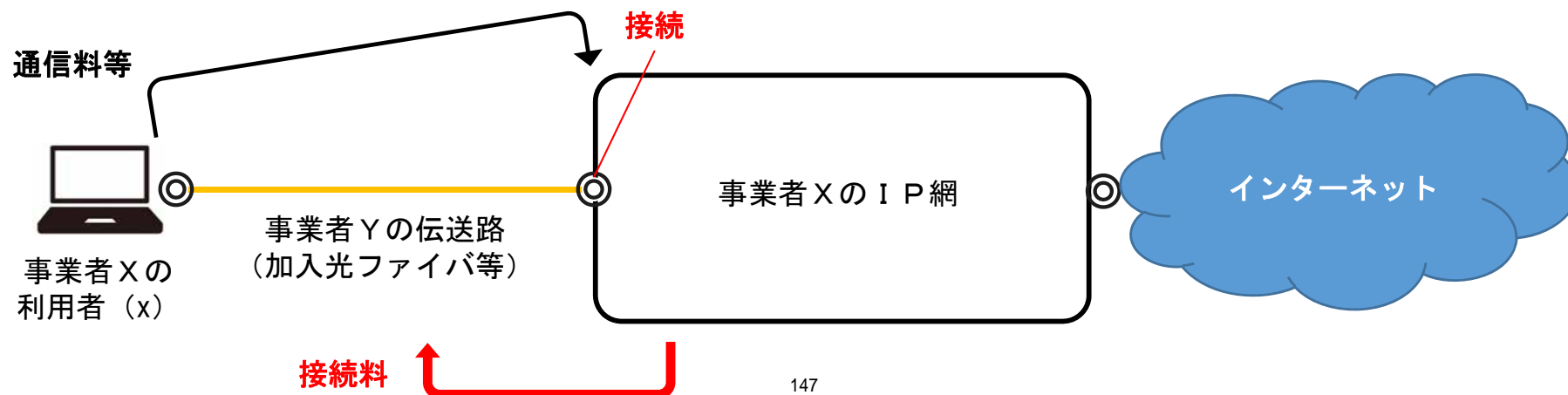
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

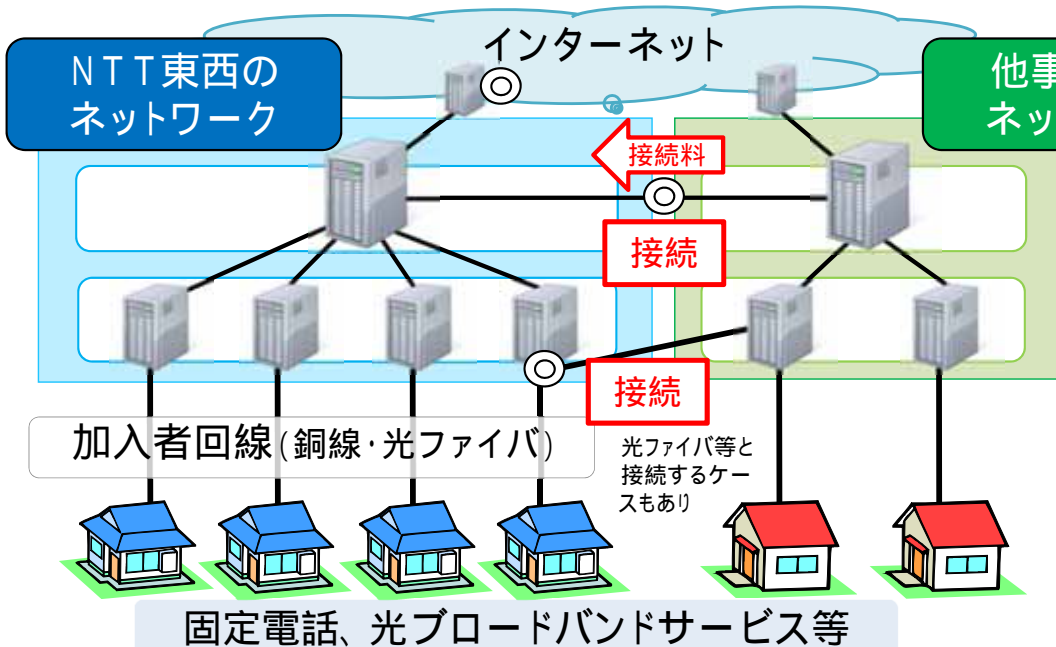
下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を經由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

固定系(第一種指定電気通信設備制度)



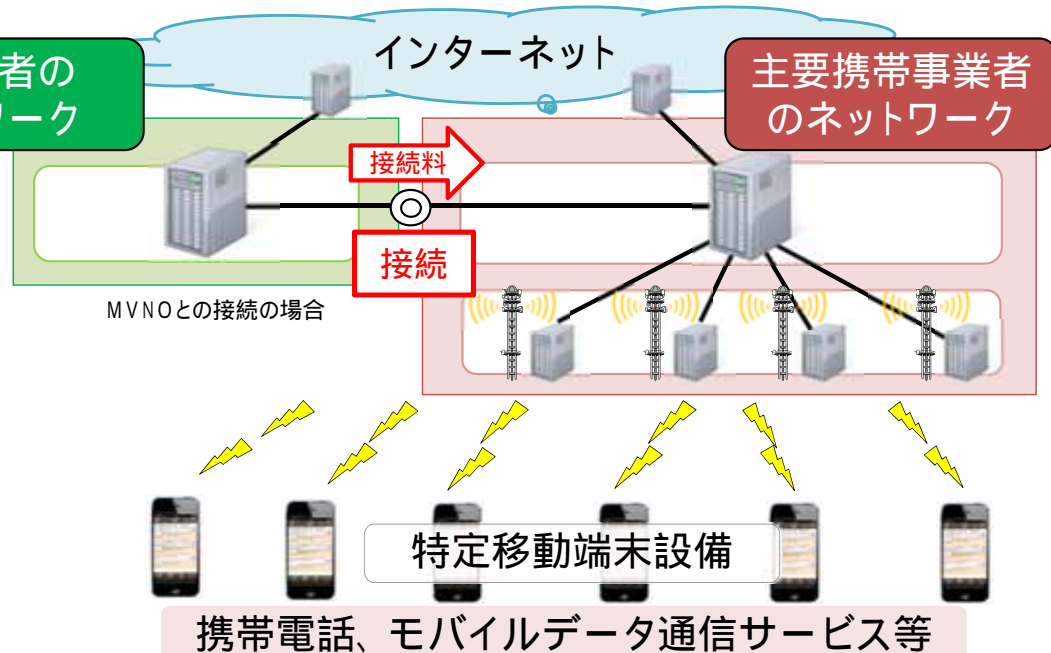
指定要件

業務区域ごとの50%超の加入者回線シェア
NTT東日本、NTT西日本

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)の**認可制**
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系(第二種指定電気通信設備制度)



指定要件

業務区域ごとの10%超の端末シェア
NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)の**届出制**
接続会計の整理義務

アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。

電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件:業務区域において**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [第33条第1項]

対象設備:加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定(平成9年・13年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める**接続料・接続条件**で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]

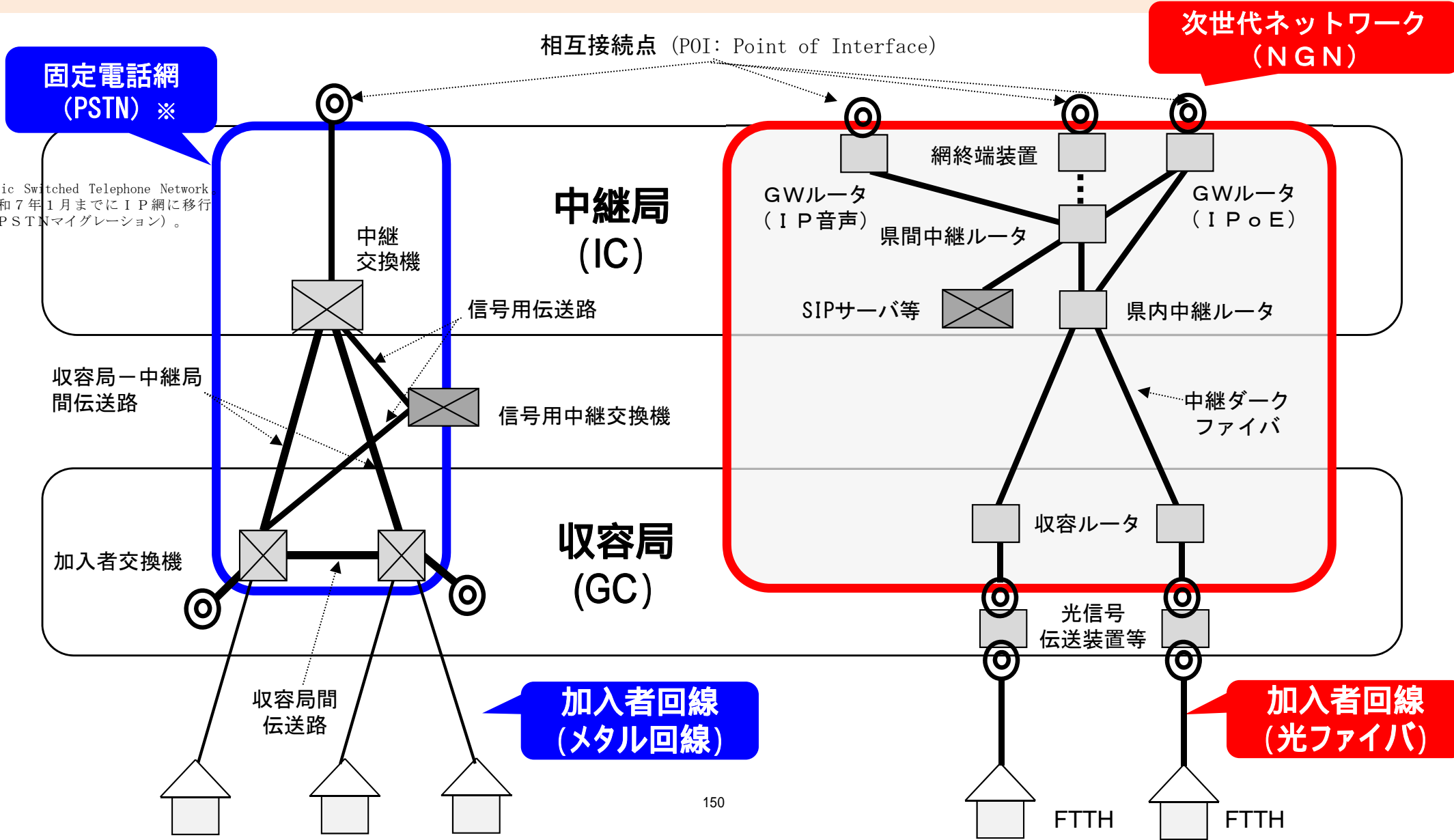
- **機能ごとの接続料**、標準的な**接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること**。
- **接続料が**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令(第一種指定電気通信設備接続料規則)で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当なものであること**。(総括原価方式による算定)

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入**(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない**。
[第一種指定電気通信設備接続料規則第14条]

- **接続条件が**、第一種指定設備に**自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと**。
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと**。

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

- **第一種指定電気通信設備制度においては、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（NGN）、固定電話網（PSTN）等について、総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。
- **法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。



接続料の認可基準
(電気通信事業法
第33条4項2号)

接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期 + 当年度上期の通信量を使用	・電話網(加入者交換機等)
実際費用方式	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線(光ファイバ) ・NGN
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) ・中継光ファイバ回線 ・専用線、・公衆電話 ・IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)}}{\text{通信量等(需要) (接続料規則第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値() (将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)}}$$

(適正報酬額)

接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

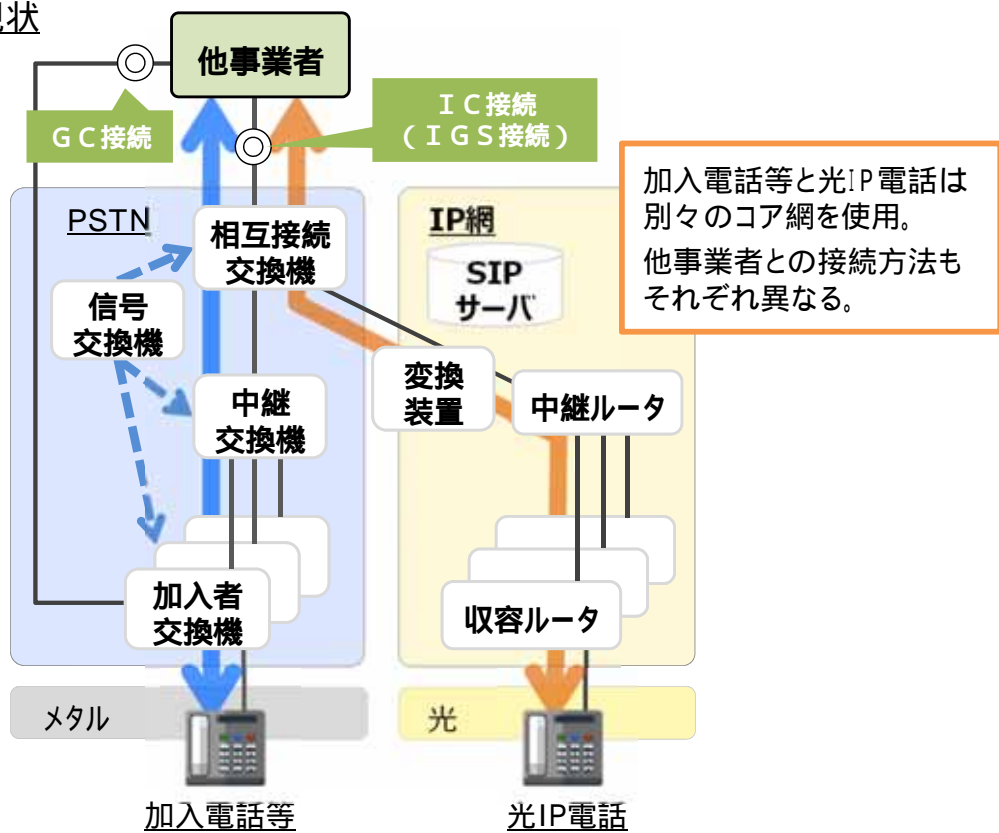
(参考)IP網への移行による音声通信の接続形態の変化

NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を予定。

IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。

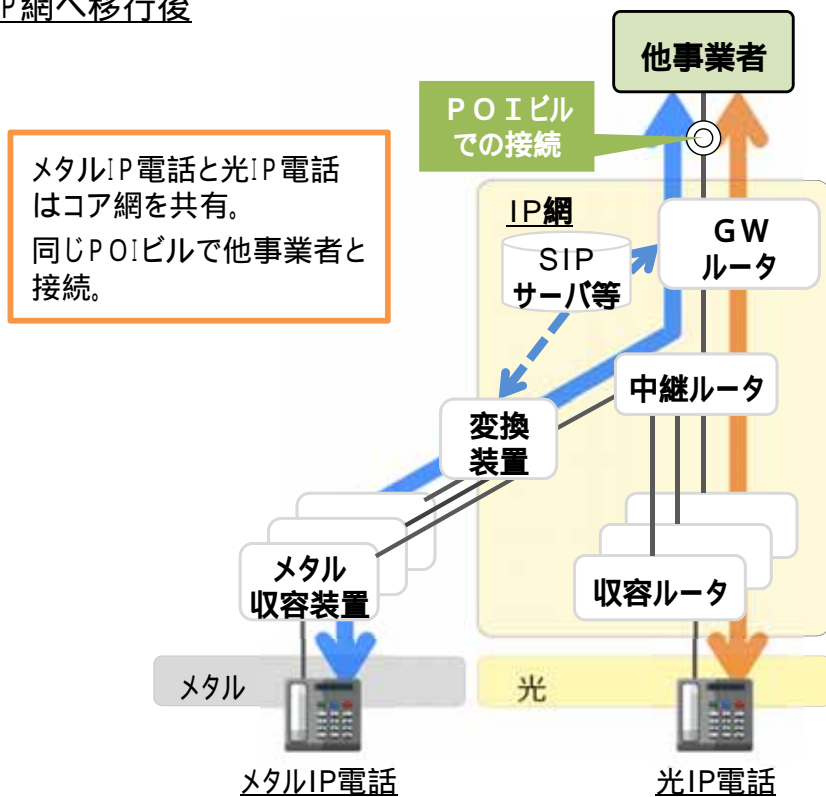
この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



加入電話等と光IP電話は別々のコア網を使用。他事業者との接続方法もそれぞれ異なる。

IP網へ移行後



メタルIP電話と光IP電話はコア網を共有。同じPOIビルで他事業者と接続。

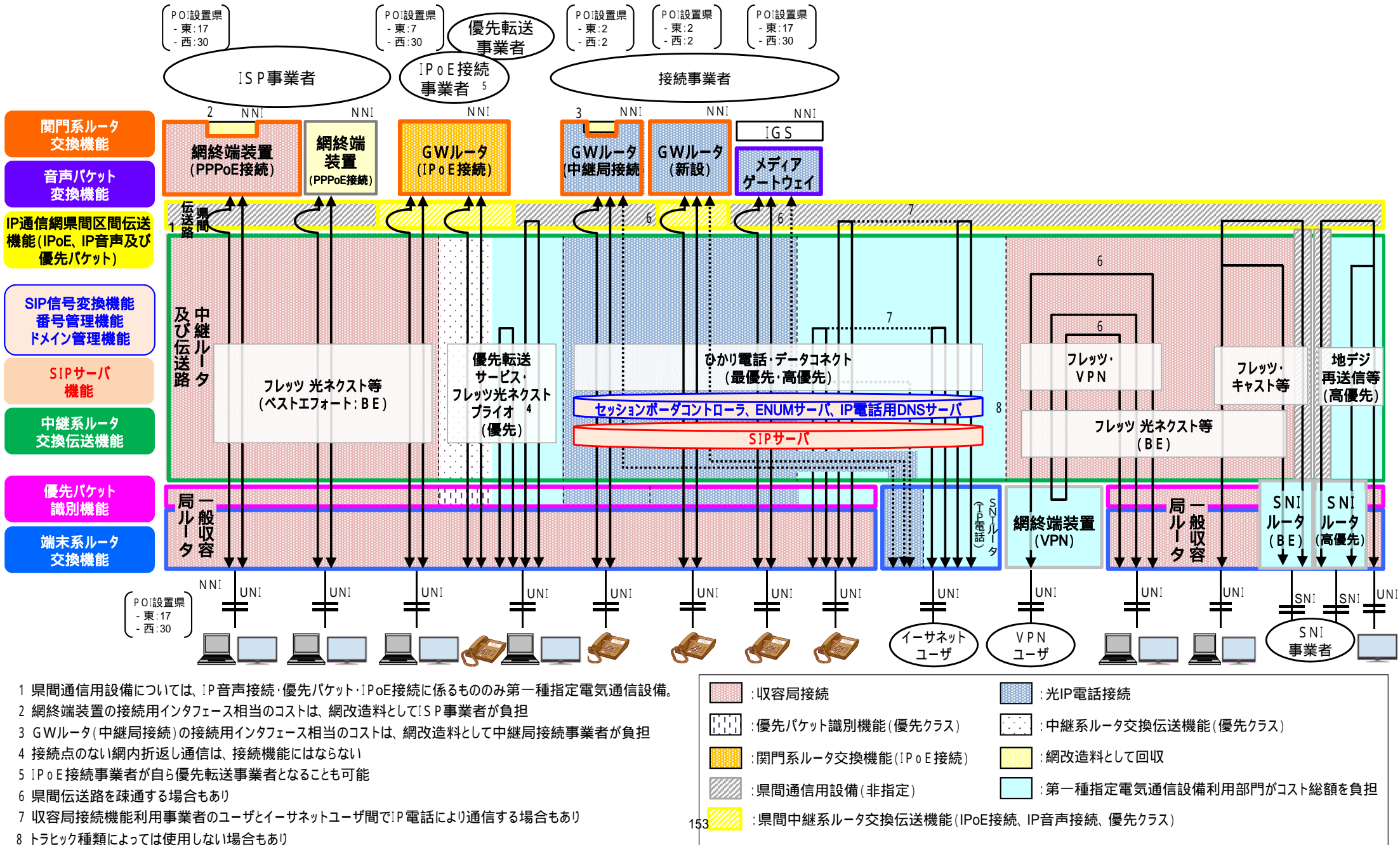
出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○ NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。



(参考) 固定電話網のIP網への移行工程

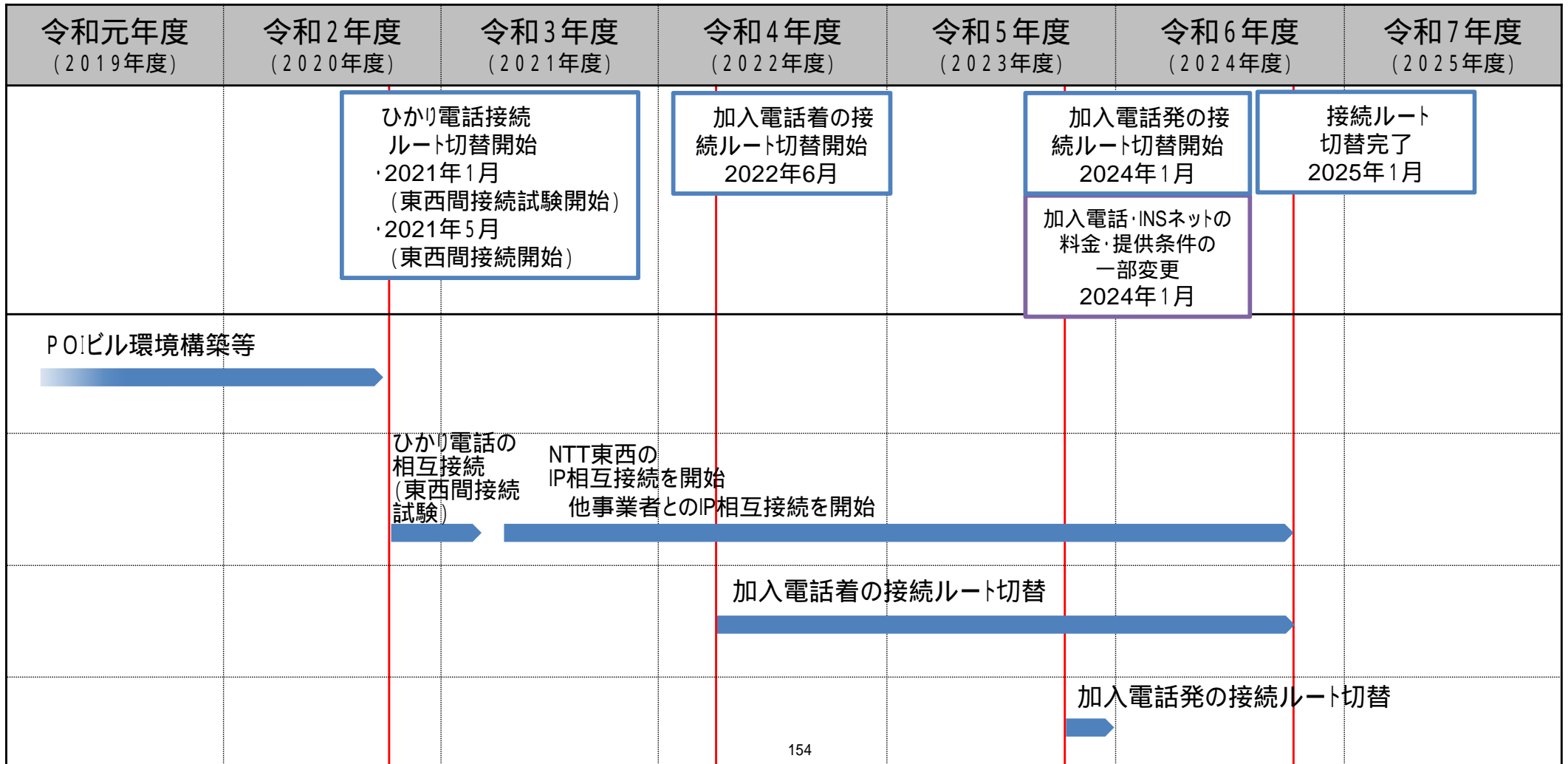
ひかり電話のIP相互接続は2021年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。

加入電話着は2022年度(2022年6月)から接続ルート切替を開始。

加入電話発は2023年度(2024年1月)から接続ルート切替を開始予定。

(2023年度(2024年1月)にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定(契約の移行は伴わない)。)

2024年度(2025年1月)にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分		機能の概要	
法定機能の区分（第一種指定電気通信設備接続料規則第4条）	通称		
端末回線伝送機能	1. 帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2. 帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	3. 光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	4. 総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500（キャリアズレート）	ISDN加入者回線により通信を伝送する機能
	5. その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	6. 端末系ルータ交換機能	NGNの收容ルータ	收容ルータにより通信の交換を行う機能（一般收容ルータ優先パケット識別機能を除く）
	7. 一般收容ルータ優先パケット識別機能	NGNの優先パケット識別	收容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	8. メタル回線收容機能	メタル收容装置	メタル回線收容装置及びPSTNのメディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）により音声信号とパケット相互間の変換を行う機能
	9. 加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能
	10. 信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能
	11. 番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ	NTT東日本・西日本の加入者交換機において、電気通信番号により、他事業者が設置する固定端末系伝送路設備又は交換等設備を識別する機能
	12. 加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を收容する機能
13. 加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を收容する機能	
14. 光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	
15. 光信号分離機能	局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能	
16. 市内伝送機能	GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	
中継系交換機能	17. 関門系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ	関門系ルータ（網終端装置、GWルータ）により通信の交換を行う機能
	18. 中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能
	19. 中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を收容する機能
	20. 中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を收容する機能
21. 音声パケット変換機能	NGNのメディアゲートウェイ	メディアゲートウェイ（関門交換機接続用）により音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	

法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分			機能の概要
法定機能の区分（第一種指定電気通信設備接続料規則第4条）	通称		
中継伝送機能	22. 中継伝送共用機能	G C - I C 間共用回線	G C と市外 I C との間の伝送路設備を N T T 東日本・西日本及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	23. 中継伝送専用機能	G C - I C 間専用回線	G C - I C 間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能
	24. 中継交換機接続伝送専用機能	I C - P O I 間専用回線	G C と市外 I C との間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
	25. 一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	26. 特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	27. 一般中継系ルータ接続伝送機能	メタル I P 電話に係る N G N の中継伝送路	メディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）と中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	28. 一般中継系ルータ交換伝送機能	N G N の中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、收容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	29. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能	N G N の県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
30. イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
31. 通信路設定伝送機能	専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
32. 信号伝送機能	共通線信号網	共通線信号網を利用して、P H S 事業者の P H S 端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能	
33. SIPサーバ機能	N G N の S I P サーバ	收容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
34. SIP信号変換機能	N G N のセッションボーダコントローラ	S I P サーバと連携して、事業者の網内で流通する S I P 信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能な S I P 信号に変換する機能	
35. 番号管理機能	N G N の E N U M サーバ	S I P サーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	
36. ドメイン名管理機能	N G N の I P 電話用 D N S サーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能	
37. 番号案内機能	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能	
38. 公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能	
39. 端末間伝送等機能	専用線（キャリアズレート）	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	
40. クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能	

* 接続料の算定方式

:実績原価方式
 :将来原価方式(加入光ファイバ)
 :将来原価方式(NGN)
 :長期増分費用(LRIC)方式
 :キャリアズレート

156

上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

報酬の算定方法

○ 報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned} & \text{他人資本費用 (第11条)} = \text{レートベース (設備毎の正味固定資産価額から算定)} \times \text{他人資本比率 (全社の資本構成比率から算定)} \times \text{他人資本利子率} \\ & + \\ & \text{自己資本費用 (第12条)} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ & + \\ & \text{利益対応税 (第13条)} = \text{レートベース} \times \left[\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ + \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right] \times \text{利益対応税率} \end{aligned}$$

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

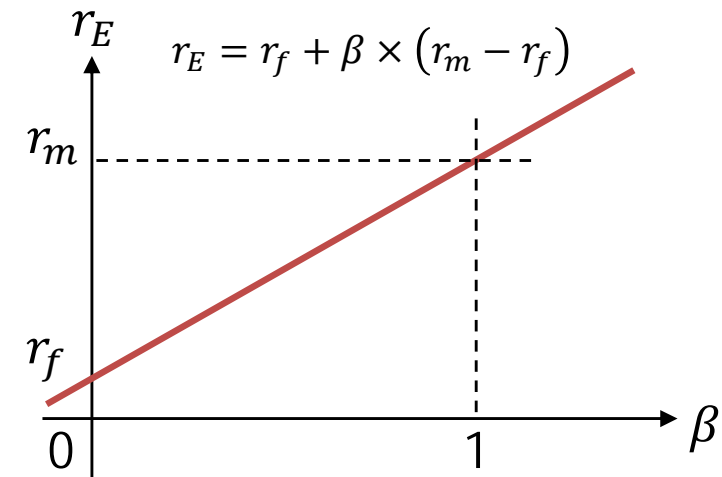
$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$
(国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0)

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

(法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定)

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル (CAPM: Capital Asset Pricing Model) は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率 (右図の r_E) は、市場自己資本利益率 (右図の r_m) とリスクフリーレート (右図の r_f) をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。



※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

調整額の概要

- 調整額は、**過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる**仕組み（※1）。
- その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

$$\text{調整額} = \text{前々算定期間における費用} - \left(\text{前々算定期間における接続料収入} \right) + \text{前々算定期間接続料に算入した調整額}$$

(= 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要)

- 第1号将来原価方式・LRIC方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。
- ※1 コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年3月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

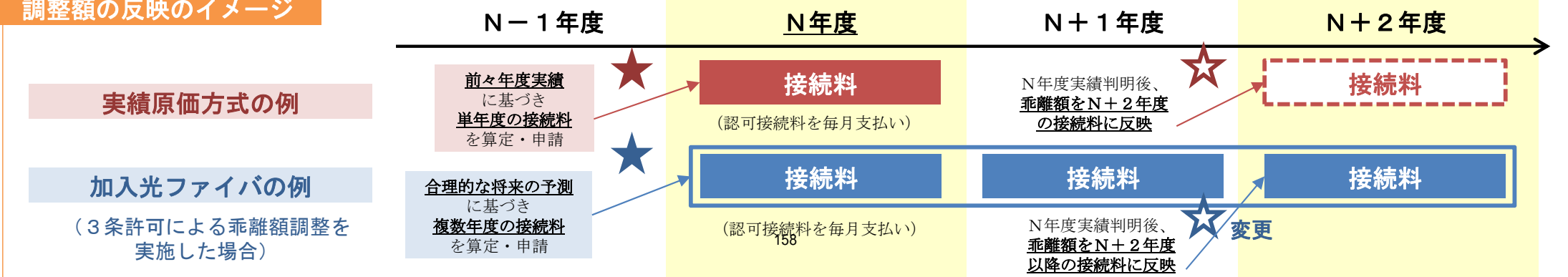
■ 加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第1号将来原価方式における**特例許可による調整額**）

- ・ 第1号将来原価方式（接続料規則第8条第2項第1号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の2第1項において、第1号将来原価方式の調整額は0と規定）。
- ・ 加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間3～4年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるNTT東日本・西日本のみには負担させることは適当ではないことから、NTT東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第3条ただし書きの規定による許可）。

■ IP網への移行期間中のNGN接続料における調整額の扱い（第2号将来原価方式における**接続料規則の規定に基づく調整額**）

- ・ 固定電話網のIP網への移行期間中におけるNGNの接続料については、移行期間における接続料の急激な変動を緩和するため、第2号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第1号将来原価方式又はLRIC方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。
- ・ なお、移行期間前のNGNの接続料は第1号将来原価方式により算定していたため、今次算定期間において、調整額は算入していない。

調整額の反映のイメージ



- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る**接続料の水準の妥当性を検証**するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日）を踏まえ、総務省は、**平成19年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表**し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第4項）。
- 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）を踏まえ、**平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（令和4年11月に「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に名称を変更）を策定・公表**し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第4項を削り、規則第14条の2を新設）。
 - ・ 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・ 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・ 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">① フレッツ光ネクスト② ひかり電話③ ひかり電話ネクスト④ ビジネスイーサワイド | <ol style="list-style-type: none">⑤ その他総務省が決定するサービスメニュー
(第1号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和4年11月改定においてフレッツ・ADSLを削除・ 令和5年11月改定において加入電話・ISDN基本料・通話料及びフレッツ光ライトを削除し、ひかり電話ネクストを追加 |
|--|--|

検証方法

- ①～⑥：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証
- ⑦：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

審査結果

(令和6年度の接続料の改定等について)

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し等に伴い、規定等を削除・改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)オ）	適	<p>【同項第2号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置の設置若しくは保守又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の建物、管路、とう道若しくは電柱等を接続に関して利用する場合等に負担すべき金額について、接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第3号に係る事項】 NTT東日本・西日本が現に設置する屋内配線設備※を他事業者が利用する場合における事項が適正かつ明確に定められていると認められる。 ※共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。</p> <p>【同項第4号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料規則第3章から第5章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額</p>

		<p>が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第7号に係る事項】 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しに伴い、他事業者が接続の請求及び当該請求に対して行う回答において用いるべき様式を改定するが、様式は、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項の他の号に係る事項】 変更事項なし</p>
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	<p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p> <p>なお、特設公衆電話に係る費用、実績需要が無い機能に係る接続料及び光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整については、それぞれ別記1から別記3までのとおり。</p> <p>また、接続料と利用者料金の関係の検証の結果については、補足資料のとおり。</p>
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	<p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p>
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>

(別記)

1. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用^(※)を含めて接続料原価を算定することについては、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置を実施することについては、特設公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、以下の点に鑑み、一定の合理性が認められる。

- (1) (平時にも発生する) 特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除して特設公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるものの、その場合、災害時等に、それまで長年にわたり積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること。
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること。
- (3) 平成25年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東日本・西日本が関係事業者と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる案が複数示されたものの、いずれの案も従

来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという事で全事業者の意見が合致したこと。

※ 端末回線コスト及び第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト（特設公衆電話に係る電話機から発信される通信に係るものに限る。）

2. 実績需要が無い機能に係る接続料の扱いについて（NTT東日本のみ）

NTT東日本が提供する通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6.144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和4年度の実績需要をもとに実績原価方式によって算定される所、令和4年度の実績需要が0であったことから、令和5年度適用接続料額を準用する措置がとられている。

当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

令和4年度の実績需要をもとに接続料算定を行うことができないことは明らかであり、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

3. 光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整について

接続料規則第12条の2第1項において、接続料規則第8条第2項第1号に基づく将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、令和4年度における費用と収入の見込み値と実績値の差額を算定し、令和6年度の接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該接続料については、

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動すること。
- ・ IPブロードバンド通信市場は技術の変化や市場における競争環境の変化が激しいこと。

を踏まえれば、正確な原価・需要の予測は困難であり、第14条（接続料設定の原則）に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であることに鑑み、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

固定通信分野における接続料と利用者料金に関する確認の結果

1. 目的

本資料では、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 14 条の 2 の規定を踏まえ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が、NTT 東日本・西日本の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金（以下「利用者料金」という。）の水準との関係により、第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかについて確認した結果を示す。

2. 結果

NTT 東日本・西日本において、「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成 30 年 2 月 26 日策定。令和 5 年 11 月 22 日最終改定）に従い、接続料と利用者料金の関係の検証を行った結果については、別紙 1 から別紙 4 までのとおり。両社の全ての検証対象サービスについて、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の 20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった*。

※ 検証対象サービスのうち、「その他総務省が決定するサービスメニュー」については、利用者料金収入が接続料総額を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)	
フレッツ光ネクスト	5,031	2,233	2,798	55.6%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・端末系ルータ交換機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,138	177	961	84.4%	NGN(光IP電話接続機能)、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	908	84	824	90.7%	
ひかり電話ネクスト	14	5	9	64.3%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能、光IP電話接続機能)、回線終端装置、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料	
ビジネスイーサワイド	389	281	108	27.8%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	

(注1) 利用者料金収入は、2022年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2022年度の実績需要に2024年度適用接続料を乗じて算定しています

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラフィック比(通信時間比)等^{*}を用いて除外^{*}勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

(注4) ひかり電話ネクストは、2022年度期末時点では実績需要がなかったため、直近の需要を勘案して2023年度の利用者料金収入及び接続料相当を推計したもの

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収入に占める差分の比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)	
フレッツ光ネクスト	3,780	1,924	1,856	49.1%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・端末系ルータ交換機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能)、回線終端装置	
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,058	158	900	85.1%	NGN(光IP電話接続機能)、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	830	78	752	90.6%	
ひかり電話ネクスト	9	4	5	55.6%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能、光IP電話接続機能)、回線終端装置、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料	
ビジネスイーサワイド	404	291	113	28.0%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	

(注1) 利用者料金収入は、2022年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2022年度の実績需要に2024年度適用接続料を乗じて算定しています

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)等[※]を用いて除外[※]勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

(注4) ひかり電話ネクストは、2022年度期末時点では実績需要がなかったため、直近の需要を勘案して2023年度の利用者料金収入及び接続料相当を推計したもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果
(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等		検証結果(注)
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		④10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	○
			②①以外のもの(ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置
	(4) マンションタイプ (光配線方式)	③①以外のもの(プラン1) ③①以外のもの(プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		(5) プライオ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの)・一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス)・IP通信網県間区間伝送機能(優先クラス)、回線終端装置	○
	(6) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
2. ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		NGN(光IP電話接続機能)、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料		○
3. ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能、光IP電話接続機能)、回線終端装置、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料		○
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○
	(2) 県内設備まで利用する場合		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○
	(3) Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○
	(4) Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○

(注) ○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ (光配線方式)	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの (ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		③①以外のもの (プラン1) ③①以外のもの (プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(5) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能、関門系ルータ交換機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	2. ひかり電話 (関門系ルータ交換機能を用いる場合)		NGN(光IP電話接続機能)、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料	○
3. ひかり電話ネクスト (関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能、光IP電話接続機能)、回線終端装置、中継交換機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能、加入電話・メタルIP電話接続機能、中継交換機接続用伝送装置利用機能、中継交換機回線対応部専用機能、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN (MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN (県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注)¹⁶⁷○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの